

第24回 チーム医療推進のための 看護業務検討ワーキンググループ

日時：平成24年7月31日（火）16：00～18：00

場所：厚生労働省19階専用第23会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 特定行為について
 - (2) カリキュラムについて
 - (3) その他
3. 閉会

【配付資料】

座席表

- 資 料 1-1：医行為分類案について（案）
資 料 1-2：「医行為名」等の修正について（案）
資 料 2：カリキュラムについて（案）

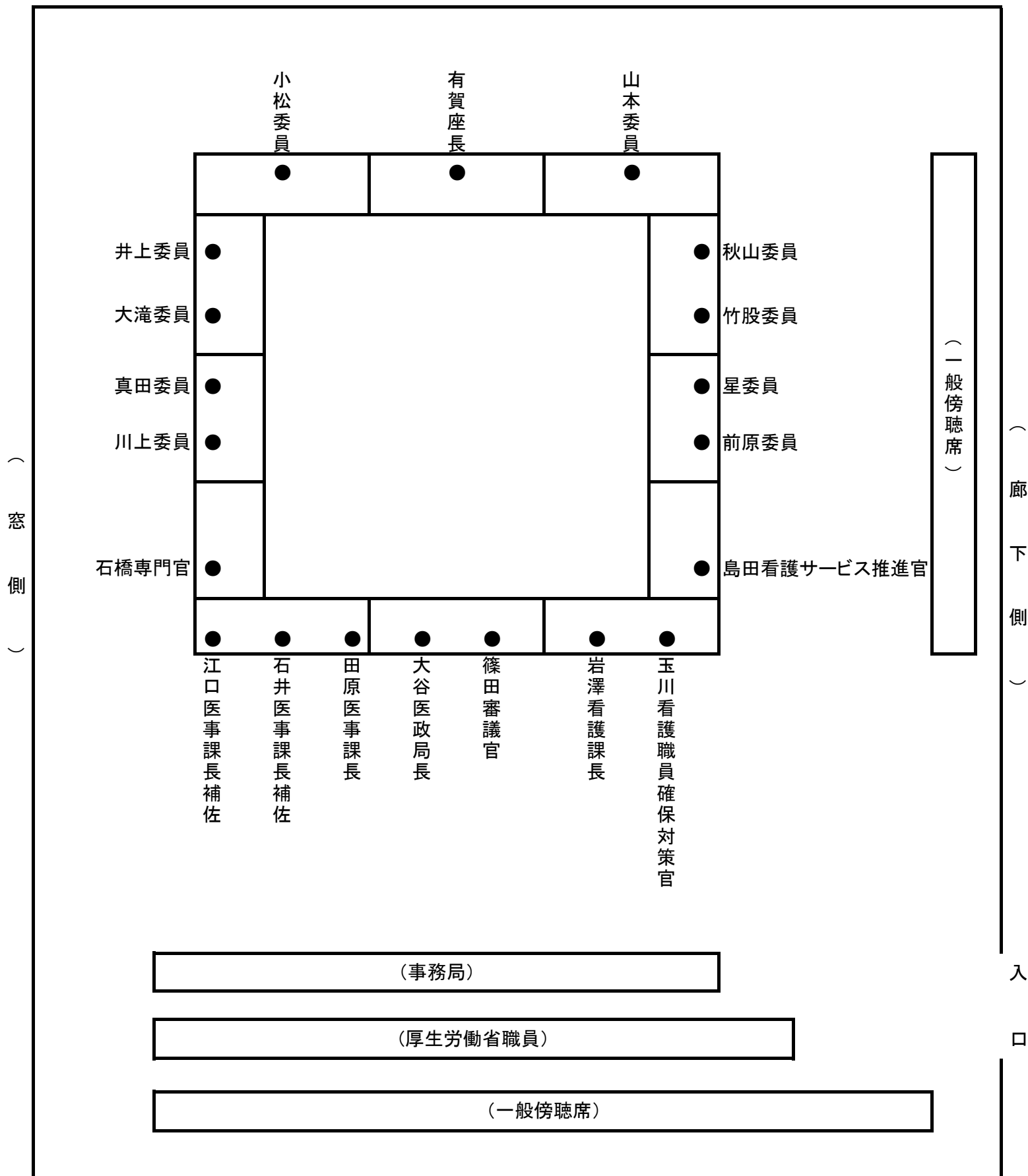
- 参 考 資 料 1：第11・12回チーム医療推進会議における委員の主なご意見
参 考 資 料 2：平成24年度看護師特定能力養成 調査試行事業申請課程一覧

第24回 チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ
配置図

平成24年7月31日(火)

16時00分～18時00分

厚生労働省専用第23会議室(19階)



医行為の分類について (案)

「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において、以下のような考え方の整理と手順で医行為分類(案)を作成した。

1. 検討の進め方

看護業務実態調査(平成22年度実施)等によって明らかとなった看護師が現在実施している様々な行為について、「診療の補助」に該当するか、該当する場合に「特定行為」に該当するか、これまでに看護業務検討WGで議論された特定行為に関する基本的考え方を踏まえ、調査結果等を参考に検討を行った。

なお、医療技術の進展や教育環境の変化等に伴い、看護師の能力や専門性の程度、患者・家族・医療関係者のニーズ等も変化することを念頭に置き、今後も、医療現場の動向の把握に努めるとともに、看護師が実施できる業務の内容等について、適時検討を行う。

2. 検討の対象とした行為

- (1) 看護業務実態調査における調査項目(203項目)
- (2) 特定看護師(仮称)養成 調査試行事業及び特定看護師(仮称)業務試行事業において実施されている行為

3. 分類方法

以下の手順により、「医行為分類検討シート」(別添)を用いて各項目の検討を行った。

(1) 行為の定義

検討に当たっては、それぞれの行為の具体的内容を明確化するために、看護業務実態調査の調査項目等について、医師の指示形態や当該行為の実施が想定される場面等を含めて明らかにする。当該行為の定義については、一定の教育・訓練を受けた看護師が実施することが想定される標準的な状況を前提に行う。また、定義を行った行為について「医行為」に該当するか検討を行う。

(2) 現行法令における位置づけの確認

保健師助産師看護師法や他の医療関係職種に関する法令により「診療の補助」に該当することが具体的に明示されていないか、また、他の職種の業務独占行為として明示されていないか確認を行う。

(3) 特定行為の分類

上記①、②により、「診療の補助」に該当する可能性のあるとされた項目について、看護師の実施可能性について評価を行う。評価を行うに当たっては、患者の病態や状態、実施者の条件、環境要因が標準的な場合を想定し、それぞれの行為については「行為の難易度」と「判断の難易度」の2軸(別紙1)による評価を行うことを基本とする。

4. 総合評価

行為の分類については、以下の5段階で行った。

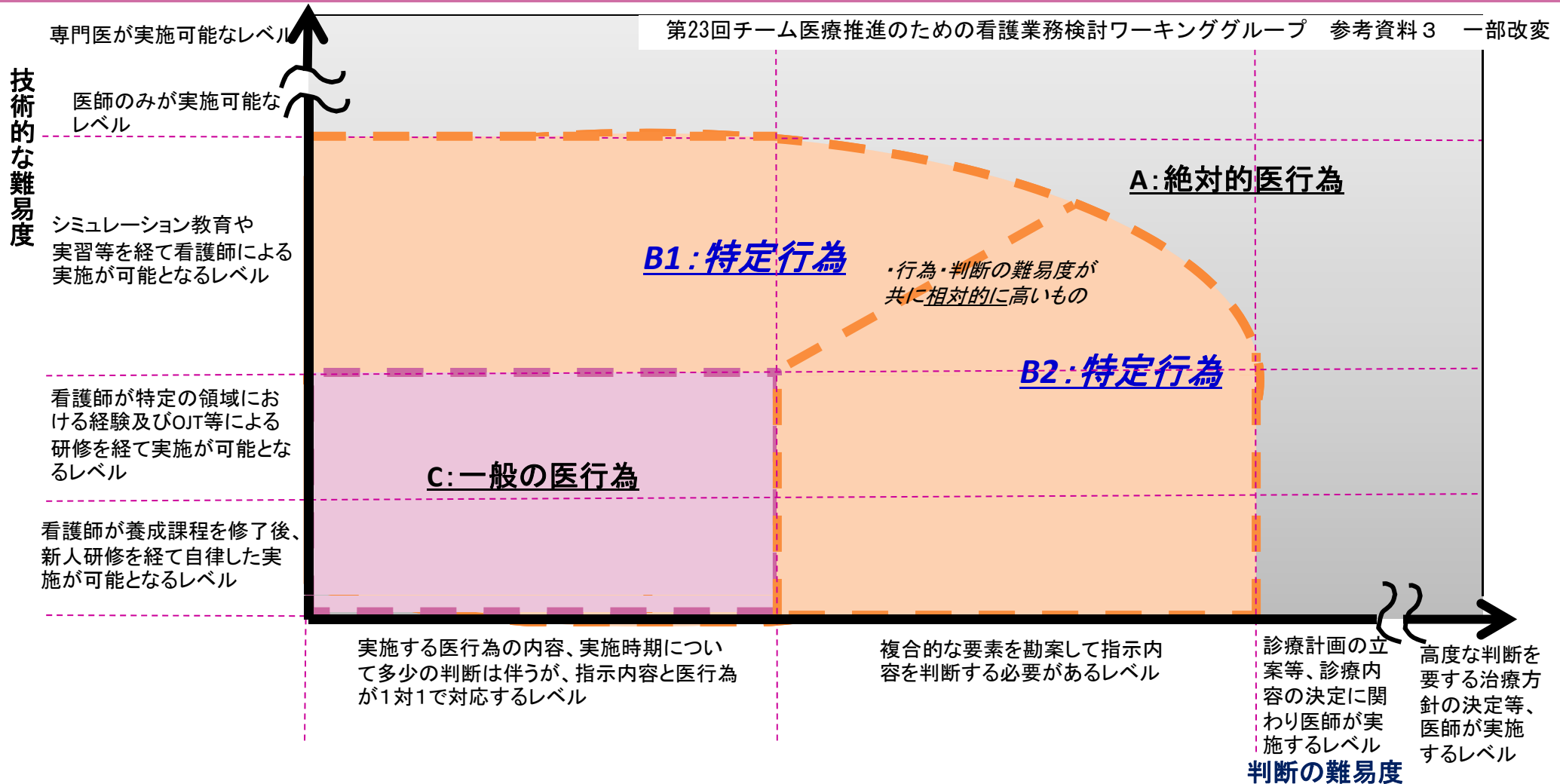
- A. 絶対的医行為
- B. 特定行為
- C. 一般の医行為
- D. 更に検討が必要
- E. 医行為に該当しない

薬剤及び検査に関する行為については、別紙2、3の考え方に基づいて分類を行った。また、看護師が行う業務における行為の類型については、別紙4に整理した。

医行為分類における看護師が行う診療の補助の範囲について(イメージ)(修正版)

別紙1

第23回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ 参考資料3 一部改変



<評価基準(2軸)に関する基本的な考え方について>

- 横軸は「判断の難易度」、縦軸は「技術的な難易度」と考えて難易度を評価する。
- 「判断の難易度」とは、当該行為を実施するか否か、どの行為を実施するかを判断することについての難易度を示すものとする。
- 「技術的な難易度」とは、当該行為を実施する際の難易度として、行為を実施するにあたっての判断(穿刺や縫合における力加減等)も含む難易度を示すものとする。

※この評価軸は診療の補助の範囲を整理するためのものであり、看護の専門性を前提としている。

医行為分類における看護師が行う診療の補助の範囲(イメージ)に関する基本的な考え方

○ 判断の難易度

(1) 実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル

・指示内容、実施時期ともに個別具体的であるもの。

例) A氏にB薬を末梢点滴ルートから▲ml/時間で午前■時に投与という指示に基づき投与

・指示内容、実施時期について多少の判断を伴うもの。

例) 発熱時に薬剤を指示に基づき投与

(2) 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル

例) 尿量、血圧に応じて点滴量・昇圧薬を指示の範囲内で調整

(3) 診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル

例) 手術の可否の決定、薬剤の適応の可否

(4) 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル

例) 術式の決定、治療に係る薬剤の決定

※対象者については、すべて個別具体的に示されている。

判断の難易度

○ 技術的な難易度

(1) 看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル

例) 酸素吸入療法、静脈注射、尿道留置カテーテルの挿入

(2) 看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル

例) 動脈ラインの抜去・圧迫止血

(3) シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル

例) 褥瘡のデブリードマン、気管挿管、非感染創の縫合

(4) 医師のみが実施可能なレベル

例) 腰椎穿刺、硬膜外・脊髄くも膜下麻酔

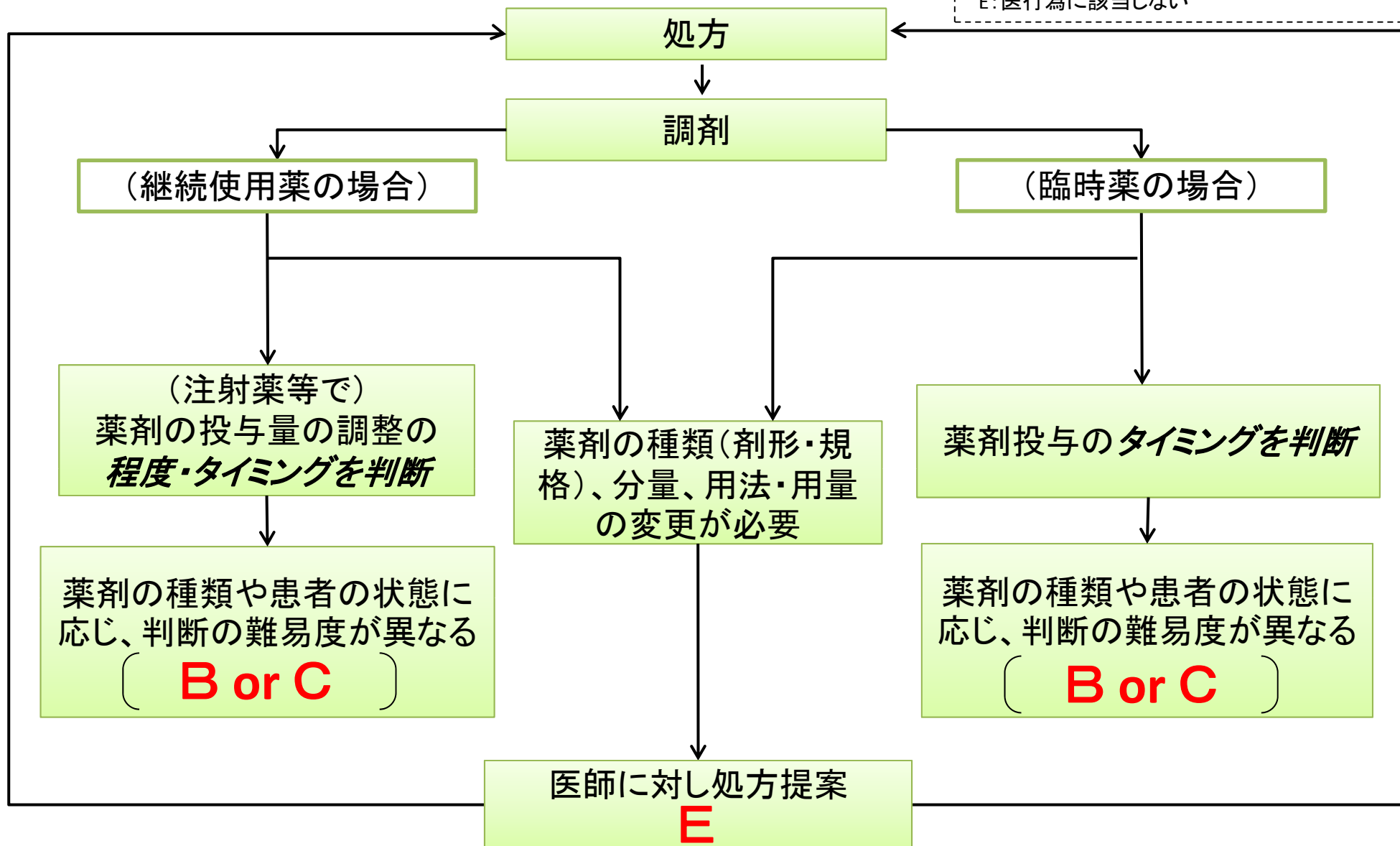
(5) 専門医が実施可能なレベル

例) 人工心肺の開始、体内植込み式ペースメーカーの挿入

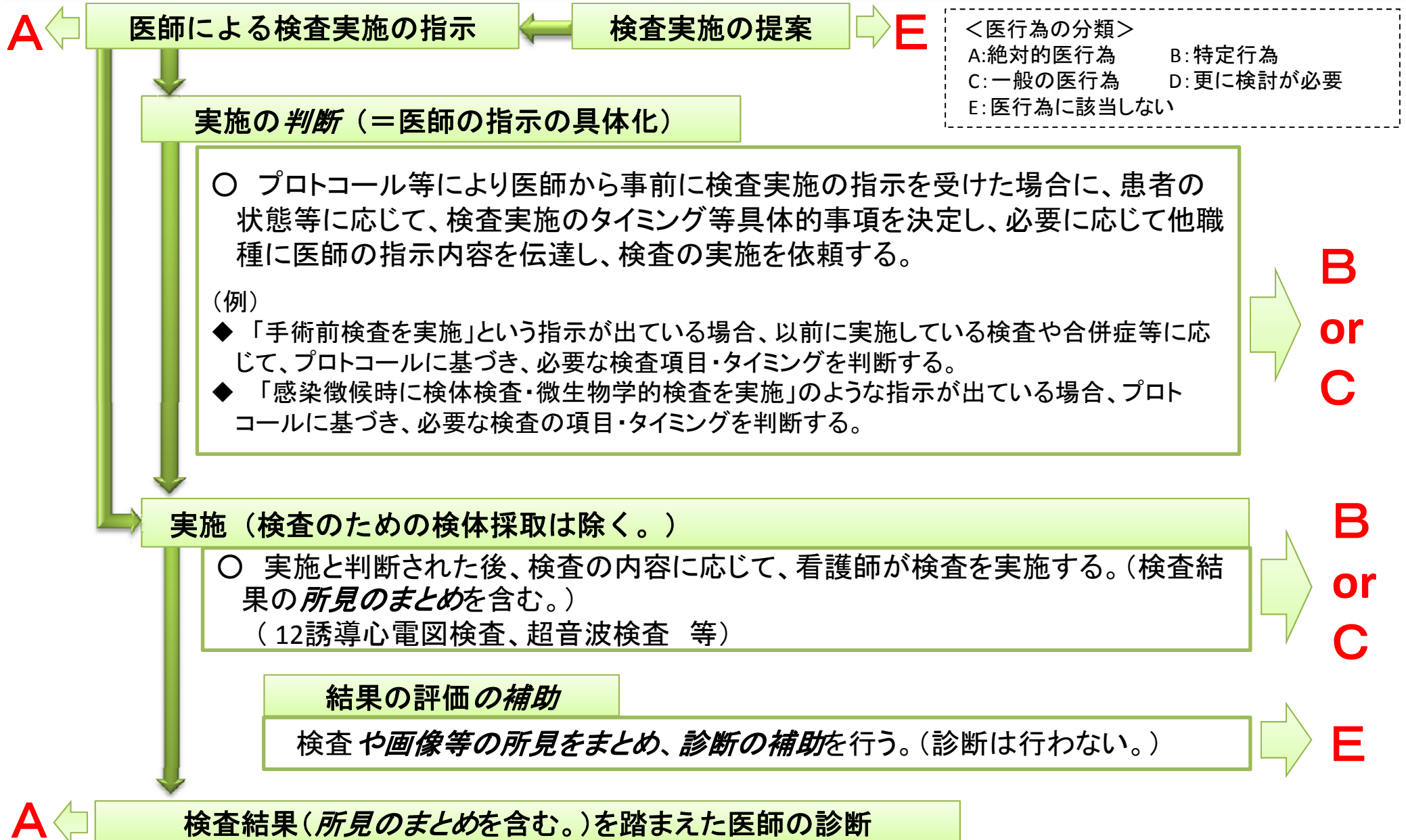
技術的な難易度

2種の評価基準により分類

<医行為の分類>
 A: 絶対的医行為 B: 特定行為
 C: 一般の医行為 D: 更に検討が必要
 E: 医行為に該当しない



看護師が実施する検査に関する行為の分類の考え方について(案)



看護師の業務には、以下の3つの行為類型が含まれている。

- ① 行為自体が身体に危害を及ぼすおそれがあることから、法令上、医行為(診療の補助)として業務独占の対象とされており、無資格者が実施した場合には資格法上、刑事責任を問われる可能性がある行為
- ② 法令上、医行為(診療の補助)としての業務独占はないが、専門的な教育を受けた者でなければ実施が困難な行為
- ③ 法令上、業務独占とはされておらず、また、専門的な教育を受けていなくても実施可能な行為

行為類型	①	②	③
医行為分類	B又はCと分類	Eと分類	Eと分類
行為の特性	<ul style="list-style-type: none"> ○医師の医学的判断をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為) ○医師が自ら行うか、医師の指示の下に看護師等の有資格者が診療の補助として実施する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者に対する医行為の実施等につなぐ行為 ○患者に対する医行為と患者の療養生活の間に位置付けられる行為 ※専門的教育が必要であることから、カリキュラムには盛り込む必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者に対して直接実施しない等、患者に危害を与えるおそれのない行為
看護業務実態調査203項目の具体的な行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ○経口・経鼻挿管の実施 ○動脈ラインの確保 ○体表面創の抜糸・抜鉤 ○酸素投与の開始・中止・投与量の判断 ○脱水の程度の判断と輸液による補正 	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の病状、経過の時間をかけた補足説明 ○患者・家族・医療従事者教育 ○臨時薬剤(解熱剤)の変更の提案 ○術前サマリーの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 書類代行作成、看護業務の補助等 ※203項目はそもそも専門知識が必要なものを中心に選定しているため、該当する行為は原則として存在しない。
行為実施者の責任	<ul style="list-style-type: none"> ○無資格者が実施した場合は、資格法上、刑事責任を問われる可能性がある。 ○医療関係職種が、法令の範囲内で実施した場合には、刑事・民事一般法に基づき責任を問われる可能性がある。(業務上過失致死傷、損害賠償責任等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施者は、資格の有無にかかわらず、刑事・民事一般法に基づき責任を問われる可能性がある。(損害賠償責任等) ○療養上の世話に該当する場合は、看護師又は准看護師の資格を有しない者が実施した場合は資格法上、刑事責任を問われる可能性がある。 	

※行為分類は、以下の5段階で行っている

A: 絶対的医行為

B: 特定行為

C: 一般の医行為

D: 更に検討が必要

E: 医行為に該当しない

看護師が行う診療の補助における医師の指示について

参考

- 医事法制上、医行為（当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）について、自身の判断により実施することができるのは医師に限定されている。
- しかしながら、看護師も医学的判断及び技術に関連する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的な能力を有していることにかんがみ、一定の医行為（診療の補助）については、その能力の範囲内で実施できるか否かに関する医師の医学的判断を前提として、看護師も実施することができることとされている。

〔保健師助産師看護師法 第37条〕

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治医又は歯科医師の指示あった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施してその他助産師の業務に付随する行為をする場合は、この限りでない。

医師は、保健師助産師看護師法に規定する診療の補助（一定の医行為）の範囲内であると判断した後、患者の病態等を踏まえ、当該看護師の具体的能力に応じて、実施する看護師に対して適切な指示を行う。

＜指示が成立する前提条件＞（「チーム医療の推進に関する検討会報告書」より）

- ①対応可能な患者の範囲が明確にされていること
- ②対応可能な病態の変化が明確にされていること
- ③指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容（判断の規準、処置・検査・薬剤の使用の内容等）が示されていること
- ④対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること

【医師の指示】

包括的指示

看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為について一括した指示

具体的指示

医行為を実施する際に伴う様々な判断（実施の適否や実施方法等）について、看護師が裁量的に行う必要がないよう、できるだけ詳細な内容をもって行われる指示

医師の指示について(イメージ)

※①～④の要件を満たし、指示が成立する。

医師の指示が成立する前提条件	条件の例
①対応可能な患者の範囲が明確にされていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者A氏に対する疼痛時指示 ○ 患者B氏に対するクリティカルパス適応の指示 ○ 病棟や外来における約束指示： <ul style="list-style-type: none"> ・状態の安定した入院患者に対するバイタルサイン測定(2回/日)の指示 (→病棟のルールや看護師の判断で測定時間を決定する) ・救急外来におけるウォークイン患者を対象としたトリアージの指示
②対応可能な病態の変化が明確にされていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 38.0度以上の発熱時 ○ 感染徴候出現時 (38.0度以上の発熱、悪寒、発汗、CRP値の上昇、白血球数値の上昇 等)
③指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容(判断の規準、処置・検査・薬剤の使用の内容等)が示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 38.0度以上の発熱時、ジクロフェナクナトリウム座剤25mg挿入 ○ 38.0度以上の発熱時、NSAIDS※(経口又は座剤)投与 ○ 感染徴候出現時、NSAIDS※(経口又は座剤)投与、及び経口セフェム系※抗生物質投与開始 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; color: red; text-align: center;"> <p>指示を受ける看護師の能力により、指示内容の具体性を調整し、指示を行う。</p> </div>
④対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収縮期血圧 80mmHg >、180mmHg < 時はドクターコール <ul style="list-style-type: none"> ①主治医 ②オンコール医師 ○ 解熱剤使用後も熱が下がらない時は主治医コール、夜間は当直医コール ○ 急変時は主治医コール及び院内のルールに従い適切な部署等に連絡

※実際の指示においては薬剤の種類(剤形・規格)、分量、用法・用量が示される。

包括的指示と具体的指示について(イメージ) ①

- 前述の指示の要件を前提とし、医師の指示の下、看護師が診療の補助を行う場合、①患者の状態等を把握して指示された行為を実施する適否と実施時期(タイミング)、及び②指示された行為から、どの行為を選択して実施するか、についての判断の裁量性の程度により「包括的指示」と「具体的指示」に分類されるのではないか。

腹部超音波検査の実施に関する指示の例

【医師の指示】

実施する行為の選択の裁量性

包括的指示

看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為について一括した指示

具体的指示

医行為を実施する際に伴う様々な判断(実施の適否や実施方法等)について、看護師が裁量的に行う必要がないよう、できるだけ詳細な内容をもって行われる指示

包括的指示の例)

- ・急性腹症の患者に対し、プロトコルに基づいて腹部超音波検査を実施。
- ・右上腹部痛とともに叩打痛や悪心等を訴える患者に対し、プロトコルに基づいて腹部超音波検査を実施。

等

具体的指示の例)

強い右上腹部痛を訴えるA氏について、主治医に患者の体温、その他バイタルサインや血液検査の結果等の患者の状態を報告。

→主治医より「A氏に対して、直ちに、右上腹部の胆嚢を中心とした腹部超音波検査を実施。」との具体的指示を受ける。

適否とタイミングの判断の裁量性

包括的指示と具体的指示について(イメージ) ②

- 前述の指示の要件を前提とし、医師の指示の下、看護師が診療の補助を行う場合、①患者の状態等を把握して指示された行為を実施する適否と実施時期(タイミング)、及び②指示された行為から、どの行為を選択して実施するか、についての判断の裁量性の程度により「包括的指示」と「具体的指示」に分類されるのではないか。

褥瘡に関する指示の例

【医師の指示】

包括的指示

看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為について一括した指示

包括的指示の例)

褥瘡を有する患者B氏に対して、DESIGNによる壊死組織判定「N」を認めた時、プロトコールに基づいて、壊死組織除去

- ①外用薬、ドレッシング材を用いた壊死組織の除去
- ②壊死組織と周囲の健常組織との境界が明瞭な場合、外科的デブリードマンを実施

等

具体的指示

医行為を実施する際に伴う様々な判断(実施の適否や実施方法等)について、看護師が裁量的に行う必要がないよう、できるだけ詳細な内容をもって行われる指示

具体的指示の例)

看護師が、B氏の褥瘡の浸出液の量や壊死組織の存在などを確認し、主治医へ報告。

→主治医より「B氏に対して、褥瘡部を洗浄後、壊死部にデキストリンポリマーを塗布、ただしポケット部には用いない」との具体的指示を受ける。

実施する行為の選択の裁量性

適否とタイミングの判断の裁量性

「医行為名」等の修正について（案）

WG委員からのご意見をふまえ、「医行為名」等について、以下のように修正してはどうか。

<WG委員のご意見>

- ・判断・選択・実施の決定は医師が行うべきである。
- ・中止の判断は医師がすべきである。



<修正の方針(案)>

- ・医師の指示の下、実施するタイミング等を、プロトコールに基づいて判断する行為であることが明確となるように表現を変更

<修正案の例>

番号	第 23 回 WG 案		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
8	手術前検査の実施の決定	手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、手術前に必要な検査を判断・選択し、実施の決定を行う。	手術前検査の項目等の判断	医師の指示の下、手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、 <u>プロトコールに基づき</u> 、手術前に必要な検査の項目・タイミングを判断する。	B2
56	酸素投与の開始、中止、投与量の調整の判断	マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。患者の呼吸状態を判断・評価し、 <u>酸素投与の開始、投与方法の選択、投与量の調整、中止の判断</u> を行う。	酸素投与の開始・中止・投与量の判断	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき</u> 、 <u>動脈血酸素飽和度等により患者の呼吸状態を把握し</u> 、 <u>酸素の投与方法の選択・開始・中止・投与量の判断</u> を行う。	C
62	人工呼吸器モードの設定・変更の判断・実施	患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見に基づき、 <u>酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の設定条件を見直し</u> 、人工呼吸器の補助量の変更を判断し設定する。	人工呼吸器モードの設定条件の判断	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見を把握し、 <u>酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件の変更を判断</u> する。	B2

<WG委員のご意見>

- ・一次的評価の意味が分からない。
- ・行為の概要の「結果を評価し」の意味は、診断ではないか。



<修正の方針(案)>

- ・画像検査の読影の補助や検査結果等の所見をまとめ、医師の診断の補助を行う行為であることが具体的にわかるような表現に変更

<修正案の例>

番号	第 23 回 WG 案		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
5	トリアージのための検体検査結果の評価	緊急性や重症度に応じて、 <u>診察の優先度を決定するために実施した</u> 検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)の結果の一次的評価を行い、診察の優先度の決定及びさらに追加が必要な検査の判断を行う。	トリアージのための検体検査結果の評価の補助	<u>医師の指示の下、プロトコールに基づき</u> 、緊急性や重症度に応じて実施された検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)の所見をまとめ、診療の優先度を決定することにより、 <u>医師の診断を補助し</u> 、治療につなげる。	B2
19	腹部超音波検査の結果の評価	病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断し、腹部超音波検査を実施した患者について、状態の把握及び治療の緊急性等を含めて結果の一次的評価を行う。	腹部超音波検査の画像診断の補助	<u>実施された腹部超音波検査の所見をまとめ</u> 、医師の診断を補助する。	E
32	感染症検査(インフルエンザ・ノロウイルス等)の結果の評価	発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等の <u>インフルエンザ様の症状や</u> 、腹痛、下痢、嘔吐等の消化器症状がある患者に対して、感染の流行状況や患者の接触歴等を考慮して実施される感染症検査の結果を評価し、必要な措置等を提案する。	インフルエンザ簡易検査の結果の評価の補助	インフルエンザ様の症状がある患者に対して、感染の流行状況や接触歴等を考慮して実施されたインフルエンザ簡易検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
1	動脈ラインからの採血	事前に確保されている動脈ラインから、動脈血を採取する。	動脈ラインからの採血	医師の指示の下、事前に確保されている動脈ラインから、動脈血を採取する。	C
2	直接動脈穿刺による採血	経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。	直接動脈穿刺による採血	医師の指示の下、プロトコールに基づき、経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。	B1
3	動脈ラインの抜去・圧迫止血	すでに確保されている橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行い、止血を確認する。	動脈ラインの抜去・圧迫止血	医師の指示の下、プロトコールに基づき、すでに確保されている橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行い、止血を確認する。	C
4	トリアージのための検体検査の実施の決定	緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために必要な検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）を患者の病歴や身体所見等から判断・選択し実施の決定を行うとともに、結果の一次的評価につなげる。	トリアージのための検体検査の項目の判断	医師の指示の下、緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために、プロトコールに基づき、必要な検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の項目を判断する。	B2
5	トリアージのための検体検査結果の評価	緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために実施した検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の結果の一次的評価を行い、診察の優先度の決定及びさらに追加が必要な検査の判断を行う。	トリアージのための検体検査結果の評価の補助	医師の指示の下、プロトコールに基づき、緊急性や重症度に応じて実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の所見をまとめ、診察の優先度を決定することにより、医師の診断を補助し、治療につなげる。	B2
6	治療効果判定のための検体検査の実施の決定	薬物療法等の治療効果を判定するために必要な検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）を判断・選択し、実施の決定を行うとともに、結果の一次的評価につなげる。	治療効果判定のための検体検査の実施のタイミング等の判断	医師の指示の下、薬物療法等の治療効果を判定するために、プロトコールに基づき、必要な検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の項目・実施のタイミングを判断する。	B2
7	治療効果判定のための検体検査結果の評価	薬物療法等の治療効果を判定するために実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の結果の一次的評価を行い、追加検査や治療の継続等の必要性の判断を行う。	治療効果判定のための検体検査結果の評価の補助	薬物療法等の治療効果を判定するために実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
8	手術前検査の実施の決定	手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、手術前に必要な検査を判断・選択し、実施の決定を行う。	手術前検査の項目等の判断	医師の指示の下、手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、 <u>プロトコールに基づき</u> 、手術前に必要な検査の項目・タイミングを判断する。	B2
9	単純X線撮影の実施の決定	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、 <u>単純X線撮影の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。</u>	単純X線撮影の実施のタイミング等の判断	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき</u> 、単純X線撮影の部位・実施のタイミング等を判断する。	B2
10	単純X線撮影の画像評価	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で実施した <u>単純X線撮影の結果について、医師の指示の下に治療の必要性も含めて一次的評価を行う。</u>	単純X線撮影の画像診断の補助	実施された単純X線撮影画像の所見をまとめ、 <u>医師の診断を補助する。</u>	E
11	CT、MRI検査の実施の決定	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、 <u>CT、MRI検査の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。</u>	CT、MRI検査の実施のタイミング等の判断	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき</u> 、CT、MRI検査の部位・実施のタイミング等を判断する。	B2
12	CT、MRI検査の画像評価	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で実施した <u>CT、MRI検査の結果について、医師の指示の下に治療の必要性や緊急性等も含めて一次的評価を行う。</u>	CT、MRI検査の画像診断の補助	実施されたCT、MRI検査の所見をまとめ、 <u>医師の診断を補助する。</u>	E
13	造影剤使用検査時の造影剤の投与	造影検査時に、 <u>医師の指示に基づいて造影剤の投与及び投与中の副作用等の観察を行う。</u>	造影剤使用検査時の造影剤の投与	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、造影検査時に造影剤の投与及び投与中の副作用等の観察を行う。	C
14	IVR時の動脈穿刺、カテーテル挿入・抜去の一部実施	IVR施行時に、 <u>経皮的に動脈等を穿刺又は介助等を実施するとともにカテーテルの挿入・抜去の一部を実施し、抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。</u>	IVR(Interventional Radiology)時の動脈穿刺、カテーテル挿入・抜去の一部実施	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、IVR(Interventional Radiology)施行時に、 <u>経皮的な動脈等の穿刺又は穿刺の介助、カテーテルの挿入・抜去の一部を実施する。</u> 抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。	D
15	経腹部的膀胱超音波検査(残尿測定目的)の実施の決定	患者の排尿状態を評価するために、 <u>経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定実施の決定を行う。</u>	経腹部的膀胱超音波検査(残尿測定目的)の実施のタイミングの判断	患者の排尿状態を評価するために、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき</u> 、 <u>経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定の実施のタイミングを判断する。</u>	C

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
16	経腹部的膀胱超音波検査（残尿測定目的）の実施	患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波（膀胱用超音波診断装置）による残尿測定を実施し、結果の一次的評価につなげる。	経腹部的膀胱超音波検査（残尿測定目的）の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波（膀胱用超音波診断装置）による残尿測定を実施する。	C
17	腹部超音波検査の実施の決定	患者の病歴や身体所見、検体検査の結果等から腹部超音波検査の必要性を判断し、目的に合わせた検査の実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。	腹部超音波検査の実施のタイミング等の判断	医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の病歴や身体所見、検体検査の結果等から目的に合わせた腹部超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。	B2
18	腹部超音波検査の実施	病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断した患者に対して、腹部超音波検査を実施するとともにレポートを作成し結果の一次的評価へつなげる。	腹部超音波検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要と判断された患者に対して、目的に合わせた腹部超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。	B1又はB2
19	腹部超音波検査の結果の評価	病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断し、腹部超音波検査を実施した患者について、状態の把握及び治療の緊急性等を含めて結果の一次的評価を行う。	腹部超音波検査の画像診断の補助	実施された腹部超音波検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E
20	心臓超音波検査の実施の決定	病歴や身体診査所見、12誘導心電図等から、心疾患が疑われる患者に対して、心機能や血流を評価する目的で、心臓超音波検査の実施の決定を行い、実施および一次的評価につなげる。	心臓超音波検査の実施のタイミングの判断	心機能や血流を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、心臓超音波検査の実施のタイミングを判断する。	B2
21	心臓超音波検査の実施	病歴や身体診査所見、12誘導心電図等から、心疾患が疑われる患者に対して心機能や血流を評価する目的で心臓超音波検査を実施するとともにレポートを作成し結果の一時的評価へつなげる。	心臓超音波検査の実施	心機能や血流を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき心臓超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。	B1又はB2
22	心臓超音波検査の結果の評価	病歴や身体診査所見、12誘導心電図等から、心疾患が疑われる患者に対して、心機能や血流を評価する目的で実施される心臓超音波検査において、状態を把握するとともに治療の緊急性等を含めて、結果の一次的評価を行う。	心臓超音波検査の画像診断の補助	実施された心臓超音波検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E
23—1	頸動脈超音波検査の実施の決定	全身の循環動態の評価及び動脈硬化症の診断等の目的で、頸動脈超音波検査の実施の決定を行い、実施につなげる。	頸動脈超音波検査の実施のタイミングの判断	全身の循環動態の評価及び動脈硬化症の診断等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、頸動脈超音波検査の実施のタイミングを判断する。	B2

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
23—2	頸動脈超音波検査の実施	全身の循環動態の評価及び動脈硬化症の診断等の目的で、頸動脈超音波検査を実施するとともにレポートを作成し結果の一次的評価へつなげる。	頸動脈超音波検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、全身の循環動態の評価及び動脈硬化症の診断等の目的で、頸動脈超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。	B1又はB2
24—1	表在超音波検査の実施の決定	病歴や身体診察所見等から、表在超音波検査（甲状腺、乳腺等）の必要性を判断して、実施の決定を行い、実施につなげる。	表在超音波検査の実施のタイミング等の判断	医師の指示の下、プロトコールに基づき、表在超音波検査（甲状腺、乳腺等）の部位・実施のタイミング等を判断する。	B2
24—2	表在超音波検査の実施	診断の目的等で、表在超音波検査（甲状腺、乳腺等）を実施するとともにレポートを作成し結果の一次的評価へつなげる。	表在超音波検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、診断の目的等で、表在超音波検査（甲状腺、乳腺等）を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。	B1又はB2
25—1	下肢血管超音波検査の実施の決定	下肢血流障害の診断目的等で、下肢血管超音波検査の実施の決定を行い、実施につなげる。	下肢血管超音波検査の実施のタイミング等の判断	下肢血流障害の診断目的等で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、下肢血管超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。	B2
25—2	下肢血管超音波検査の実施	下肢血流障害の診断目的等で、下肢血管超音波検査を実施するとともにレポートを作成し結果の一次的評価へつなげる。	下肢血管超音波検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、下肢血流障害の診断目的等で、下肢血管超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。	B1又はB2
26—1	術後下肢動脈ドップラー検査の実施の決定	下肢の血流評価等の目的で、術後下肢動脈ドップラー検査の実施を決定し、実施及び結果の一次的評価につなげる。	術後下肢動脈ドップラー検査の実施のタイミングの判断	下肢の血流評価等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、術後下肢動脈ドップラー検査の実施のタイミングを判断する。	C
26—2	術後下肢動脈ドップラー検査の実施	全身の循環動態の評価等の目的で、術後下肢動脈ドップラー検査を実施し、結果の一次的評価につなげる。	術後下肢動脈ドップラー検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、全身の循環動態の評価等の目的で、術後下肢動脈ドップラー検査を実施するとともに所見をまとめ、医師の診断を補助する。	C
27	12誘導心電図検査の実施の決定	不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、12誘導心電図検査の実施の決定をし、実施及び結果の一次的評価につなげる。	12誘導心電図検査の実施のタイミングの判断	不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、12誘導心電図検査の実施のタイミングを判断する。	C

行為名・行為の概要一覧

医行為 番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
28	12誘導心電図検査の実施	不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、12誘導心電図検査を実施する。	12誘導心電図検査の実施	不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、12誘導心電図検査を実施する。	C
29	12誘導心電図検査の結果の評価	不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で実施される12誘導心電図検査の結果について、状態を把握するとともに治療の緊急性等も含めて一次的評価を行う。	12誘導心電図検査結果に基づく診断の補助	実施された12誘導心電図検査結果の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E
30	感染症検査（インフルエンザ・ノロウイルス）の実施の決定	発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等のインフルエンザ様の症状や、腹痛、下痢、嘔吐等の消化器症状がある患者に対して、感染の流行状況や患者の接触歴等を考慮して必要な感染症簡易検査の必要性を判断し実施を決定する。	インフルエンザ簡易検査の実施のタイミングの判断	医師の指示の下、プロトコールに基づき、感染の流行状況や患者の症状や接触歴等を考慮して、インフルエンザ簡易検査の実施のタイミングを判断する。	C
31	感染症検査（インフルエンザ・ノロウイルス等）の実施	発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等のインフルエンザ様の症状や、腹痛、下痢、嘔吐等の消化器症状がある患者に対して、感染の流行状況や患者の接触歴等を考慮して必要な感染症検査を実施する。	インフルエンザ簡易検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、流行状況や患者の接触歴等を考慮してインフルエンザ簡易検査を実施する。	C
32	感染症検査（インフルエンザ・ノロウイルス等）の結果の評価	発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等のインフルエンザ様の症状や、腹痛、下痢、嘔吐等の消化器症状がある患者に対して、感染の流行状況や患者の接触歴等を考慮して実施される感染症検査の結果を評価し、必要な措置等を提案する。	インフルエンザ簡易検査の結果の評価の補助	インフルエンザ様の症状がある患者に対して、感染の流行状況や接触歴等を考慮して実施された、インフルエンザ簡易検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E
33	薬剤感受性検査 実施の決定	感染の起因菌を明らかにし、効果が高い抗菌剤を選択するために、医師の指示の下に薬剤感受性検査の実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。	薬剤感受性検査の実施のタイミング等の判断	感染の起因菌を明らかにし、効果が高い抗菌薬を選択するために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、薬剤感受性検査の項目・実施のタイミング等を判断する。	B2
34	真菌検査の実施の決定	皮膚症状の原因を診断する目的で、医師の指示の下、看護師が真菌検査の実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。	真菌検査の実施のタイミングの判断	皮膚症状の原因を診断する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、真菌検査の実施のタイミングを判断する。	B2
35	真菌検査の結果の評価	皮膚症状の原因を診断する目的で実施される真菌検査の結果について一次的評価を行い、他者への感染予防対策等の必要性を判断する。	真菌検査の結果の評価の補助	皮膚症状の原因を診断する目的で実施された真菌検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為 番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
36	微生物学検査実施の決定	感染の原因微生物を診断し適切な治療を行う目的で、医師の指示の下、看護師が微生物学検査の実施の決定を行い、実施及び結果の一次的評価へつなげる。	微生物学検査の実施のタイミング等の判断	感染の原因微生物を診断し適切な治療を行う目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、微生物学検査の項目・実施のタイミング等を判断する。	B2
37	微生物学検査の実施：スワブ法	感染の原因微生物を診断する目的で、医師の指示の下、看護師が微生物学検査（スワブ法）を実施する。	微生物学検査の実施：スワブ法	感染の原因微生物を診断し適切な治療を行う目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき微生物学検査（スワブ法）として検体を採取する。	C
38	薬物血中濃度検査（TDM）実施の決定	薬物療法において、治療効果や副作用に関する様々な因子をモニタリングし、個別化した薬物投与を行うために、薬物血中濃度（TDM）の実施の決定を行う。	薬物血中濃度検査（TDM）の実施のタイミングの判断	薬物療法において、治療効果や副作用に関する様々な因子をモニタリングし、個別化した薬物投与を行うために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、薬物血中濃度検査（TDM）の実施のタイミングを判断する。	B2
39	スパイロメトリー実施の決定	呼吸機能を評価する目的で実施する検査の一環として、スパイロメトリー実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。	スパイロメトリー実施のタイミングの判断	医師の指示の下、プロトコールに基づき、呼吸機能を評価する目的で実施する検査の一環として、スパイロメトリー実施のタイミングを判断する。	B2
40	直腸内圧測定・肛門内圧測定実施の決定	排便機能の評価及び排便障害の診断目的で、直腸内圧・肛門内圧測定実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。	直腸内圧測定・肛門内圧測定のタイミングの判断	排便機能の評価及び排便障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、直腸内圧・肛門内圧測定のタイミングを判断する。	B2
41	直腸内圧測定・肛門内圧測定の実施	排便機能の評価及び排便障害の診断目的で、圧力センサーを直腸・肛門内に挿入し、安静左側臥位で直腸肛門内圧（①安静時内圧、②随意収縮圧、③機能的肛門長）の測定を実施する。	直腸内圧測定・肛門内圧測定の実施	排便機能の評価及び排便障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、圧力センサーを直腸・肛門内に挿入し、直腸肛門内圧（①安静時内圧、②随意収縮圧、③機能的肛門長）の測定を実施する。	B1
42	膀胱内圧測定実施の決定	膀胱機能の評価及び排尿障害の診断目的で、膀胱内圧測定実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。	膀胱内圧測定のタイミングの判断	膀胱機能の評価及び排尿障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、膀胱内圧測定のタイミングを判断する。	B2
43	膀胱内圧測定の実施	膀胱機能の評価及び排尿障害の診断目的で、尿道からカテーテルを挿入し膀胱内に生理食塩水あるいは炭酸ガスを注入しながら、同時に膀胱内圧の測定を実施する。	膀胱内圧測定の実施	膀胱機能の評価及び排尿障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、尿道からカテーテルを挿入し膀胱内に生理食塩水または炭酸ガスを注入しながら、膀胱内圧の測定を実施する。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
44	血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の実施の決定	末梢動脈疾患の診断及び治療効果の評価、あるいはフットケア評価等の目的で実施する検査の一環として、 <u>血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の実施の決定を行い、実施及び結果の一次的評価につなげる。</u> ABI: 足関節上腕血圧比、PWV: 脈波伝播速度、SPP: 皮膚灌流圧測定 (任意の部位で測定可)	血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の実施のタイミング等の判断	医師の指示の下、末梢動脈疾患の診断及び治療効果の評価、あるいはフットケア評価等の目的で実施する検査の一環として、 <u>プロトコールに基づき、血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の項目・実施のタイミング等を判断する。</u> ※ABI: 足関節上腕血圧比、PWV: 脈波伝播速度、SPP: 皮膚灌流圧測定 (任意の部位で測定可)	B2
45	血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の実施	全身の循環動態の評価及び末梢動脈疾患の診断等の目的で、 <u>血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) を実施し、結果の一次的評価につなげる。</u>	45-1 血流評価検査 (ABI/PWV) の実施	全身の循環動態の評価及び末梢動脈疾患の診断等の目的で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、血流評価検査 (ABI/PWV) を実施する。</u>	C
			45-2 血流評価検査 (SPP) の実施	全身の循環動態の評価及び末梢動脈疾患の診断等の目的で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、血流評価検査 (SPP) を実施する。</u>	B1
46	血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の結果の評価	末梢動脈疾患の診断及び治療効果の評価、あるいはフットケア評価等の目的で行われる血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) において、 <u>結果の一次的評価を行い、状態の把握及び治療効果等の判断を行う。</u>	血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) 結果の評価の補助	末梢動脈疾患の診断及び治療効果の評価、あるいはフットケア評価等の目的で実施された血流評価検査 (ABI/PWV/SPP) の所見をまとめ、 <u>医師の診断を補助する。</u>	E
47	骨密度検査の実施の決定	骨の機能評価、又は薬物療法における副作用の評価・判断等の目的で、 <u>骨密度検査の実施の決定を行う。</u>	骨密度検査 (超音波測定法) の実施のタイミングの判断	骨の機能評価、又は薬物療法における副作用の評価・判断等の目的で、 <u>骨密度検査 (超音波測定法) の実施のタイミングを判断する。</u> ※骨密度検査 (超音波測定法): 測定部位 (踵骨等) に超音波ゼリーを塗布後、測定器にのせてスタートボタンを押すのみで測定結果が数秒で提示される簡易なもの	E
48	骨密度検査の結果の評価	骨の機能評価、又は薬物療法における副作用の評価・判断等の目的で実施される骨密度検査の結果について、 <u>一次的評価を行い、状態の把握及び治療の必要性等の判断を行う。</u>	骨密度検査の結果の評価の補助	骨の機能評価、又は薬物療法における副作用の評価等の目的で実施された骨密度検査の所見をまとめ、 <u>医師の診断を補助する。</u>	E
49	嚥下造影の実施の決定	嚥下機能の評価及び嚥下障害の診断目的で、 <u>嚥下造影の実施の決定を行う。</u>	嚥下造影の実施のタイミングの判断	嚥下機能の評価及び嚥下障害の診断目的で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき嚥下造影の実施のタイミングを判断する。</u>	B2

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
50	嚥下内視鏡検査の実施の決定	嚥下機能及び嚥下訓練の評価、嚥下関連器官の観察あるいは嚥下障害の診断目的で、嚥下内視鏡検査の実施の決定を行い、実施につなげる。	嚥下内視鏡検査の実施のタイミングの判断	嚥下機能及び嚥下訓練の評価、嚥下関連器官の観察あるいは嚥下障害の診断目的で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、嚥下内視鏡検査の実施のタイミングを判断する。</u>	D
51	嚥下内視鏡検査の実施	嚥下機能及び嚥下訓練の評価、嚥下関連器官の観察あるいは嚥下障害の診断目的で、経鼻カメラを挿入し内視鏡検査を実施する。	嚥下内視鏡検査の実施	嚥下機能及び嚥下訓練の評価、嚥下関連器官の観察あるいは嚥下障害の診断目的で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、経鼻カメラを挿入し内視鏡検査を実施する。</u>	D
52	眼底検査の実施の決定	<u>眼科疾患の診断・診察の他に、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として、眼底検査の実施の決定を行い、実施及び結果の一次的評価につなげる。</u>	眼底検査の実施のタイミング等の判断	医師の指示の下、プロトコールに基づき、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として、眼底検査の実施のタイミング等を判断する。	B2
53	眼底検査の実施	<u>眼科疾患の診断・診察の他に、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として、眼底カメラにて瞳孔を通して眼底を照明・撮影し、結果の一次的評価へつなげる。</u>	眼底検査の実施	慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づいて、眼底カメラにて瞳孔を通して眼底を照明・撮影する。</u>	B1又はC
54	眼底検査の結果の評価	<u>眼科疾患の診断・診察の他に、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として実施される眼底検査において、結果の一次的評価を行い、状態の把握及び治療の必要性や緊急性等の判断を行う。</u>	眼底検査結果の評価の補助	眼科疾患の診断・診察の他に、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として実施された眼底検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	E
55	ACT(活性化凝固時間)測定実施の決定	血液凝固能の評価、又は投与している抗凝固薬が適量かどうかの判定等の目的で、ACT(活性化凝固時間)測定実施の決定を行い、実施につなげる。	ACT(活性化凝固時間)測定のタイミングの判断	血液凝固能の評価、又は投与している抗凝固薬が適量かどうかの判定等の目的で、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、ACT(活性化凝固時間)測定のタイミングを判断する。</u>	C
56	酸素投与の開始、中止、投与量の調整の判断	マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。患者の呼吸状態を判断・評価し、 <u>酸素投与の開始、投与方法の選択、投与量の調整、中止の判断を行う。</u>	酸素投与の開始・中止・投与量の判断	医師の指示の下、プロトコールに基づき、マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、動脈血酸素飽和度等により患者の呼吸状態を把握し、酸素の投与方法の選択・開始・中止・投与量の判断を行う。</u>	C
57	気管カニューレの選択・交換	<u>気管切開術後に一定期間が経過し、切開部分の創部トラブルのない患者に対して、留置している気管カニューレを、気管の状態や用途に合わせてサイズや種類を選択し交換する。</u>	気管カニューレの選択・交換	医師の指示の下、プロトコールに基づき、留置している気管カニューレを、気管の状態や用途に合わせてサイズや種類を選択し交換する。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
58	経皮的気管穿刺針(トラヘルパー等)の挿入	緊急時の気管切開による気道の確保、気管内分泌物の吸引、気管内及び気管切開孔の狭窄防止や保持の何れかを目的として経皮的又は気管切開孔から気管内にテフロンチューブを挿管して一次的に留置する。	経皮的気管穿刺針(トラヘルパー等)の挿入	緊急時の気管切開による気道の確保、気管内分泌物の吸引、気管内及び気管切開孔の狭窄防止や保持の何れかを目的として経皮的又は気管切開孔から気管内にテフロンチューブを挿管して一次的に留置する。	A
59	挿管チューブの位置調節(深さの調整)	気道確保や人工呼吸管理の目的で気管挿管され、呼吸状態が安定している患者の挿管チューブを患者の体格等に応じて適切な部位に位置するように、挿管チューブの深さの調整を行う。	挿管チューブの位置調節	気道確保や人工呼吸管理の目的で気管挿管され、呼吸状態が安定している患者の挿管チューブを、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の体格等に応じて適切な部位に位置するように、挿管チューブの深さの調整を行う。</u>	B1
60	経口・経鼻挿管の実施	気道閉塞が認められ確実な気道確保が必要な患者や用手換気や人工呼吸管理が必要な患者に、経口・経鼻挿管を実施する。 <u>バックマスクで十分な換気を行い、喉頭鏡を用いて経口または経鼻より気管チューブを挿入する。挿入後、片肺挿管や食道挿管になっていないことを確認する。</u>	経口・経鼻挿管の実施	<u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、気道閉塞が認められ確実な気道確保が必要な患者や用手換気や人工呼吸管理が必要な患者に、経口・経鼻挿管を実施する。</u>	B1
61	経口・経鼻挿管チューブの抜管	気管チューブのカフの空気を抜いて、経口または経鼻より気道内に留置している気管チューブを抜去する。 <u>(抜管後に気道狭窄や呼吸状態が悪化した場合は、再挿管を実施する。)</u>	経口・経鼻挿管チューブの抜管	<u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、気管チューブのカフの空気を抜いて、経口または経鼻より気道内に留置している気管チューブを抜去する。抜管後に気道狭窄や呼吸状態が悪化した場合は、再挿管を実施する。</u>	B1
62	人工呼吸器モードの設定・変更の判断・実施	患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見に基づき、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の設定条件を見直し、人工呼吸器の補助量の変更を判断し設定する。	人工呼吸器モードの設定条件の判断	<u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見を把握し、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件の変更を判断する。</u>	B2
63	人工呼吸管理下の鎮静管理	人工呼吸器管理下の患者の鎮静薬の投与量を意識レベル等の身体所見を観察しながら調整し、人工呼吸器と患者を同調させ、酸素消費量及び安静を保つ。また、人工呼吸器を装着した集中治療中の患者に対し、睡眠・覚醒のリズムを確保し、鎮静薬の投与を開始する。	人工呼吸管理下の鎮静管理	<u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、人工呼吸器管理下の患者の鎮静薬の投与量を意識レベル等の身体所見を観察しながら調整し、人工呼吸器と患者を同調させ、酸素消費量及び安静を保つ。また、人工呼吸器を装着した集中治療中の患者に対し、睡眠・覚醒のリズムを確保し、鎮静薬の投与を開始する。</u>	B2又はC

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
64	人工呼吸器装着中の患者のウィニングスケジュール作成と実施	人工呼吸器を装着されている患者が人工呼吸器から離脱できるように、身体診査所見及び検査所見の評価に基づき、徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減じる様な人工呼吸器の設定条件の計画を作成し実施する。	人工呼吸器装着中の患者のウィニングスケジュール作成と実施	人工呼吸器装着中の患者の人工呼吸器からの離脱を指し、身体診査所見及び検査所見を確認しながら徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減じる人工呼吸器の設定計画をプロトコールに基づいて作成し、医師の指示の下、実施する。	B2
65	小児の人工呼吸器の選択：HFO対応か否か	肺低形成や新生児横隔膜ヘルニアや気胸、IRDS合併例など従来の陽圧換気では気道内圧が上昇し十分に換気ができない場合に、最低陽圧時の肺胞ガスに振動を加え拡散効果を図ることで気道内圧を抑えながら効率的に換気ができる人工呼吸器を選択する。	小児の人工呼吸器の選択：HFO（高頻度振動換気法）対応か否か	医師の指示の下、従来の人工呼吸器では十分に換気ができない小児に対し、プロトコールに基づき、HFO（高頻度振動換気法）の適否を含めて人工呼吸器を選択する。	D
66	NPPV開始、中止、モード設定	通常の酸素投与では酸素化が不十分で呼吸不全が解決できない場合、気管挿管を実施することなく密閉性の高いマスクを装着し非侵襲的に陽圧換気を開始し、呼吸状態に応じて設定モードの調整や中止の判断を行う。	NPPV（非侵襲的陽圧換気療法）開始、中止、モード設定	通常の酸素投与では酸素化が不十分で呼吸不全が解決できない場合、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、気管挿管を実施することなく密閉性の高いマスクを装着し非侵襲的に陽圧換気を開始し、呼吸状態に応じて設定モードの調整や中止の判断を行う。	B2
67	浣腸の実施の決定	排ガスや排便の促進等を目的に、肛門からチューブ等を挿入し、微温湯あるいは薬液注入による浣腸の実施の決定を行う。	浣腸の実施のタイミング等の判断	排ガスや排便の促進等を目的に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、肛門からチューブ等を挿入し、微温湯あるいは薬液注入による浣腸の種類・実施のタイミング等を判断する。	C
68	創部洗浄・消毒	感染防止等の目的で、生理食塩水や水道水を用いて創傷部位を洗浄し汚染物質・異物・体液等の除去、壊死組織の除去を行う。また留置ドレーンやカテーテル等の刺入部に対し消毒薬を用いて消毒後、ガーゼや貼付剤等で保護する。	創部洗浄・消毒	感染防止等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、生理食塩水や水道水を用いて創傷部位を洗浄し、汚染物質・異物・体液等の除去、壊死組織の除去を行う。また留置ドレーンやカテーテル等の刺入部に対し消毒薬を用いて消毒後、ガーゼや貼付剤等で保護する。	C
69	褥瘡の壊死組織のデブリードマン	褥瘡部の壊死組織で遊離した、血流のない組織をハサミ、メス、ピンセット等で取り除き、創洗浄、排膿などを行う。出血があった場合は電気凝固メス等による止血処置を行う。	【69・70】-1 褥瘡の壊死組織のサージカルデブリードマン	手術室において、再建手術を前提として、腐骨や、壊死周囲組織を含めた褥瘡部の壊死組織を電気メスや、ノミ、リユーエル鉗子等を使用して広範な切除を行う。	A
70	電気凝固メスによる止血（褥瘡部）	電気凝固メス（高周波電流）の出力調整を行い、傷口等の出血点を直接又はピンセットで把持して、電気凝固メスを用いて出血点を焼き、止血する。	【69・70】-2 褥瘡の壊死組織のシャープデブリードマン・止血	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、褥瘡部の壊死組織で遊離した、血流のない組織をハサミ、メス、ピンセット等で取り除き、創洗浄、排膿などを行う。出血があった場合は電気凝固メス等による止血処置を行う。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
71	巻爪処置(ニッパー、ワイヤーを用いた処置)	爪の遊離部分を確認し、巻き爪部分をニッパーで切り、皮膚へのくい込みを取り除く。爪の先端部分の両端に注射針等で穴を開け、(超弾性)ワイヤーを通して接着剤で固定し、巻き爪を矯正する。	71-1 巻爪処置(ニッパーを用いた処置)	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、爪の遊離部分を確認し、巻き爪部分をニッパーで切り、皮膚へのくい込みを取り除く。	C
			71-2 巻爪処置(ワイヤーを用いた処置)	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、爪の巻き爪部分をニッパーで切ったあとに、爪の先端部分の両端に注射針等で穴を開け、(超弾性)ワイヤーを通して接着剤で固定し、巻き爪を矯正する。	B1
72	胼胝・鶏眼処置(コーンカッター等を用いた処置)	足底や指等に発生した胼胝および鶏眼を除去するため、コーンカッターを用いて硬化、肥厚、増殖した角質部分を切削する。	コーンカッターを用いた胼胝・鶏眼処置	足底や指等に発生した胼胝および鶏眼を除去するため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、コーンカッターを用いて硬化、肥厚、増殖した角質部分を切削する。	C
73	皮下膿瘍の切開・排膿：皮下組織まで	表層(皮下組織まで)の切開を行い、皮下に貯留した膿等を排膿する。	皮下膿瘍の切開・排膿：皮下組織まで	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、表層(皮下組織まで)の切開を行い、皮下に貯留した膿等を排膿する。	B1
74	創傷の陰圧閉鎖療法の実施	慢性、難治性の創傷に対して、創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード(連続、間欠吸引)選択を行い、創に陰圧をかけることにより、創の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治癒を促進させる。	創傷の陰圧閉鎖療法の実施	慢性、難治性の創傷に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード(連続、間欠吸引)選択を行い、創に陰圧をかけることにより、創の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治癒を促進させる。	B1
75	表創(非感染創)の縫合：皮下組織まで(手術室外で)	外傷(切創、裂創)等で、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創に対して縫合針を用いて縫合を行う。	表創(非感染創)の縫合：皮下組織まで	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、外傷(切創、裂創)等で、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創に対して縫合針を用いて縫合を行う。	B1
76	非感染創の縫合：皮下組織から筋層まで(手術室外で)	外傷(切創、裂創)等で、筋層まで達する非感染創を、筋層から皮下組織の順に縫合針を用いて縫合する。	非感染創の縫合：皮下組織から筋層まで	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、外傷(切創、裂創)等で、筋層まで達する非感染創を、筋層から皮下組織の順に縫合針を用いて縫合する。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
77	医療用ホッチキス(スキンステプラー)の使用(手術室外で)	皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創の外傷(切創、裂創)等で、かつ切創面が複雑でない創部に対し医療用ホッチキスを用いて縫合する。	医療用ホッチキスの使用	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創の外傷(切創、裂創)等で、かつ切創面が複雑でない創部に対し医療用ホッチキスを用いて縫合する。	B1
78	体表面創の抜糸・抜鉤	体表面創の観察をするとともに、医療用ハサミを用いて抜糸、又は抜鉤器を用いて医療用ホッチキスの抜鉤を行う。	体表面創の抜糸・抜鉤	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、体表面創の観察をするとともに、医療用ハサミを用いて抜糸、又は抜鉤器を用いて医療用ホッチキスの抜鉤を行う。	C
79	動脈ラインの確保	経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。(前壁のみを穿刺する方法の他に動脈貫通法もある。)	動脈ラインの確保	医師の指示の下、プロトコールに基づき、経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。	B1
80	末梢静脈挿入式静脈カテーテル(PICC)挿入	超音波検査において穿刺静脈を選択・判断し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺、末梢静脈挿入式静脈カテーテル(PICC)を挿入する。	PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)を挿入する。	B1
81	中心静脈カテーテル挿入	体表より経静脈的にカテーテルを挿入し、カテーテル先端を中心静脈内(上大静脈、下大静脈)に留置する。経路は鎖骨下静脈及び内頸静脈が一般的であるが、外頸静脈、大腿静脈、上腕尺側皮静脈を使用する場合もある。	中心静脈カテーテル挿入	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、体表より鎖骨下静脈又は内頸静脈、外頸静脈、大腿静脈、上腕尺側皮静脈等にカテーテルを挿入し、カテーテル先端を中心静脈内(上大静脈、下大静脈)に留置する。	D
82	中心静脈カテーテルの除去	中心静脈に挿入しているカテーテルの固定糸を抜糸しカテーテルを引き抜き、全長が抜去されたことを確認し、除去部分を圧迫止血する。	中心静脈カテーテルの除去	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、中心静脈に挿入しているカテーテルの固定糸を抜糸しカテーテルを引き抜き、止血するとともに、全長が抜去されたことを確認する。	B1
83	膵管・胆管チューブの管理:洗淨	膵管・胆管チューブの閉塞予防等の目的で、少量の生理食塩水をゆっくりとチューブ内に注入、排出させる。	膵管・胆管チューブの管理:洗淨	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、膵管・胆管チューブの閉塞予防等の目的で、少量の生理食塩水をゆっくりとチューブ内に注入、排出させて洗淨を行う。	D
84	膵管・胆管チューブの入れ替え	チューブの閉塞等の理由で、透視下において膵管・胆管チューブの入れ替えを行う。	膵管・胆管チューブの入れ替え	チューブの閉塞等の理由で、透視下において膵管・胆管チューブの入れ替えを行う。	A

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
85	腹腔穿刺（一時的なカテーテル挿入を含む）	超音波等で腹直筋の外側の安全な穿刺点を決定しテフロン留置針を垂直に穿刺、留置針に輸液ルート等を連結し腹水を排液する。必要に応じてカテーテルを留置する。 <u>排液中及び排液後、身体所見等から出血や呼吸・循環動態の変動がないことを確認する。</u>	腹腔穿刺（一時的なカテーテル挿入を含む）	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波等で腹直筋の外側の安全な穿刺点を決定し、テフロン留置針を垂直に穿刺、留置針に輸液ルート等を連結し腹水を排液する。必要に応じてカテーテルを留置する。	D
86	腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む）	腹腔内に挿入・留置されたドレーン又は穿刺針を抜去する。	腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む）	医師の指示の下、プロトコールに基づいて腹腔内に挿入・留置されたドレーン又は穿刺針を抜去する。	B1
87	胸腔穿刺	超音波等で安全な穿刺点を決定し経皮的にテフロン留置針等を肋骨上縁に挿入し、排液を行う。排液後、留置針を抜去し、消毒するとともに絆創膏を貼付する。 <u>排液後は、胸部単純X線で胸水量と気胸の有無の確認を行う。</u>	胸腔穿刺	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波等で安全な穿刺点を決定し、経皮的にテフロン留置針等を肋骨上縁に挿入し、排液を行う。排液後、留置針を抜去し、消毒するとともに絆創膏を貼付する。	D
88	胸腔ドレーン抜去	胸腔内に挿入・留置されたドレーンを、患者の呼吸を誘導するとともに気胸を予防しながら抜去する。抜去部については、縫合するか閉塞性ドレッシング等で処置する。	胸腔ドレーン抜去	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、胸腔内に挿入・留置されたドレーンを、患者の呼吸を誘導するとともに気胸を予防しながら抜去する。抜去部については、縫合するか閉塞性ドレッシング等で処置する。	B1
89	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更	胸腔ドレーン低圧持続吸引中に、身体診査所見の他にドレーン排液量や性状及び胸部単純X線撮影等の検査所見に応じて、吸引圧の設定・変更の判断及び実施をする。	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、胸腔ドレーン低圧持続吸引中に、身体診査所見の他にドレーン排液量や性状、必要に応じて胸部単純X線撮影等の検査所見を確認し、吸引圧の設定・変更をする。	B2
90	心嚢ドレーン抜去	手術後の管理や治療のために心嚢部へ留置していたドレーンを抜去する。	心嚢ドレーン抜去	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、手術後の管理や治療のために心嚢部へ留置していたドレーンを抜去する。	B1
91	創部ドレーン抜去	創部の状態及び排液（浸出液）の量・性状等を観察するとともに、創部に挿入・留置されたドレーンを抜去する。ドレーンが縫合糸固定されている場合は抜糸を行い、抜去する。	創部ドレーン抜去	医師の指示の下、プロトコールに基づき、創部の状態及び排液（浸出液）の量・性状等を観察するとともに、創部に挿入・留置されたドレーンを抜去する。ドレーンが縫合糸固定されている場合は抜糸を行い、抜去する。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
92	創部ドレーン短切(カット)	創部の状態及び浸出液の量・性状等を観察するとともに、創部に挿入・留置されたドレーンを短切(カット)し、ドレーン先端部の位置を調整する。	創部ドレーン短切(カット)	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創部の状態及び浸出液の量・性状等を観察するとともに、創部に挿入・留置されたドレーンを短切(カット)し、ドレーン先端部の位置を調整する。	D
93	「一次的ペースメーカー」の操作・管理	緊急性を伴う徐脈患者に装着されたペースメーカーを、医師の指示の下に操作・管理する。	「一時的ペースメーカー」の操作・管理	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、緊急性を伴う徐脈患者に装着されたペースメーカーを、操作・管理する。	B2
94	「一次的ペースメーカー」の抜去	心臓の刺激伝導系が改善し、ペースメーカーの補助がなくても心機能が保たれた場合に経静脈的に挿入され右心室内に留置されていたリード線又はバルーンカテーテルを抜去する。	「一時的ペースメーカー」の抜去	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、心臓の刺激伝導系が改善し、ペースメーカーの補助がなくても心機能が保たれる状態になった患者の、経静脈的に挿入され右心室内に留置されていたリード線又はバルーンカテーテルを抜去する。	B1
95	PCPS等補助循環の管理・操作	重症心不全患者や手術後患者に装着された経皮的な心肺補助装置(PCPS)の作動状況を確認するとともに全身の循環動態を評価し、PCPSの操作を行う。	PCPS(経皮的な心肺補助装置)等補助循環の管理・操作	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、重症心不全患者や手術後患者に装着されたPCPS(経皮的な心肺補助装置)の作動状況を確認するとともに身体所見を確認しながら、PCPSの操作を行う。	B1
96	大動脈バルーンパンピングチューブの抜去	大動脈バルーンパンピング法(IABP)を実施している患者のカテーテルの駆動を止め、カテーテル内のヘリウムガスを放出してバルーンを収縮させた後に固定部の糸を切り、大腿動脈からカテーテルをゆっくりと引き抜きカテーテル挿入部分をヘモストップで圧迫止血する。抜去部の状態と足背動脈のフローを確認しながら圧迫調整を行う。	大動脈バルーンパンピングチューブの抜去	医師の指示の下、プロトコールに基づき、大動脈バルーンパンピング法(IABP)の駆動を止め、カテーテル内のヘリウムガスを放出してバルーンを収縮させた後に固定部の糸を切り、大腿動脈からカテーテルを引き抜きカテーテル挿入部分をヘモストップで圧迫止血する。抜去部の状態と足背動脈のフローを確認しながら圧迫調整を行う。	B1
97	小児のCT・MRI検査時の鎮静実施の決定	CT・MRI検査時に安静が保てない小児(幼児、学童等)に対して、年齢・体重、既往(特に鎮静既往)、アレルギーの有無、普段の生活状況等を確認し、鎮静実施の判断及び実施の決定を行い、実施につなげる。	小児のCT・MRI検査時の鎮静実施の提案	CT・MRI検査時に安静が保てない小児(幼児、学童等)に対して、年齢・体重、既往(特に鎮静既往)、アレルギーの有無、普段の生活状況等を確認し、鎮静の実施を提案する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
98	小児のCT・MRI検査時の鎮静の実施	CT・MRI検査時に安静が保てない小児（幼児、学童等）に対して、年齢・体重、既往（特に鎮静既往）、アレルギーの有無等を確認後、鎮静を実施し、 <u>実施後の観察を行う。</u>	小児のCT・MRI検査時の鎮静の実施	CT・MRI検査時に安静が保てない小児（幼児、学童等）に対して、 <u>医師の指示の下、プロトコールに基づき</u> 、年齢・体重、既往（特に鎮静既往）、アレルギーの有無や <u>普段の生活状況等を確認し、検査の進行状況や患者の状態を確認しながら</u> 、鎮静を実施する。	B2 又は C
99	小児の臍カテ：臍動脈の輸液路確保	出生直後あるいは出生当日の児に対して、臍帯切断部から臍動脈に臍カテーテルを挿入する。	小児の臍カテ：臍動脈の輸液路確保	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、出生直後あるいは出生当日の児に対して、臍帯切断部から臍動脈に臍カテーテルを挿入する。	D
100	幹細胞移植：接続と滴数の調整	造血幹細胞移植治療の一環として、既に確保された中心静脈カテーテルに輸血用ラインを接続し、アレルギーや肺障害、心不全等に伴う自覚症状の有無やバイタルサインの変化を把握しながら滴数を調整し、幹細胞を輸注する。	幹細胞移植：接続と滴数の調整	医師の指示の下、造血幹細胞移植治療の一環として、 <u>プロトコールに基づき</u> 、既に確保された中心静脈カテーテルに輸血用ラインを接続し、アレルギーや肺障害、心不全等に伴う自覚症状の有無やバイタルサインの変化を把握しながら滴数を調整し、幹細胞を輸注する。	B2
101	関節穿刺	触診等で安全な穿刺点を決定し、無菌操作で膝関節腔や肩峰下に注射針を刺入し、貯留液の吸引または薬液の注入を行う。	関節穿刺	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、触診等で安全な穿刺点を決定し、無菌操作で膝関節腔や肩峰下に注射針を刺入し、貯留液の吸引または薬液の注入を行う。	D
102	導尿・尿道カテーテル挿入及び抜去の決定	患者の全身状態や排尿状態等に応じて、尿を排出するための尿道カテーテル挿入や、留置していたカテーテル抜去のタイミングを決定する。	導尿・尿道カテーテル挿入及び抜去の <u>タイミング等の判断</u>	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、患者の全身状態や排尿状態等に応じて、尿を排出するための尿道カテーテル挿入や、留置していたカテーテル抜去の <u>タイミング・挿入するカテーテルの種類等を判断する。</u>	C
103	導尿・留置カテーテルの挿入の実施	滅菌カテーテルを外尿道口より挿入し、尿を体外に排出する。 <u>一時的に挿入する方法と持続的に留置する方法がある。</u>	導尿・留置カテーテルの挿入の実施	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、病状に応じて <u>一時的に挿入するか留置するかを判断してからカテーテルを選択し</u> 、滅菌カテーテルを外尿道口より挿入し、尿を体外に排出する。	C
104	飲水の開始・中止の決定	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる飲水の開始・中止について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断・決定する。	飲水の開始・中止の判断	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる飲水の開始・中止について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
105	食事の開始・中止の決定	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる食事の開始・中止について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断・決定する。	食事の開始・中止の判断	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる食事の開始・中止について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断する。	E
106	治療食（経腸栄養含む）内容の決定・変更	患者の持つ合併症や、又は身体診査所見及び検査所見の一次的評価に応じて、治療食（経腸栄養含む）内容の決定・変更を提案する。	治療食（経腸栄養含む）の内容の判断・変更の提案	患者の持つ合併症や、身体診査所見及び検査所見に基づき、治療食（経腸栄養含む）の内容の判断や変更の提案を行う。	E
107	小児のミルクの種類・量・濃度の決定	患児の身体診査所見及び検査所見の一次的評価に応じて、治療方針を踏まえて必要時医師に相談・確認しながらミルクの種類・量・濃度を判断し決定する。	小児のミルクの種類・量・濃度の判断	患児の身体診査所見及び検査所見に基づき、治療方針を踏まえて必要時医師に相談・確認しながらミルクの種類・量・濃度を判断する。	E
108	小児の経口電解質液の開始と濃度、量の決定	患児の身体診査所見及び検査所見の一次的評価に応じて、経口電解質液の開始と濃度、量を判断し決定する。	小児の経口電解質液の開始と濃度、量の判断	患児の身体診査所見及び検査所見に応じて、経口電解質液の開始と濃度、量を判断する。	E
109	腸ろうの管理、チューブの入れ替え	腸ろうチューブの閉塞及びろう孔周囲のスキントラブル等を予防するとともに、チューブ閉塞が疑われる場合は入れ替えの適否を判断し決定する。また、透視下及び内視鏡下において腸ろうチューブの入れ替えを実施する。	【109・110・112】-1 胃ろう・腸ろうの管理	医師の指示の下、プロトコールに基づき、胃ろう・腸ろうチューブの閉塞及び、ろう孔周囲のスキントラブル等を予防する。	C
110	胃ろう、腸ろうのチューブ除去	胃ろう、腸ろうチューブの入れ替え等の際に、ろう孔破損等のトラブルを予防しながら挿入されているチューブを除去する。			
112	胃ろうチューブ・ボタンの交換	胃ろう造設後一定期間が経過し、ろう孔トラブルや消化器症状等のない患者の胃ろうチューブ・ボタンの交換を行う。	【109・110・112】-2 胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換	医師の指示の下、プロトコールに基づき、胃ろうボタンの交換や、胃ろう・腸ろうチューブの入れ替えを実施する。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
111	経管栄養用の胃管の挿入、入れ替え	経管栄養の目的で、鼻腔から胃内へ胃管（経管栄養用チューブ）を挿入し、誤挿入がないことを確認の上固定する。胃管の入れ替え時には、挿入中の胃管を抜いた後、新しい胃管を挿入する。	経管栄養用の胃管の挿入、入れ替え	医師の指示の下、プロトコールに基づき、経管栄養の目的で、鼻腔から胃内へ胃管（経管栄養用チューブ）を挿入し、誤挿入がないことを確認の上固定する。胃管の入れ替え時には、挿入中の胃管を抜いた後、新しい胃管を挿入する。	C
113	膀胱ろうカテーテルの交換	膀胱ろう造設後一定期間が経過している患者のカテーテルの定期交換を行う。	膀胱ろうカテーテルの交換	医師の指示の下、プロトコールに基づき、膀胱ろうカテーテルの定期交換を行う。	B1
114	安静度・活動や清潔の範囲の決定	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる安静・活動の程度とそれに伴う清潔行動の範囲について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断・決定する。	安静度・活動や清潔の範囲の判断	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる安静・活動の程度と、それに伴う清潔行動の範囲について、治療方針を踏まえて、必要時医師に確認・相談しながら判断する。	E
115	隔離の開始と解除の判断	感染防止のために、検査結果や身体所見、治療内容等から必要と判断される期間中、治療方針を踏まえて必要に応じて医師に確認・相談後に周囲の環境との接触を避けるために個室へ隔離する。 検査結果や身体所見、治療経過等から隔離の必要性がなくなったと判断した場合に必要に応じて医師に確認・相談し解除を行う。	隔離の開始と解除の判断・実施	感染防止のために、検査結果や身体所見、治療内容等から必要と判断された場合、必要に応じて医師に確認・相談し個室へ隔離する。 検査結果や身体所見、治療経過等から隔離の必要性がなくなったと判断された場合、必要に応じて医師に確認・相談し隔離を解除する。	E
116	拘束の開始と解除の判断	身体抑制等を行わないと、患者又は他の患者等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合に、一時的かつ最小限に行うことを条件に、治療方針を踏まえ必要に応じて医師に確認・相談し抑制の開始を判断する。また開始後、条件に該当しなくなった場合は直ちに解除の判断を行う。	抑制の開始と解除の判断・実施	身体抑制等を行わないと、患者又は他の患者等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合に、一時的かつ最小限に行うことを条件に、治療方針を踏まえ必要に応じて医師に確認・相談し、抑制を開始する。また開始後、条件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。	E
117	全身麻酔の導入	全身麻酔で手術を行う患者に対して、静脈麻酔薬や筋弛緩薬等を投与し全身麻酔の導入をはかり、バッグ・マスクにより十分な換気を行いながら経口挿管を実施する。血圧、心拍数、体温の変動に留意しながら、麻酔薬（麻酔ガスや吸入麻酔）を吸入させ、同時に人工呼吸器による呼吸管理を開始する。硬膜外麻酔を併用する場合がある。	全身麻酔の導入	静脈麻酔薬や筋弛緩薬等を投与しバッグ・マスクにより十分な換気を行いながら、経口挿管を実施する。血圧、心拍数、体温の変動に留意しながら、麻酔薬（麻酔ガスや吸入麻酔）を吸入させ人工呼吸器による呼吸管理を開始する。	A

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
118	術中の麻酔・呼吸・循環管理（麻酔深度の調節、薬剤・酸素投与濃度、輸液量等の調整）	手術中に、手術の進行具合、バイタル（血圧、心拍数等）、麻酔深度測定モニタの値や波形、自発呼吸、体動、瞳孔径などから、総合的に判断、麻酔深度を把握し、麻酔科医に確認の後、麻酔薬の投与量を調節する。またFI _O 2やSaO ₂ 気道内圧の変動等を把握し、麻酔医が実施するFI _O 2の調節や呼吸管理の補助を行う。その他、循環動態を把握し、昇圧剤の投与や輸液量などを麻酔医に確認の後、調整する。時には、大量出血に対し、輸血のタイミングを麻酔医に確認の後、決定する。	術中の麻酔・呼吸・循環管理（麻酔深度の調節、薬剤・酸素投与濃度、輸液量等の調整）	医師の指示の下、プロトコールに基づき、手術中に、手術の進行具合、バイタル（血圧、心拍数等）、麻酔深度測定モニタの値や波形、自発呼吸、体動、瞳孔径などから、総合的に判断、麻酔深度を把握し、麻酔薬の投与量を調節する。また酸素濃度や酸素飽和度、気道内圧の変動等を把握し、医師が実施する酸素濃度の調節や呼吸管理の補助を行う。その他、循環動態を把握し、昇圧剤の投与や輸液量などを医師に確認の後、調整する。大量出血時には、輸血のタイミングを医師に確認の後、決定する。	D
119	麻酔の覚醒	手術終了時、生体情報（血圧、心拍数、酸素飽和度、呼気二酸化炭素濃度、血液ガス分析等）および胸部X線写真による肺野の状態等を把握し、覚醒に向け麻酔の濃度、量を調整し、筋弛緩薬の投与のタイミングを判断、実施する。	麻酔の覚醒	手術終了時、生体情報（血圧、心拍数、酸素飽和度、呼気二酸化炭素濃度、血液ガス分析等）および胸部X線写真による肺野の状態等を把握し、覚醒に向け麻酔の濃度、量を調整し、筋弛緩薬の投与のタイミングを判断、実施する。	A
120	局所麻酔（硬膜外・脊髄くも膜下）	スパイナル針を経皮的に椎間から刺入し、硬膜外腔又は脊髄くも膜下腔へ針先を挿入し麻酔薬を注入する。持続的な麻酔薬投与が必要な場合は、硬膜外腔にカテーテルを留置する。	硬膜外・脊髄くも膜下麻酔	スパイナル針を経皮的に椎間から刺入し、硬膜外腔又は脊髄くも膜下腔へ針先を挿入し、麻酔薬を注入する。	A
121	麻酔の補足説明：“麻酔医による患者とのリスク共有も含む説明”を補足する時間をかけた説明	麻酔医による麻酔の説明内容（麻酔の種類、麻酔時間、麻酔に伴うリスク等）に基づき、患者・家族の麻酔に対する不安の程度や内容に応じて、看護師が訴えを傾聴するとともに時間をかけて麻酔の補足説明を行う。	麻酔の補足説明：“麻酔医による患者とのリスク共有も含む説明”を補足する時間をかけた説明	麻酔医に確認・相談しながら、麻酔医による麻酔の説明内容（麻酔の種類、麻酔時間、麻酔に伴うリスク等）に基づき、患者・家族の麻酔に対する不安の程度や内容に応じて、訴えを傾聴するとともに、時間をかけて麻酔の補足説明を行う。	E
122	神経ブロック	疼痛緩和等を目的に、神経線維の末梢神経や交感神経節あるいは神経周囲を穿刺し、局所麻酔薬を注入する。穿刺部位によっては穿刺に伴う疼痛を最小限にするために、事前に局所麻酔薬の皮下注射を実施する場合がある。	神経ブロック	疼痛緩和等を目的に、神経線維の末梢神経や交感神経節あるいは神経周囲を穿刺し、局所麻酔薬を注入する。穿刺部位によっては穿刺に伴う疼痛を最小限にするために、事前に局所麻酔薬の皮下注射を実施する場合がある。	A
123	硬膜外チューブの抜去	硬膜外チューブ挿入部からカテーテルを引き抜き、残存はないかカテーテルの全長を確認する。	硬膜外チューブの抜去	医師の指示の下、プロトコールに基づき、硬膜外チューブ挿入部からカテーテルを引き抜き、残存はないか、カテーテルの全長を確認する。	B1

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
124	皮膚表面の麻酔(注射)	皮膚・皮下組織等の切開、縫合時に、当該部位を含む周囲組織の皮内または皮下に局所麻酔薬を注入し、末梢神経をブロックする。	皮膚表面の麻酔(注射)	医師の指示の下、プロトコールに基づき、皮膚・皮下組織等の切開、縫合時に、当該部位を含む周囲組織の皮内または皮下に局所麻酔薬を注入し、末梢神経をブロックする。	B1
125	手術執刀までの準備(体位、消毒)	手術執刀までの準備の一環として、十分な手術野の確保かつ安全・安楽な手術体位の調整及び固定を行い、手術野等の消毒を実施する。	手術執刀までの準備(体位、消毒)	医師の指示の下、手術執刀までの準備の一環として、プロトコールに基づき、十分な手術野の確保かつ安全・安楽な手術体位の調整及び固定を行い、手術野等の消毒を実施する。	C
126	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持(手術の第一・第二助手)	手術中、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行をサポートする。	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持(手術の第一・第二助手)	手術中、医師の指示の下、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行を補助する。	B1
127	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持(気管切開等の小手術助手)	気管切開等の小手術において、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行をサポートする。	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持(気管切開等の小手術助手)	気管切開等の小手術において、医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行を補助する。	C
128	手術の補足説明：“術者による患者とのリスク共有も含む説明”を補足する時間をかけた説明	担当医(術者)による手術の説明内容(手術の方法及び内容、手術時間、手術に伴うリスク等)に基づき、患者・家族の手術に対する不安の程度や内容に応じて、看護師が訴えを傾聴するとともに時間をかけて手術の補足説明を行う。	手術の補足説明：“術者による患者とのリスク共有も含む説明”を補足する時間をかけた説明	担当医(術者)に確認・相談しながら、担当医(術者)による手術の説明内容(手術の方法及び内容、手術時間、手術に伴うリスク等)に基づき、患者・家族の手術に対する不安の程度や内容に応じて、訴えを傾聴するとともに時間をかけて手術の補足説明を行う。	E
129	術前サマリーの作成	手術前に、手術を受ける患者の病歴、病態、検査結果、麻酔前評価、治療方針等をまとめ、術前サマリーを作成する。	術前サマリーの作成	医師に確認・相談しながら、病歴や病態、検査結果、麻酔前評価、治療方針等をまとめ、術前サマリーを作成する。	E
130	手術サマリーの作成	手術の手術方法、手術経過、出血量、手術時間、麻酔時間等をまとめ、手術サマリーを作成する。	手術サマリーの作成	医師に確認・相談しながら、術式、出血量、手術時間、麻酔時間等の経過をまとめ、手術サマリーを作成する。	E
131	血糖値に応じたインスリン投与量の判断	患者の血糖値を確認し、食事摂取量やインスリン・経口剤の服用量、血糖値の変動等に応じて、インスリンの投与量の判断を行う。	血糖値に応じたインスリン投与量の判断	医師の指示の下、患者の血糖値を確認し、プロトコールに基づいて、食事摂取量やインスリン・経口剤の服用量、血糖値の変動等に応じて、インスリンの投与量を判断する。	B2
132	低血糖時のブドウ糖投与	低血糖症状が疑われる患者に対して、血糖測定を行い、一次的評価と身体診査所見に基づき低血糖であることを判断し、ブドウ糖を経口投与または静脈内注射を実施する。	低血糖時のブドウ糖投与	医師の指示の下、プロトコールに基づき、血糖測定結果と身体診査所見より低血糖であることを判断し、ブドウ糖を経口投与または静脈内注射を実施する。	C

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
133	脱水の判断と補正(点滴)	病歴聴取、身体診査所見及び検査所見から脱水の程度を評価し、点滴静脈内注射により脱水の補正を実施する。	脱水の程度の判断と輸液による補正	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、病歴聴取、身体診査所見及び検査所見から脱水の程度を判断し、輸液により補正を行う。	B2
134	末梢血管静脈ルート確保と輸液剤の投与	主に上肢、下肢等で穿刺部位を選択し、経皮的に静脈血管を穿刺し、留置針を留置、点滴ラインを接続後、あらかじめ選択された輸液剤を投与する。	末梢静脈ルート確保と輸液剤の投与	医師の指示の下、プロトコールに基づき、主に上肢、下肢等から経皮的に静脈を穿刺し、留置針を留置、点滴ラインを接続後、あらかじめ選択された輸液剤を投与する。	C
135	心肺停止患者への気道確保、マスク換気	心肺停止患者に対し、頭部後屈顎先挙上法もしくは下顎挙上法や、口咽頭エアウェイを挿入して気道を確保し、胸骨圧迫を行うとともに、バッグバルブマスク、蘇生バッグ等を用いて手動的換気を行う。	心肺停止患者への気道確保、マスク換気	心肺停止患者に対し、プロトコールに基づき、頭部後屈顎先挙上法や下顎挙上法、または口咽頭エアウェイを挿入して気道を確保し、胸骨圧迫を行うとともにバッグバルブマスク、蘇生バッグ等を用いて手動的換気を行う。	C
136	心肺停止患者への電氣的除細動実施	心電図上で致死的な不整脈を認め、頸動脈の拍動を触知できない患者に対し、電極パドルにペーストを塗布後除細動器のエネルギーレベルを選択し、電極パドルを胸壁にあてて適切なタイミングで放電することにより、心筋に直流電気を通電して正常調律に復帰させる。	心肺停止患者への電氣的除細動の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、電極パドルにペーストを塗布後除細動器のエネルギーレベルを選択し、電極パドルを胸壁にあてて適切なタイミングで放電することにより、心筋に直流電気を通電して正常調律に復帰させる。	C
137	血液透析・CHDFの操作、管理	血液透析を実施している慢性腎不全患者やCHDFを実施している急性腎不全患者の血液検査の結果や身体診査所見、循環動態等を評価し、透析条件や流量の設定変更等を実施する。	血液透析・CHDF(持続的血液濾過透析)の操作、管理	医師の指示の下、プロトコールに基づき、血液検査の結果や身体診査所見、循環動態等を評価し、透析条件や流量の設定変更等を実施する。	B1
138	救急時の輸液路確保目的の骨髄穿刺(小児)	小児救急の場面において、脛骨前面の骨髄内に、専用の穿刺針あるいはスパイナル針等を用いて穿刺を行い、輸液路を確保する。	救急時の輸液路確保目的の骨髄穿刺(小児)	小児救急の場面において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、脛骨前面の骨髄内に、専用の穿刺針あるいはスパイナル針等を用いて穿刺を行い、輸液路を確保する。	D
139	予防接種の実施判断	予防接種の対象者に対して、感染症に対してワクチンによる抗体をもつため予防接種の実施が可能かどうかを判断する。	予防接種の実施の判断	医師の指示の下、プロトコールに基づいて、予防接種の対象者に対して、予防接種の実施の可否を判断する。	B2
140	予防接種の実施	予防接種の対象者に対して、注射やワクチンの経口投与により予防接種を実施する。	予防接種の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、注射やワクチンの経口投与により、予防接種を実施する。	C

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
141	特定健診などの健康診査の実施	生活習慣病の早期発見・予防を目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常、または高血圧の合併）等に着目し、健康診査の一連として、質問紙等を用いた情報収集及び身体所見の把握や身体計測を実施する。	特定健診などの健康診査の実施（診断に係るものを除く）	医師の指示の下、プロトコールに基づき、健康診査の一連として、質問紙等を用いた情報収集及び身体所見の把握や身体計測を実施する。	C
142	子宮頸がん検診：細胞診のオーダー（一次スクリーニング）、検体採取	子宮頸がん検診（一次スクリーニング）の実施のため、年齢や妊娠分娩歴、月経周期等の情報から子宮頸部細胞診の対象者を選定する。検体採取は、陰鏡を挿入し子宮頸部を十分に観察した上で、子宮頸部の細胞をブラシ等でこすって採取する。	子宮頸がん検診の一次スクリーニングの実施（診断に係るものを除く）：細胞診検査対象者の選定、検体採取	医師の指示の下、プロトコールに基づき、年齢や妊娠分娩歴、月経周期等の情報から、子宮頸部細胞診の対象者を選定後に、陰鏡を挿入し子宮頸部の細胞をブラシ等でこすって採取する。	D
143	前立腺がん検診：触診・PSAオーダー（一次スクリーニング）	前立腺がん検診（一次スクリーニング）として、問診を行い、年齢や既往歴等の情報から直腸診、PSA検査の判断・決定を行う。	前立腺がん検診の一次スクリーニングの実施（診断に係るものを除く）：触診・PSA検査対象者の選定	医師の指示の下、プロトコールに基づき、問診を行い、年齢や既往歴等の情報から、直腸診、PSA検査の対象者を選定する。	D
144	大腸がん検診：便潜血オーダー（一次スクリーニング）	大腸がん検診（一次スクリーニング）の実施のため、年齢や既往歴等の情報から大腸がん検診対象者の選定を行う。	大腸がん検診の一次スクリーニングの実施（診断に係るものを除く）：便潜血検査対象者の選定	医師の指示の下、プロトコールに基づき、年齢や既往歴等の情報から、便潜血検査の対象者を選定する。	C
145	乳がん検診：視診・触診（一次スクリーニング）	乳がん検診として、問診をしながら乳房の視診、触診を実施し、一次スクリーニングを行う。	乳がん検診の一次スクリーニングの実施（診断に係るものを除く）：視診・触診の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、問診をしながら乳房の視診、触診を実施する。	D
146	高脂血症用剤（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	内服中の高脂血症用剤について、病態に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	投与中薬剤（高脂血症用剤）の病態に応じた変更の提案	内服中の高脂血症用剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	E
147	降圧剤（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	①投与中の降圧剤について、病態に応じて投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中の降圧剤について、病態に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中の降圧剤について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。 ②投与中の降圧剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
148	糖尿病治療薬（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	①投与中の糖尿病治療薬について、病状に応じて投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中の糖尿病治療薬について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤（糖尿病治療薬）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（糖尿病治療薬）の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中の糖尿病治療薬について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。 ②投与中の糖尿病治療薬について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
149	排尿障害治療薬（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	内服中の排尿障害治療薬について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	投与中薬剤（排尿障害治療薬）の病態に応じた変更の提案	内服中の排尿障害治療薬について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	E
150	子宮収縮抑制剤（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	①投与中の子宮収縮抑制剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中の子宮収縮抑制剤について、病状に応じて薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤（子宮収縮抑制剤）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（子宮収縮抑制剤）の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中の子宮収縮抑制剤について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の子宮収縮抑制剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
151	K、Cl、Na（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	①投与中のK、Cl、Naについて、病状に応じて投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中のK、Cl、Naについて、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤（K、Cl、Na）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（K、Cl、Na）の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中のK、Cl、Naについて、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中のK、Cl、Naについて、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
152	カテコラミン（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	①投与中のカテコラミンについて、病状に応じて投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中のカテコラミンについて、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中のカテコラミンについて、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中のカテコラミンについて、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
153	利尿剤(投与中薬剤の病態に応じた選択・使用)	①投与中の利尿剤について、病状に応じて投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中の利尿剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整 ②投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中の利尿剤について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の利尿剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
154	基本的な輸液：高カロリー輸液(投与中薬剤の病態に応じた選択・使用)	①投与中の高カロリー輸液について、病状に応じて投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②投与中の高カロリー輸液について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整 ②投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた変更の提案	①医師の指示の下、投与中の高カロリー輸液について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の高カロリー輸液について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
155	指示された期間内に薬がなくなった場合の継続薬剤(全般)の継続使用(投与中薬剤の病態に応じた選択・使用)	投与中の薬剤について指示された期間内に薬がなくなった場合、病状及び薬効の程度、副作用の有無等を確認するとともに検査所見に応じて、薬剤投与の継続について医師に提案する。	指示された期間内に薬がなくなった継続薬剤(全般)の病態に応じた継続投与の提案	投与中の薬剤について指示された期間内に薬がなくなった場合、病状及び薬効の程度、副作用の有無等を確認するとともに検査所見に応じて、薬剤投与の継続について医師に提案する。	E
156	下剤(座薬も含む)(臨時薬剤の選択・使用)	①下剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②下剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(下剤(座薬も含む))の選択・使用 ②臨時薬剤(下剤(座薬も含む))の変更の提案	①下剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②下剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E
157	胃薬：制酸剤(臨時薬剤の選択・使用)	①制酸剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②制酸剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(制酸剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(制酸剤)の変更の提案	①制酸剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②制酸剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E
158	胃薬：胃粘膜保護剤(臨時薬剤の選択・使用)	①胃粘膜保護剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②胃粘膜保護剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(胃粘膜保護剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(胃粘膜保護剤)の変更の提案	①胃粘膜保護剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②胃粘膜保護剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
159	整腸剤(臨時薬剤の選択・使用)	①整腸剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②整腸剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(整腸剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(整腸剤)の変更の提案	①整腸剤について、 <u>プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②整腸剤について、 <u>患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①C ②E
160	制吐剤(臨時薬剤の選択・使用)	①制吐剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②制吐剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(制吐剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(制吐剤)の変更の提案	①制吐剤について、 <u>プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②制吐剤について、 <u>患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①C ②E
161	止痢剤(臨時薬剤の選択・使用)	①止痢剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②制吐剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(止痢剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(止痢剤)の変更の提案	①止痢剤について、 <u>プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②止痢剤について、 <u>患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①C ②E
162	鎮痛剤(臨時薬剤の選択・使用)	①鎮痛剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②鎮痛剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(鎮痛剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(鎮痛剤)の変更の提案	①鎮痛剤について、 <u>プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②鎮痛剤について、 <u>患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①C ②E
163	解熱剤(臨時薬剤の選択・使用)	①解熱剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②解熱剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(解熱剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(解熱剤)の変更の提案	①解熱剤について、 <u>プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②解熱剤について、 <u>患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①C ②E
164	去痰剤(小児)(臨時薬剤の選択・使用)	①去痰剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②去痰剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(去痰剤(小児))の選択・使用 ②臨時薬剤(去痰剤(小児))の変更の提案	①患児の去痰剤について、 <u>プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②患児の去痰剤について、 <u>患児の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①B2又はC ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
165	抗けいれん剤(小児)(臨時薬剤の選択・使用)	①抗けいれん剤について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②抗けいれん剤について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(抗けいれん剤(小児))の選択・使用 ②臨時薬剤(抗けいれん剤(小児))の変更の提案	①患児の抗けいれん剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②患児の抗けいれん剤について、患児の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
166	インフルエンザ薬(臨時薬剤の選択・使用)	①インフルエンザ薬について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②インフルエンザ薬について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(インフルエンザ薬)の選択・使用 ②臨時薬剤(インフルエンザ薬)の変更の提案	①インフルエンザ薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②インフルエンザ薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
167	外用薬(臨時薬剤の選択・使用)	①外用薬について、病状に応じて薬剤投与の必要性やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②外用薬について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(外用薬)の選択・使用 ②臨時薬剤(外用薬)の変更の提案	①外用薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②外用薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E
168	創傷被覆材(ドレッシング材)(臨時薬剤の選択・使用)	①創傷被覆材について創傷の状態に応じて必要性やタイミングを判断し、医師の指示の下に実施する。 ②創傷被覆材について創傷の状態に応じて種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(創傷被覆材:ドレッシング材)の選択・使用 ②臨時薬剤(創傷被覆材:ドレッシング材)の変更の提案	①創傷被覆材について、プロトコールに基づき、事前に指示のある被覆材を選択し、実施のタイミングを判断して使用する。 ②創傷被覆材について、患者の状態や被覆材の効果を把握し、種類の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E
169	睡眠剤(臨時薬剤の選択・使用)	①睡眠剤について、症状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②睡眠剤について、症状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(睡眠剤)の選択・使用 ②臨時薬剤(睡眠剤)の変更の提案	①睡眠剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②睡眠剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E
170	抗精神病薬(臨時薬剤の選択・使用)	①抗精神病薬について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②抗精神病薬について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤(抗精神病薬)の選択・使用 ②臨時薬剤(抗精神病薬)の変更の提案	①抗精神病薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②抗精神病薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
171	抗不安薬（臨時薬剤の選択・使用）	①抗不安薬について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②抗不安薬について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤（抗不安薬）の選択・使用 ②臨時薬剤（抗不安薬）の変更の提案	①抗不安薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②抗不安薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E
172	ネブライザーの開始、使用 薬剤の選択（臨時薬剤の選択・使用）	①ネブライザーについて、症状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②ネブライザーについて、症状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤（ネブライザーで使用する薬剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（ネブライザーで使用する薬剤）の変更の提案	①ネブライザーで使用する薬剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断してネブライザーを実施する。 ②ネブライザーで使用する薬剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E
173	感染徴候時の薬物（抗生剤等）の選択（全身投与、局所投与等）（臨時薬剤の選択・使用）	①感染徴候時の薬物について、病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②感染徴候時の薬物について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤（感染徴候時の薬物（抗菌薬等））の選択・使用 ②臨時薬剤（感染徴候時の薬物（抗菌薬等））の変更の提案	①感染徴候時の薬物について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②感染徴候時の薬物について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E
174	抗菌剤開始時期の決定、変更時期の決定（臨時薬剤の選択・使用）	①病状に応じて抗菌剤の必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②起因菌と考える微生物検査の薬剤感受性結果をもとに、抗菌剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①臨時薬剤（抗菌薬）の開始時期の決定 ②臨時薬剤（抗菌薬）の変更時期の提案	①抗菌薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②抗菌薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E
175	基本的な輸液：糖質輸液、電解質輸液（投与中薬剤の病態に応じた選択・使用）	①糖質輸液、電解質輸液について、病状に応じて薬剤投与の調整や必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②糖質輸液、電解質輸液について、病状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の変更の提案	①医師の指示の下、投与中の糖質輸液、電解質輸液について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の糖質輸液、電解質輸液について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
176	血中濃度モニタリングに対応した抗不整脈剤の使用	①投与中の抗不整脈剤について心機能を評価しつつ、薬剤血中濃度検査(TDM)結果に応じて、投与量の調整や必要性を判断し医師の指示の下に実施する。 ②投与中の抗不整脈剤について心機能を評価しつつ、薬剤血中濃度検査(TDM)結果に応じて薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①血中濃度モニタリングに対応した抗不整脈剤の使用 ②血中濃度モニタリングに対応した抗不整脈剤の提案	①医師の指示の下、投与中の抗不整脈剤について、薬剤血中濃度検査(TDM)結果から、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の抗不整脈剤について、薬剤血中濃度検査(TDM)結果から、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	D
177	化学療法副作用出現時の症状緩和の薬剤選択、処置	①化学療法による副作用出現時に、症状緩和のための薬剤の投与量の調整や処置のタイミングを判断し医師の指示の下に実施する。 ②化学療法による副作用出現時に、症状緩和のための薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①化学療法副作用出現時の症状緩和の薬剤選択、処置 ②化学療法副作用出現時の症状緩和の薬剤の変更の提案	①化学療法による副作用出現時に、症状緩和のために、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用し、処置を実施する。 ②化学療法による副作用出現時に、症状緩和のために、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	D
178	抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の選択・局所注射の実施	①抗癌剤、脂肪乳化剤又は抗けいれん剤等の皮膚漏出時に、漏出した薬剤の種類及び漏出量や範囲に応じて、皮膚や皮下組織に対する組織障害を予測し、解毒に適した副腎皮質ステロイド薬の投与量の調整や処置の必要性を判断し医師の指示の下に実施する。 ②抗癌剤、脂肪乳化剤又は抗けいれん剤等の皮膚漏出時に、漏出した薬剤の種類及び漏出量や範囲に応じて、皮膚や皮下組織に対する組織障害を予測し、解毒に適した副腎皮質ステロイド薬の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施 ②抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の変更の提案	①医師の指示の下、抗癌剤等の皮膚漏出時に、プロトコールに基づき、解毒に適した副腎皮質ステロイド薬の投与量の調整の程度・タイミングを判断し、局所注射を実施する。 ②抗癌剤等の皮膚漏出時に、患者の状態や薬剤の効果把握し、解毒に適した副腎皮質ステロイド薬の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
179	放射線治療による副作用出現時の外用薬の選択	①放射線療法による副作用出現時に、症状に応じて薬剤投与の必要性を判断し医師の指示の下に実施する。 ②放射線療法による副作用出現時に、症状に応じた薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①放射線治療による副作用出現時の外用薬の選択・使用 ②放射線治療による副作用出現時の外用薬の変更の提案	①放射線療法による副作用出現時に、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②放射線療法による副作用出現時に、患者の状態や薬剤の効果把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2又はC ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
180	副作用症状の確認による薬剤の中止、減量、変更の決定	①継続で投与中及び新たに投与を開始された薬剤に対し、患者に副作用症状を認めた場合、薬剤の投与中止、投与量の減量を医師の指示の下に実施する。 ②継続で投与中及び新たに投与を開始された薬剤に対し、患者に副作用症状を認めた場合、薬剤の種類の変更必要性について医師に提案する。	①副作用症状による薬剤の投与量の調整 ②副作用症状の確認による薬剤の変更の提案	①投与中または新たに投与を開始された薬剤について、副作用症状を認めた場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、症状に応じて、投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。 ②投与中または新たに投与を開始された薬剤について、副作用症状を認めた場合、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E
181	家族計画（避妊）における低用量ピル	家族計画（避妊）目的で、低用量ピル投与の適応について医師に提案する。	家族計画（避妊）における低用量ピルの提案	家族計画（避妊）目的で、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、低用量ピル投与の適応について医師に提案する。	E
182	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与（投与量の調整）	痛みの原因や程度に応じて投与量の調整や必要性を判断し、医師の指示のもと実施する。	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整	医師の指示の下、プロトコールに基づき、硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。	B2
183	自己血糖測定開始の決定	血糖測定が必要な糖尿病患者に対して、簡易血糖機器を用いた自己血糖測定を開始する時期を決定する。	自己血糖測定開始の判断	血糖測定が必要な糖尿病患者に対して、測定回数等とともに、簡易血糖機器を用いた自己血糖測定を開始する時期を判断する。	E
184	痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドの投与量・用法調整、想定されたオピオイドローテーションの実施時期決定：WHO方式がん疼痛治療法等（薬剤の選択・使用）	①がん疼痛治療において、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、WHO方式がん疼痛治療法等に沿ってオピオイドの投与量の調整や必要性を判断し、医師の指示の下に実施する。 ②がん疼痛治療において、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、WHO方式がん疼痛治療法等に沿ってオピオイドローテーション（他のオピオイドへの変更）の必要性について医師に提案する。	①WHO方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドの投与量調整 ②WHO方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドローテーションの実施時期の提案	①がん疼痛治療において、医師の指示の下、WHO方式がん疼痛治療法に準拠したプロトコールに基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、オピオイドの投与量を調整する。 ②がん疼痛治療において、WHO方式がん疼痛治療法等に基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、オピオイドローテーション（他のオピオイドへの変更）の実施について医師に提案する。	①B2 ②E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
185	痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の選択と投与量・用法調整:WHO方式ががん疼痛治療法等(薬剤の選択・使用)	①がん疼痛治療において、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、WHO方式ががん疼痛治療法等に沿って非オピオイドあるいは鎮痛補助薬の投与量の調整やタイミングを判断し、医師の指示のもと実施する。 ②がん疼痛治療において、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、WHO方式ががん疼痛治療法等に沿って非オピオイドあるいは鎮痛補助薬の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①WHO方式ががん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の選択と投与量調整 ②WHO方式ががん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の変更の提案	①がん疼痛治療において、医師の指示の下、WHO方式ががん疼痛治療法に準拠したプロトコールに基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、非オピオイドあるいは鎮痛補助薬を選択し、投与量を調整する。 ②がん疼痛治療において、WHO方式ががん疼痛治療法等に基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、非オピオイドあるいは鎮痛補助薬の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
186	がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の選択と評価	①がんの転移や浸潤を伴う患者に対し、抗がん剤による治療、がん性疼痛に対する鎮痛剤や麻薬の投与、体動制限等により生じる広範な苦痛症状に対し、身体所見及び検査所見等から患者の総合的な評価を行い、予め医師の指示がある薬剤の中から適切な薬剤を選択し実施後に再評価をする。 ②がんの転移や浸潤を伴う患者に対し、抗がん剤による治療、がん性疼痛に対する鎮痛剤や麻薬の投与、体動制限等により生じる広範な苦痛症状に対し、身体所見及び検査所見等から患者の総合的な評価を行い、予め医師の指示がある薬剤の種類の変更の必要性について医師に提案する。	①がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の選択と評価の補助 ②がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の変更の提案	①がんの転移、浸潤を伴う苦痛症状に対し、患者の痛みや副作用に応じて、事前に指示のある薬剤を選択し、使用後に医師の診断に必要な効果判定を行う。 ②がんの転移、浸潤を伴う苦痛症状に対し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①B2 ②E
187	訪問看護の必要性の判断、依頼	呼吸機能や運動機能が低下したまま、または、それらの機能が低下するリスクが高い状態で在宅療養に移行する場合等に、患者の病状や患者のQOLに応じて必要な看護ケアを判断し、訪問看護の実施を依頼する。	訪問看護の導入の提案	呼吸機能や運動機能が低下したまま、または、それらの機能が低下するリスクが高い状態で在宅療養に移行する場合等に、患者の病状やQOLに応じて、医師やケアマネジャーに訪問看護の導入を提案する。	E
188	日々の病状、経過補足説明(時間をかけた説明)	現在の症状や実施されている治療・処置の概要、今後予想される経過や主要な問題点、患者に見込まれる回復の程度やそれまでの期間等について、医師が説明後、病歴、病態、検査結果、治療方針等に基づき、治療や検査、療養上の生活等における疑問や不安を解決できるよう、看護師が十分な時間をかけて補足的に説明する。	日々の病状、経過の時間をかけた補足説明	現在の症状や実施されている治療・処置の概要、今後予想される経過や主要な問題点、患者に見込まれる回復の程度やそれまでの期間等について、医師が説明後、病歴や病態、検査結果、治療方針等に基づき、治療や検査、療養生活等における疑問や不安を解決できるよう、十分な時間をかけて補足的に説明する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
189	リハビリテーション(嚥下、呼吸、運動機能アップ等)の必要性の判断、依頼	器質的障害や機能的障害により、嚥下機能、呼吸機能や運動機能が低下している場合、またはそれらの機能が低下するリスクがある場合、患者の状態から患者に適切なリハビリテーション内容や開始のタイミング等について判断し依頼する。	リハビリテーション(嚥下、呼吸、運動機能向上等)の提案	器質的障害や機能的障害により、嚥下機能、呼吸機能や運動機能が低下している場合、またはそれらの機能が低下するリスクがある場合、患者に適切なリハビリテーション内容や開始のタイミング等について医師に提案する。	E
190	整形外科領域の補助具の決定、注文	整形外科領域の補助具(杖、松葉杖、歩行器、車椅子等の日常生活用具)について、移動距離及び範囲、又は移動後に行う排泄行為、整容行為等の日常生活動作の一連を考慮した上で、病状及び残存する身体能力、又は生活・住居環境に応じて、自立の援助に必要かつ適切と判断される補助具を選択・決定し、注文を行う。	整形外科領域の補助具の提案	整形外科領域の補助具(杖、松葉杖、歩行器、車椅子等の日常生活用具)について、移動距離及び範囲、又は移動後に行う排泄行為、整容行為等の日常生活動作の一連を考慮した上で、病状及び残存する身体能力、又は住居環境に応じて、自立の援助に必要かつ適切な補助具を提案する。	E
191	理学療法士・健康運動指導士への運動指導依頼	身体能力の維持及び回復、又は生活・保健指導の一環として、理学療法士・健康運動指導士の運動指導について必要性を判断し、医師に依頼の相談をする。	運動指導の提案	身体能力の維持及び回復、又は生活・保健指導の一環として、理学療法士・健康運動指導士による指導の必要性を判断し、医師に提案する。	E
192	他科への診療依頼	病状に応じて、他科への診療依頼の必要性について医師に提案する。	他科への診療依頼	病状に応じて、他科の診療の必要性について医師に提案する。	E
193	他科・他院への診療情報提供書作成(紹介および返信)	症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的で作成され、他の診療科や医療機関との連携、保健福祉関係機関との診療情報の相互提供を行うことで、医療の継続性を確保し医療資源・社会資源の有効利用を図る。	他科・他院への診療情報提供書作成(紹介および返信)	医師に確認・相談しながら、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的で診療情報提供書を作成する。	E
194	在宅で終末期ケアを実施してきた患者の死亡確認	訪問看護等で在宅での療養を支援していた終末期患者に対し、予測された過程を経た後に自発呼吸の停止、聴診による心拍の停止、瞳孔の対光反射消失を確認し、かつ、異状所見を認めない場合、プロトコールに則り患者の死亡を確認して、医師に報告する。	在宅で終末期ケアを実施してきた患者の死亡確認	訪問看護等で在宅での療養を支援していた終末期患者に対し、医師の指示の下、予測された終末期の過程を経た後に自発呼吸の停止、聴診による心拍の停止、瞳孔の対光反射消失を確認し、かつ、異状所見を認めない場合、プロトコールに基づき患者の死亡を確認して、医師に報告する。	B2

行為名・行為の概要一覧

医行為 番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
195	退院サマリー(病院全体)の作成	退院後も患者や患者の療養生活に適切な治療を継続するため、医師により確定された診断名とともに、入院時の症状や所見、入院後の経過、治療内容や治療により生じた日常生活への影響、療養生活上の注意点等の要約を記載した退院サマリーを作成する。	退院の全体サマリーの作成	医師に確認・相談しながら、入院時の症状や所見、入院後の経過、治療内容や治療により生じた日常生活への影響、療養生活上の注意点等の要約を記載した退院サマリーを作成する。	E
196	患者・家族・医療従事者教育	患者の病歴、病態、検査結果、治療方針等から、患者・家族に対して療養生活における注意点等について指導を行う。また、医療従事者に対し、患者の指導方法や、より質の高い医療ケアを提供するための教育を行う。	患者・家族・医療従事者教育	医師に確認・相談しながら、患者の病歴、病態、検査結果、治療方針等から、患者・家族に対して療養生活における注意点等について指導を行う。また、医療従事者に対し、患者の指導方法や、より質の高い医療ケアを提供するための教育を行う。	E
197	栄養士へ食事指導依頼(既存の指示内容で)	病状に応じて、あるいは生活・保健指導の一環として、 <u>食生活行動に専門的な関わりの必要性及びそのタイミング</u> を判断し、医師に既存の指示内容について依頼するよう提案する。	食事指導の提案	治療または生活・保健指導の一環として、 <u>医師の指示を効果的に実施するため、食生活行動について栄養士による指導の必要性を判断し、医師に提案する。</u>	E
198	他の介護サービスの実施可・不可の判断(リハビリ、血圧・体温など)	病状に応じて、 <u>他の介護サービスの実施可・不可</u> について判断する。	血圧・体温等の身体所見に基づく介護サービス(入浴、リハビリ等)の実施可否の判断	血圧・体温等の身体所見及び検査所見等に応じて、 <u>入浴サービスやリハビリテーション等の介護サービスの実施可否</u> について判断する。	E
199	家族療法・カウンセリングの依頼	病状に応じて、家族療法・カウンセリングの適応と実施について判断し、医師に提案する。	家族療法・カウンセリングの依頼	病状に応じて、家族療法・カウンセリングの適応と実施について判断し、医師に提案する。	E
200	認知・行動療法の依頼	病状に応じて、認知・行動療法の適応と実施について判断し、医師に提案する。	認知・行動療法の提案	病状に応じて、認知・行動療法の適応と実施について判断し、医師に提案する。	E
201	認知・行動療法の実施・評価	診断名及び病状に応じて、 <u>医師に相談後に認知・行動療法を実施し、結果の一次的評価</u> を行う。	認知・行動療法の実施・評価の補助	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づいて認知・行動療法を実施するとともに、効果について所見をまとめ、医師の診断を補助する。</u>	D
202	支持的精神療法の実施の決定	病状に応じて、支持的精神療法の適応と実施について判断し、医師に提案する。	支持的精神療法の実施の提案	病状に応じて、支持的精神療法の適応と実施について判断し、医師に提案する。	E

行為名・行為の概要一覧

医行為番号	現案（第23回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示）		修正案		評価
	医行為名	行為の概要	医行為名	行為の概要	
203	患者の入院と退院の判断	患者の病状が増悪する可能性があり、観察を要する場合や加療が必要である場合等に、家族構成や居住環境等の療養環境を勘案し、 <u>プロトコールに基づいて患者の入院の必要性やタイミングについての判断を行い</u> 、医師に提案する。また、 <u>入院診療計画書やプロトコールに基づいて</u> 、患者の病状が改善し、自宅での療養が可能である場合、 <u>患者の自宅での療養環境を勘案した上で退院のタイミングについての判断を行い</u> 、医師に提案する。	患者の入院と退院の判断	患者の病状が増悪する可能性があり、観察を要する場合や加療が必要である場合等に、家族構成や居住環境等の療養環境を勘案し、 <u>患者の入院時期を判断し</u> 、医師に提案する。また、 <u>患者の病状が改善し</u> 、自宅療養が可能である場合、 <u>自宅の療養環境を勘案した上で退院のタイミングについての判断を行い</u> 、医師に提案する。	E
1001	熱傷の壊死組織のデブリードマン	<u>熱傷部位の細菌感染を予防するため</u> 、熱傷の程度や熱傷部位の変化に応じて、医師の指示の下、 <u>壊死組織もしくは壊死に陥りそうな組織を除去し</u> 、新鮮な創面を十分露出し創面を整える。	熱傷の壊死組織のデブリードマン	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、熱傷の程度や熱傷部位の変化を確認し、 <u>壊死組織もしくは壊死に陥りそうな組織を除去する。</u>	B1
1002	腐骨除去	壊死を起こし周囲の組織から遊離している骨を <u>医師の指示の下</u> 、電気メス等を使用して除去する。	腐骨除去	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、壊死を起こし周囲の組織から遊離している骨について、 <u>電気メス等を使用して除去する。</u>	B1
1003	エスマルヒ、タニケットによる止血処置の実施	四肢からの出血に対し、医師の指示の下、 <u>出血部の中枢側で</u> 駆血帯を用いて緊縛し止血を行う。	エスマルヒ、タニケットによる止血処置の実施	四肢からの出血に対し、医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、 <u>出血部の中枢側を</u> 駆血帯を用いて緊縛し、止血を行う。	C
1004	血管結紮による止血	医師の指示の下、 <u>出血部位の血管を同定し</u> 、血管を結紮し止血する。 <u>組織からの出血の場合は</u> 、出血点の周囲組織を結紮する。	血管結紮による止血	医師の指示の下、 <u>プロトコールに基づき</u> 、 <u>出血部位の血管を同定し</u> 、血管を結紮し止血する。 <u>組織からの出血の場合は</u> 、出血点の周囲組織を結紮する。	B1又はB2
1005	<u>抗けいれん剤(成人)(臨時薬剤の選択・使用)</u>	抗けいれん剤について、 <u>病状に応じて薬剤投与の必要性を判断し</u> 、 <u>医師の指示の下に実施する。</u>	①臨時薬剤(抗けいれん剤(成人))の選択・使用 ②臨時薬剤(抗けいれん剤(成人))の変更の提案	①成人患者の抗けいれん剤について、 <u>プロトコールに基づき</u> 、 <u>事前に指示のある薬剤を選択し</u> 、 <u>投与のタイミングを判断して使用する。</u> ②成人患者の抗けいれん剤について、 <u>患者の状態や薬剤の効果を把握し</u> 、 <u>薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。</u>	①B2 ②E

医行為分類検討シート（案）

行為名：動脈ラインからの採血	行為番号：1								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、事前に確保されている動脈ラインから、動脈血を採取する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 医師の指示の下、病棟のリカバリールーム、ICU（集中治療室）、CCU（冠状動脈疾患管理室）等で、持続的な血行動態の把握又は経時的な血液ガスの分析を目的として動脈ラインが確保されている患者に対して、動脈ラインから動脈血採血を実施する。									
3. 現行法令等における位置づけ									
○ 臨床検査技師等に関する法律 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。									
○ 平成22年4月30付け医政発0430第1号 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」 (4) 臨床工学技士2) 動脈留置カテーテルからの採血① 人工呼吸器を操作して呼吸療法を行う場合、血液中のガス濃度のモニターを行うため、動脈の留置カテーテルから採血を行う必要がある。この動脈留置カテーテルからの採血(以下「カテーテル採血」という。)については、人工呼吸器の操作を安全かつ適切に実施する上で当然必要となる行為であることを踏まえ、臨床工学技士法第2条第2項の「生命維持管理装置の操作」に含まれるものと解し、臨床工学技士が実施することができる行為として取り扱う。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：63.4% 看護師回答：52.4% 【日本医師会調査】医師回答：35.1% 看護師回答：36.7%									
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：93.8% 看護師回答：81.9% 【日本医師会調査】医師回答：56.1% 看護師回答：43.5%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【(平成22年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：2課程 【(平成23年度) 業務試行事業】1施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：直接動脈穿刺による採血	行為番号：2								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急患者等に対して、医師の指示の下、全身状態の評価やトリアージのため、プロトコールに基づいて動脈血採血を実施する。 ○ 医師の指示の下、手術前患者の手術侵襲に対する呼吸機能評価等の一環として、プロトコールに基づいて動脈血採血を実施する。 ○ 医師の指示の下、患者の状態把握等の症状管理の一環として、プロトコールに基づいて動脈血採血を実施する。 									
3. 現行法令等における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 2.0% 看護師回答： 1.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 4.0% 看護師回答： 4.9%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 63.2% 看護師回答： 44.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 34.6% 看護師回答： 25.2%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】5 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：110、114、115									
新人看護職員研修：救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----○-----	-----○-----				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----○-----	-----○-----								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：動脈ラインの抜去・圧迫止血	行為番号：3										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、すでに確保されている橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行い、止血を確認する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 病棟のリカバリールーム、ICU（集中治療室）、CCU（冠状動脈疾患病室）等において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、定期的な動脈血ガス分析検査が不要になった患者に対して、看護師が橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行い、止血を確認する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：33.0% 看護師回答：30.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：23.7% 看護師回答：27.4%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：87.7% 看護師回答：72.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：55.2% 看護師回答：47.2%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】1施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：110											
新人看護職員研修：救命救急処置技術⑥											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：トリアージのための検体検査の項目の判断	行為番号：4								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために、プロトコールに基づき、必要な検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の項目を判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 救急外来等で受診患者が重なり医師の診察や必要な検査がすぐに行えない場合、又は一般外来等で受診者が集中し、医師の診察まで長時間を要する場合、医師の指示の下、病歴聴取や身体所見等を確認して、プロトコールに基づき、診察の優先度を決定するための検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の項目を判断する。</p> <p>○ 発熱等の症状がある在宅患者に対し、医師の指示の下、身体所見等を確認して、プロトコールに基づき緊急性を決定するための検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査等）の項目を判断する。</p>									
3. 現行法令等における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：5.3% 看護師回答：6.1% 【日本医師会調査】医師回答：4.6% 看護師回答：5.0%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：64.0% 看護師回答：58.9% 【日本医師会調査】医師回答：32.5% 看護師回答：32.1%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：3課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】7施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：113～115</p> <p>新人看護職員研修：救命救急処置援助①⑦、症状・生体機能管理技術①</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：トリアージのための検体検査結果の評価の補助	行為番号：5										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、緊急性や重症度に応じて実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の所見をまとめ、診療の優先度を決定することにより、医師の診断を補助し、治療につなげる。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 救急外来等で受診患者が重なり医師の診察や必要な検査がすぐに行えない場合、又は一般外来等で受診者が集中し、医師の診察まで長時間を要する場合、医師の指示の下、プロトコールに基づいて診察の優先度を決定するために実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の結果の所見をまとめ、診療の優先度を決定することにより医師の診断を補助し、治療につなげる。</p> <p>○ 発熱等の症状がある在宅患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づいて身体診査を行い、受診の緊急性を決定するために実施した検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査等）の結果の所見をまとめ、診療の優先度を決定することにより医師の診断を補助し、受診の緊急性の判断を行う。</p>											
3. 現行法令等における位置づけ											
<p>○平成19年12月28付内政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」 2. 役割分担の具体例 (3)医師と看護師等の医療関係職との役割分担 3)救急医療等における診療の優先順位の決定 夜間・休日救急において、医師の過重労働が指摘されている現状を鑑み、より効率的運用が行われ、患者への迅速な対応を確保するため、休日や夜間に診療を求めて救急に来院した場合、事前に、院内において具体的な対応方針を整備していれば、専門的な知識および技術をもつ看護職員が、診療の優先順位の判断を行うことで、より適切な医療の提供や、医師の負担を軽減した効率的な診療を行うことが可能となる。</p>											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.6% 看護師回答：4.2% 【日本医師会調査】医師回答：2.2% 看護師回答：3.0%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：41.8% 看護師回答：36.9% 【日本医師会調査】医師回答：20.5% 看護師回答：19.2%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度)養成調査試行事業】 演習で実施：3課程 臨地実習で実施：3課程 【(平成23年度)業務試行事業】7施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：113～115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施可能なレベル	看護師特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施可能なレベル	看護師特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：治療効果判定のための検体検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：6										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、薬物療法等の治療効果を判定するために、プロトコールに基づき、必要な検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の項目・実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 糖尿病で治療継続中の外来患者に対して、医師の指示の下、食事療法や運動療法の内容、身体所見や治療内容等を確認して、プロトコールに基づき、治療効果を判定するための検体検査（血液一般及び血清学検査、尿検査等）の項目・タイミングを判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：2.8% 看護師回答：3.6%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：2.9% 看護師回答：3.4%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：43.4% 看護師回答：34.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：18.8% 看護師回答：19.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：4課程 臨地実習で実施：6課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】10施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：113～115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診断書の立案等</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">治療方針の決定に</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師の実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等	治療方針の決定に	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師の実施するレベル					
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等	治療方針の決定に	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師の実施するレベル							
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：治療効果判定のための検体検査結果の評価の補助	行為番号：7										
1. 行為の概要											
薬物療法等の治療効果を判定するために実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等）の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 鉄欠乏性貧血で鉄剤を投与後の患者に対して、治療効果を判定するために実施された検体検査（血液一般検査等）の結果について、身体診査や病歴等も考慮して所見をまとめ、鉄剤投与の中止あるいは継続等の必要性を提案し、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 微熱が持続し抗生剤の投与が延長となった患者に対して、治療効果を判定するために実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、尿検査等）の結果について、身体診査等も考慮して所見をまとめ、抗生剤投与の中止あるいは継続等の必要性を提案し、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 糖尿病で治療継続中の外来患者に対して、糖尿病診療ガイドラインに沿った治療効果の判定や合併症の早期発見のために実施された検体検査（血液一般及び血清学検査、尿検査等）の結果について、身体診査等も考慮して所見をまとめ、追加の検査等の必要性を提案し、医師の診断を補助する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：2.8% 看護師回答：2.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：1.3% 看護師回答：1.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：25.3% 看護師回答：18.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：10.4% 看護師回答：9.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：5課程 臨地実習で実施：8課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】10施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：手術前検査の項目等の判断	行為番号：8
1. 行為の概要	
医師の指示の下、手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、プロトコールに基づき、手術前に必要な検査の項目・タイミングを判断する。	
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載	
○ 手術予定患者に対して、医師の指示の下に、手術前に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、手術前に必要な検査（血液検査、生理学的検査、レントゲン検査等）項目・タイミングを判断する。	
3. 現行法令等における位置づけ	
特に位置づけはなされていない。	
4. 看護師の実施状況：調査結果より	
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：3.5% 看護師回答：3.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：3.1% 看護師回答：5.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：51.6% 看護師回答：42.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：21.8% 看護師回答：23.6%</p>	
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数	
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】2 施設</p>	
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照	
看護基礎教育：114、115	
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①	
7. 評価項目	
行為の難易度	<p>看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</p> <p>看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</p> <p>シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</p> <p>医師のみが実施可能なレベル</p> <p>専門医が実施可能なレベル</p>
判断の難易度	<p>実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</p> <p>複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</p> <p>診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</p> <p>高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</p>
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：単純X線撮影の実施のタイミング等の判断	行為番号：9										
1. 行為の概要											
患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、単純X線撮影の部位・実施のタイミング等を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 自然気胸で胸腔ドレーンが挿入され、抜去目的でドレーンクランプ中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、単純X線撮影の部位・タイミング等を判断する。</p> <p>○ 誤嚥性肺炎の疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見等を確認して、単純X線撮影の緊急性を判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.8% 看護師回答：3.2% 【日本医師会調査】医師回答：2.4% 看護師回答：4.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：55.5% 看護師回答：53.2% 【日本医師会調査】医師回答：25.4% 看護師回答：32.5%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：5課程 臨地実習で実施：5課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】13施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①、⑧</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：単純X線撮影の画像診断の補助	行為番号：10								
1. 行為の概要									
実施された単純X線撮影画像の所見をまとめ、医師の診断を補助する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全身麻酔による手術の数日後、著明な腹部緊満及び腹鳴微弱である患者に対して、状態把握の目的で実施された単純X線撮影の画像の所見をまとめるとともに、治療の緊急性等を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 自然気胸で胸腔ドレーンが挿入され、抜管目的でドレーンクランプ中の患者に対して、状態把握又は治療効果の判定目的で実施された単純X線撮影の画像の所見をまとめ、身体診査所見とあわせて抜管の適否を医師に提案する。 ○ 誤嚥性肺炎の疑われる在宅患者に対して、状態把握の目的で実施された単純X線撮影の画像の所見をまとめ、身体診査所見とあわせて治療の必要性や緊急性等を提案し、医師の診断を補助する。 									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.4% 看護師回答：1.8% 【日本医師会調査】医師回答：0.4% 看護師回答：0.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：23.6% 看護師回答：22.1% 【日本医師会調査】医師回答：5.5% 看護師回答：7.7% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：8課程 臨地実習で実施：8課程 【（平成23年度）業務試行事業】12施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①、⑧									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----			-----						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- </td> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----	-----○-----				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----	-----○-----								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：CT、MRI 検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：11										
1. 行為の概要											
患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、CT、MRI 検査の部位・実施のタイミング等を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 意識混濁がみられる救急患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の病歴を聴取し身体所見（意識レベル等）や検査結果等を確認して、頭部 CT 検査のタイミングを判断する。 ○ 開腹手術後の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、術後評価のための腹部 CT 検査のタイミングを判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.5% 看護師回答：1.9% 【日本医師会調査】医師回答：1.0% 看護師回答：1.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：34.0% 看護師回答：30.3% 【日本医師会調査】医師回答：15.9% 看護師回答：19.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：5 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】9 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、109、114、115 新人看護職員研修：救命救急処置援助①、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が 1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が 1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が 1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：CT、MRI 検査の画像診断の補助	行為番号：12										
1. 行為の概要											
実施された CT、MRI 検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 転倒後に意識混濁がみられる救急患者に実施された頭部 CT 検査の画像の所見をまとめ、身体所見とあわせて、治療の必要性等を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 開腹手術で挿入した腹腔ドレーンから血性の排液が持続している患者に実施された腹部 CT 検査の所見をまとめ、身体診査所見とあわせて治療の必要性等を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 脳卒中疑いの患者に実施された頭部 CT 検査及び頭部 MRI 検査の所見をまとめ、身体診査所見とあわせて、治療の必要性や緊急性等を提案し、医師の診断を補助する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.7% 看護師回答：0.8% 【日本医師会調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：12.9% 看護師回答：11.0% 【日本医師会調査】医師回答：3.6% 看護師回答：4.1% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4 課程 臨地実習で実施：7 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】7 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：103、104、109、111～115、121 新人看護職員研修：救命救急処置援助①⑦、症状・生体機能管理技術①②											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が 1対1 で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が 1対1 で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が 1対1 で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

医行為分類検討シート（案）

行為名：造影剤使用検査時の造影剤の投与	行為番号：13								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、造影検査時に造影剤の投与及び投与中の副作用等の観察を行う。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄性尿路造影時に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、末梢血管静脈ルートを確認し、造影剤の点滴注射を行うとともに副作用等の観察を行う。 ○ 血管造影時に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、確保されている血管造影カテーテルの閉塞等の有無、刺入部等の状態を確認後、造影剤の投与を行うとともに副作用等の観察を行う。 									
3. 現行法令における位置づけ									
○ 看護師等による静脈注射の実施について(平成 14 年 9 月 30 日)(医政発第 0930002 号) 医師又は歯科医師の指示の下に保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)が行う静脈注射は、保健師助産師看護師法第 5 条に規定する診療の補助行為の範疇として取り扱うものとする。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：31.6% 看護師回答：34.2% 【日本医師会調査】医師回答：49.6% 看護師回答：56.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：81.4% 看護師回答：59.6% 【日本医師会調査】医師回答：53.8% 看護師回答：46.1% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：3 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：81、95、96、114、115 新人看護職員研修：与薬の技術③、救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----○-----	-----○-----				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----○-----	-----○-----								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：IVR（Interventional Radiology）時の動脈穿刺、カテーテル挿入・抜去の一部実施		行為番号：14
1. 行為の概要		
医師の指示の下、プロトコールに基づき、IVR（Interventional Radiology）施行時に、経皮的な動脈等の穿刺又は穿刺の介助、カテーテルの挿入・抜去の一部を実施する。抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。		
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載		
○ 医師の診断の補助の一貫として、医師の指示の下、プロトコールに基づき、大腿動脈穿刺等の補助を行うとともにカテーテルの挿入・抜去の一部を実施する。抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。		
3. 現行法令における位置づけ		
特に位置づけはなされていない。		
4. 看護師の実施状況：調査結果より		
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.9% 看護師回答：0.6% 【日本医師会調査】医師回答：2.2% 看護師回答：1.6%		
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：39.9% 看護師回答：17.4% 【日本医師会調査】医師回答：17.0% 看護師回答：9.2%		
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数		
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設		
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照		
看護基礎教育：70、110、114、115、124、129 新人看護職員研修：救命救急処置技術⑥、感染予防技術③		
7. 評価項目		
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル 看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル 専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
総合評価	D（更に検討が必要）	

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：経腹部的膀胱超音波検査（残尿測定目的）の実施のタイミングの判断	行為番号：15										
1. 行為の概要											
患者の排尿状態を評価するために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、経腹部的膀胱超音波（膀胱用超音波診断装置）による残尿測定の実施のタイミングを判断する。											
2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 排尿障害を訴えている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、最終排尿時間や身体所見等を確認し、経腹部的膀胱超音波（膀胱用超音波診断装置）による残尿測定の実施のタイミングを判断する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：8.2% 看護師回答：10.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：4.5% 看護師回答：7.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：60.7% 看護師回答：51.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：30.0% 看護師回答：28.0%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】1 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：114～115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">診断書の立案等</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：経腹部的膀胱超音波検査（残尿測定目的）の実施	行為番号：16										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波（膀胱用超音波診断装置）による残尿測定を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 排尿障害を訴えている患者に対して、排尿の有無を確認後、医師の指示の下、プロトコールに基づき、経腹部的膀胱超音波（膀胱用超音波診断装置）による残尿測定を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
○ 診療放射線技師法施行令 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 二 超音波診断装置 ○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：10.9% 看護師回答：14.6% 【日本医師会調査】医師回答：8.3% 看護師回答：10.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：68.4% 看護師回答：53.9% 【日本医師会調査】医師回答：39.7% 看護師回答：32.1%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114～115 新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：腹部超音波検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：17						
1. 行為の概要							
医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の病歴や身体所見、検体検査の結果等から目的に合わせた腹部超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。							
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体所見等から胆石が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて腹部超音波検査の部位・タイミング等を判断する。 ○ 腹水の増加による苦痛症状が疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて腹部超音波検査の部位・タイミングを判断する。 							
3. 現行法令等における位置づけ							
特に位置づけはなされていない。							
4. 看護師の実施状況：調査結果より							
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.1% 看護師回答：1.4% 【日本医師会調査】医師回答：0.9% 看護師回答：1.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：42.9% 看護師回答：34.3% 【日本医師会調査】医師回答：17.9% 看護師回答：19.3% 							
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数							
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】6施設 							
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照							
看護基礎教育：114～115							
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①							
7. 評価項目							
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-right: 1px solid black;"> ○ </td> <td style="text-align: center; border-right: 1px solid black;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	○		
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル					
○							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-right: 1px solid black;"> </td> <td style="text-align: center; border-right: 1px solid black;"> ⊕ </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル		⊕	
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル					
	⊕						
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）						

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：腹部超音波検査の実施	行為番号：18					
1. 行為の概要						
医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要と判断された患者に対して、目的に合わせた腹部超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。						
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載						
○ 身体所見等から胆石が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて腹部超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。 ○ 腹水の増加による苦痛症状が疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて腹部超音波検査を実施するとともに所見をまとめ、医師の診断を補助する。						
3. 現行法令等における位置づけ						
○ 診療放射線師法施行令 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 二 超音波診断装置 ○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査						
4. 看護師の実施状況：調査結果より						
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.4% 【日本医師会調査】医師回答：0.5% 看護師回答：0.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：51.0% 看護師回答：35.0% 【日本医師会調査】医師回答：29.9% 看護師回答：24.5%						
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数						
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】3施設						
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照						
看護基礎教育：114～115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①						
7. 評価項目						
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">看護師の特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が示す内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が示す内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が示す内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル			
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）					

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：腹部超音波検査の画像診断の補助	行為番号：19										
1. 行為の概要											
実施された腹部超音波検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体所見等から胆石が疑われる入院患者に対して、実施された腹部超音波検査の所見をまとめるとともに、治療の緊急性等を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 腹水の増加による苦痛症状が疑われる在宅患者に対して、実施された腹部超音波検査の所見をまとめるとともに、治療の必要性を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 血液検査所見から脂肪肝が疑われる外来患者に対して、実施された腹部超音波検査の所見をまとめるとともに、治療の必要性を提案し、医師の診断を補助する。 											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.2% 看護師回答：0.4% 【日本医師会調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：24.8% 看護師回答：13.2% 【日本医師会調査】医師回答：8.4% 看護師回答：6.8% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：4 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業 4 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
E（医行為に該当しない）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：心臓超音波検査の実施のタイミングの判断	行為番号：20								
1. 行為の概要									
心機能や血流を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、心臓超音波検査の実施のタイミングを判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 労作時に胸痛・胸部不快感を訴える外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、心臓超音波検査の実施のタイミングを判断する。 ○ 手術予定の患者に対して、医師の指示の下、手術前に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、心臓超音波検査の実施のタイミングを判断する。 									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.9% 看護師回答：1.2% 【日本医師会調査】医師回答：0.9% 看護師回答：0.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：40.9% 看護師回答：28.5% 【日本医師会調査】医師回答：15.4% 看護師回答：14.3% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】5施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：70、114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル			診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル								
診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：心臓超音波検査の実施	行為番号：21										
1. 行為の概要											
心機能や血流を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき心臓超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 労作時に胸痛・胸部不快感を訴える外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査の他に心臓超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 手術予定の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、手術前に必要な検査の一環として心臓超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
<p>○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則</p> <p>第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>十一 超音波検査</p>											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.1% 看護師回答：0.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：49.4% 看護師回答：29.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：25.6% 看護師回答：18.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1課程 臨地実習で実施：2課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】1施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：70、114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1に対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1に対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル			診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1に対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル										
総合評価	<p>特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）</p>										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：心臓超音波検査の画像診断の補助	行為番号：22										
1. 行為の概要											
実施された心臓超音波検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 労作時に胸痛・胸部不快感を訴える外来患者に対して、実施された心臓超音波検査の所見をまとめるとともに、治療の緊急性を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 手術予定の患者に対して、実施された心臓超音波検査の所見をまとめるとともに、治療の必要性を提案し、医師の診断を補助する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.4% 【日本医師会調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：21.9% 看護師回答：10.8% 【日本医師会調査】医師回答：6.8% 看護師回答：4.9% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】2 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、11、14、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：頸動脈超音波検査の実施のタイミングの判断	行為番号：23-1										
1. 行為の概要											
全身の循環動態の評価及び動脈硬化症の診断等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、頸動脈超音波検査の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 一過性脳虚血発作（TIA）の既往や動脈硬化の危険因子を持つ患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、頸動脈超音波検査の実施のタイミングを判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.6% 看護師回答：0.8% 【日本医師会調査】医師回答：0.6% 看護師回答：0.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：44.1% 看護師回答：28.1% 【日本医師会調査】医師回答：17.6% 看護師回答：15.8% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：頸動脈超音波検査の実施	行為番号：23-2					
1. 行為の概要						
医師の指示の下、プロトコールに基づき、全身の循環動態の評価及び動脈硬化症の診断等の目的で、頸動脈超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。						
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載						
○ 一過性脳虚血発作（TIA）の既往や動脈硬化の危険因子を持つ患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、頸動脈超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。						
3. 現行法令における位置づけ						
○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査						
4. 看護師の実施状況：調査結果より						
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：－％　看護師回答：－％ 【日本医師会調査】医師回答：－％　看護師回答：－％ ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：－％　看護師回答：－％ 【日本医師会調査】医師回答：－％　看護師回答：－％						
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数						
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：－課程　臨地実習で実施：－課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】－施設						
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照						
看護基礎教育：70、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①						
7. 評価項目						
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における総論及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断のずれがあるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断のずれがあるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断のずれがあるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル					
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル					
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）					

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：表在超音波検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：24-1												
1. 行為の概要													
医師の指示の下、プロトコールに基づき、表在超音波検査（甲状腺、乳腺等）の部位・実施のタイミング等を判断する。													
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載													
<p>○ 甲状腺疾患が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し、身体所見や検査結果等を確認して、表在超音波検査（甲状腺）の部位・実施のタイミング等を判断する。</p> <p>○ 皮膚表在部に硬結と圧痛を訴える患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し、身体所見や検査結果等を確認して、表在超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。</p>													
3. 現行法令における位置づけ													
特に位置づけはなされていない。													
4. 看護師の実施状況：調査結果より													
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：1.3% 【日本医師会調査】医師回答：0.6% 看護師回答：0.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：46.3% 看護師回答：33.2% 【日本医師会調査】医師回答：19.1% 看護師回答：17.2%</p>													
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数													
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】6施設</p>													
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照													
<p>看護基礎教育：114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>													
7. 評価項目													
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）												

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：表在超音波検査の実施	行為番号：24-2										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、診断の目的等で、表在超音波検査（甲状腺、乳腺等）を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 病歴や血液検査所見及び身体所見等から甲状腺疾患が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、表在超音波検査（甲状腺）を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。 ○ 皮膚表在部に硬結と圧痛を訴える患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、表在超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
3. 現行法令における位置づけ											
○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答： －％ 看護師回答： －％ 【日本医師会調査】医師回答： －％ 看護師回答： －％ ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答： －％ 看護師回答： －％ 【日本医師会調査】医師回答： －％ 看護師回答： －％											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：－課程 臨地実習で実施：－課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】－施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル			診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル										
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：下肢血管超音波検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：25-1										
1. 行為の概要											
下肢血流障害の診断目的等で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、下肢血管超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 間欠性跛行の症状で受診した外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し、身体所見や検査結果等を確認して、下肢血管（動脈）超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。 ○ 長時間に及ぶ手術予定の患者に対して、医師の指示の下、手術前に必要な検査（深部静脈血栓のリスク判定）の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、下肢血管超音波検査の部位・実施のタイミング等を判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.3% 看護師回答：1.8% 【日本医師会調査】医師回答：1.0% 看護師回答：1.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：47.9% 看護師回答：35.1% 【日本医師会調査】医師回答：18.6% 看護師回答：17.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】3施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診断書の立案等</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル					
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル							
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：下肢血管超音波検査の実施	行為番号：25-2								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、下肢血流障害の診断目的等で、下肢血管超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 間欠性跛行の症状で受診した外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査の他に、下肢血管（動脈）超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 長時間に及ぶ手術の予定で入院した患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査の他に手術前に必要な検査（深部静脈血栓のリスク判定）として下肢血管超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p>									
3. 現行法令における位置づけ									
<p>○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査</p>									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：－％　看護師回答：－％ 【日本医師会調査】医師回答：－％　看護師回答：－％</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：－％　看護師回答：－％ 【日本医師会調査】医師回答：－％　看護師回答：－％</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：－課程　臨地実習で実施：－課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】一施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：70、114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	<p>特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）</p>								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：術後下肢動脈ドップラー検査の実施のタイミングの判断	行為番号：26-1										
1. 行為の概要											
下肢の血流評価等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、術後下肢動脈ドップラー検査の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 閉塞性動脈硬化症（ASO）の術後患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、下肢動脈ドップラー検査の実施のタイミングを判断する。 ○ 人工心肺装着中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、下肢動脈ドップラー検査の実施のタイミングを判断する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：8.7% 看護師回答：15.4% 【日本医師会調査】医師回答：4.1% 看護師回答：8.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：54.9% 看護師回答：48.9% 【日本医師会調査】医師回答：20.8% 看護師回答：21.4% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】2施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：術後下肢動脈ドップラー検査の実施	行為番号：26-2								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、全身の循環動態の評価等の目的で、術後下肢動脈ドップラー検査を実施するとともに所見をまとめ、医師の診断を補助する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 閉塞性動脈硬化症（ASO）の術後患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査の他に下肢の循環動態の判定及び評価等の目的で、下肢動脈ドップラー検査を実施するとともに所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 人工心肺装着中の心肺停止状態（CPA）にある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査の他に全身の循環動態の判定及び評価等の目的で、下肢動脈ドップラー検査を実施するとともに所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p>									
3. 現行法令における位置づけ									
<p>○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 七 脈波検査 十一 超音波検査</p>									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：－％　看護師回答：　％ 【日本医師会調査】医師回答：－％　看護師回答：－％</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：－％　看護師回答：－％ 【日本医師会調査】医師回答：－％　看護師回答：－％</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：－ 課程　臨地実習で実施：－ 課程 【（平成23年度）業務試行事業】－ 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：70、114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○----- ----- -----			
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○----- ----- -----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○----- ----- -----			
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
-----○----- ----- -----									
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：12 誘導心電図検査の実施のタイミングの判断	行為番号：27										
1. 行為の概要											
不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、12 誘導心電図検査の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 胸痛・胸部不快感を訴える患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、12 誘導心電図検査の実施のタイミングを判断する。</p> <p>○ 手術予定の患者に対して、医師の指示の下、手術前に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、12 誘導心電図検査の実施のタイミングを判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：25.7% 看護師回答：36.7% 【日本医師会調査】医師回答：10.1% 看護師回答：17.6%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：75.7% 看護師回答：76.0% 【日本医師会調査】医師回答：39.1% 看護師回答：49.0%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：4 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】10 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：70、114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑦</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診断書の内容の決定に際し、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の内容の決定に際し、医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の内容の決定に際し、医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：12 誘導心電図検査の実施		行為番号：28			
1. 行為の概要					
不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、12 誘導心電図検査を実施する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 胸痛・胸部不快感を訴える患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、12 誘導心電図検査を実施する。					
3. 現行法令等における位置づけ					
○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 一 心電図検査（体表誘導によるものに限る。）					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：63.0% 看護師回答：66.7% 【日本医師会調査】医師回答：66.1% 看護師回答：74.9%					
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：95.3% 看護師回答：93.6% 【日本医師会調査】医師回答：83.7% 看護師回答：88.6%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：4 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】 7 施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：70、114 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑦					
7. 評価項目					
行為の難易度	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：12 誘導心電図検査結果に基づく診断の補助	行為番号：29										
1. 行為の概要											
実施された12誘導心電図検査結果の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 胸痛・胸部不快感を訴える患者に実施された12誘導心電図検査結果の所見をまとめるとともに、治療の緊急性を提案し、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 手術予定での患者に術前検査として実施された12誘導心電図検査結果の所見をまとめるとともに、追加検査の必要性等を提案し、医師の診断を補助する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：6.0% 看護師回答：10.5% 【日本医師会調査】医師回答：2.2% 看護師回答：4.1%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：48.0% 看護師回答：44.9% 【日本医師会調査】医師回答：17.5% 看護師回答：20.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4課程 臨地実習で実施：4課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】8施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：70、114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑦</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">診断内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：インフルエンザ簡易検査の実施のタイミングの判断	行為番号：30								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、感染の流行状況や患者の症状や接触歴等を考慮して、インフルエンザ簡易検査の実施のタイミングを判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ インフルエンザ流行期において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴聴取の結果、インフルエンザ発症者との接触歴があり、症状からインフルエンザが強く疑われる患者に対して、身体所見等を確認して、インフルエンザ簡易検査の実施のタイミングを判断する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：7.9% 看護師回答：8.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：5.4% 看護師回答：7.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：71.0% 看護師回答：65.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：36.5% 看護師回答：42.9%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p> 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：4課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】3施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：113～115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：インフルエンザ簡易検査の実施	行為番号：31										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、流行状況や患者の接触歴等を考慮してインフルエンザ簡易検査を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ インフルエンザ流行期において、38℃以上の発熱に加えて頭痛や関節痛等の全身症状を訴え、発症者との接触歴があるインフルエンザが強く疑われる患者に対して、医師の指示の下、インフルエンザ簡易検査を実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：40.0% 看護師回答：46.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：44.9% 看護師回答：51.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：89.3% 看護師回答：81.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：75.0% 看護師回答：74.2%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】3施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：121、125～128</p> <p>新人看護職員研修：感染予防技術①②④</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療法の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等	高度な判断を要する治療法の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等	高度な判断を要する治療法の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： インフルエンザ簡易検査の結果の評価の補助	行為番号： 32										
1. 行為の概要											
インフルエンザ様の症状がある患者に対して、感染の流行状況や接触歴等を考慮して実施された、インフルエンザ簡易検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 38℃以上の発熱と関節痛があり、1週間以内にインフルエンザ発症者との接触歴が認められた患者について、インフルエンザ簡易検査結果の所見をまとめるとともに、身体症状等の情報から個室隔離適応の患者の選定や感染対策の提案を行い、医師の診断を補助する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：9.3% 看護師回答：7.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：6.8% 看護師回答：8.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：59.9% 看護師回答：55.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：27.5% 看護師回答：28.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：2課程 臨地実習で実施：4課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】4施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：113～115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル	-----○-----				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
-----○-----											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○-----					
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
-----○-----											
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：薬剤感受性検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：33								
1. 行為の概要									
感染の起因菌を明らかにし、効果が高い抗菌薬を選択するために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、薬剤感受性検査の項目・実施のタイミング等を判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 医師の指示の下、ICT（院内感染制御チーム）活動の一環として、抗菌薬投与中に発熱が持続し耐性菌が疑われる患者に対して、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、薬剤感受性検査の項目・実施のタイミング等を判断する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：2.4% 看護師回答：2.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：2.3% 看護師回答：2.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：51.8% 看護師回答：36.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：24.5% 看護師回答：22.5%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1課程 臨地実習で実施：4課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】3施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：111～115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：真菌検査の実施のタイミングの判断	行為番号：34										
1. 行為の概要											
皮膚症状の原因を診断する目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、真菌検査の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 老人保健施設等で、足底に湿疹及び掻痒感を訴える入所者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果等を確認して、真菌検査の実施のタイミングを判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.7% 看護師回答：4.4% 【日本医師会調査】医師回答：3.1% 看護師回答：4.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：55.7% 看護師回答：47.1% 【日本医師会調査】医師回答：29.3% 看護師回答：33.7%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成22年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：4課程 【(平成23年度) 業務試行事業】4施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%;">診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：真菌検査の結果の評価の補助	行為番号：35										
1. 行為の概要											
皮膚症状の原因を診断する目的で実施された真菌検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 老人保健施設等で、足底に湿疹及び掻痒感を訴える入所者に対して実施された真菌検査の所見をまとめ、医師の診断を補助するとともに、他者への感染予防対策等を提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.3% 看護師回答：2.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：2.1% 看護師回答：2.0%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：41.2% 看護師回答：29.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：18.2% 看護師回答：18.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】4 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：微生物学検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：36														
1. 行為の概要															
感染の原因微生物を診断し適切な治療を行う目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、微生物学検査の項目・実施のタイミング等を判断する。															
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載															
○ 微熱が持続する気管挿管中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、喀痰等の微生物学検査の項目・実施のタイミング等を判断する。 ○ 腹腔ドレーン挿入中で発熱の持続する手術後患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、ドレーン培養等の微生物学検査の項目・実施のタイミング等を判断する。															
3. 現行法令における位置づけ															
特に位置づけはなされていない。															
4. 看護師の実施状況：調査結果より															
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：4.2% 看護師回答：2.9% 【日本医師会調査】医師回答：1.6% 看護師回答：2.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：56.8% 看護師回答：39.5% 【日本医師会調査】医師回答：25.8% 看護師回答：22.7%															
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数															
【(平成22年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：4 課程 【(平成23年度) 業務試行事業】6 施設															
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照															
看護基礎教育：113～115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①															
7. 評価項目															
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル									
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル		高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル							
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル		高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル									
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）														

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：微生物学検査の実施：スワブ法	行為番号：37										
1. 行為の概要											
感染の原因微生物を診断し適切な治療を行う目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき微生物学検査（スワブ法）として検体を採取する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 微熱が持続する気管挿管中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査の他に、気管チューブ内の喀痰培養微生物学検査（スワブ法）として検体を採取する。 ○ 腹腔ドレーン挿入中で発熱の持続する手術後患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査所見等を踏まえてドレーン培養微生物学検査（スワブ法）として検体を採取する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：39.7% 看護師回答：40.6% 【日本医師会調査】医師回答：33.3% 看護師回答：37.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：84.3% 看護師回答：68.0% 【日本医師会調査】医師回答：55.4% 看護師回答：48.7% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】1 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115121、125～128 新人看護職員研修：感染予防技術①②④											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：薬物血中濃度検査（TDM）の実施のタイミングの判断	行為番号：38										
1. 行為の概要											
薬物療法において、治療効果や副作用に関する様々な因子をモニタリングし、個別化した薬物投与を行うために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、薬物血中濃度検査（TDM）の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 塩酸バンコマイシンを継続投与中の患者に対し、身体所見や検査結果等が改善しない場合に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、治療内容を確認して、薬物血中濃度検査（TDM）の実施のタイミングを判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.7% 看護師回答：2.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：1.0% 看護師回答：1.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：52.2% 看護師回答：35.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：20.1% 看護師回答：18.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】3施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：111～115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：スパイロメトリーの実施のタイミングの判断	行為番号：39								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、呼吸機能を評価する目的で実施する検査の一環として、スパイロメトリー実施のタイミングを判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 手術予定の患者に対して、医師の指示の下、手術に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、スパイロメトリー実施のタイミングを判断する。</p> <p>○ 労作時に息切れ・軽度の呼吸困難感を訴える外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、スパイロメトリー実施のタイミングを判断する。</p>									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.2% 看護師回答：2.3% 【日本医師会調査】医師回答：2.4% 看護師回答：3.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：52.5% 看護師回答：40.3% 【日本医師会調査】医師回答：24.4% 看護師回答：23.2%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】1 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：113～115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等についての判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：直腸内圧測定・肛門内圧測定のタイミングの判断	行為番号：40								
1. 行為の概要									
排便機能の評価及び排便障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、直腸内圧・肛門内圧測定のタイミングを判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 便失禁のある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、直腸内圧・肛門内圧測定のタイミングを判断する。</p> <p>○ 直腸・肛門部の手術予定の患者に対して、医師の指示の下、手術前に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、直腸内圧・肛門内圧測定のタイミングを判断する。</p>									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：1.6%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.9% 看護師回答：1.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：39.4% 看護師回答：29.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：16.7% 看護師回答：13.0%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：113～115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々の指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々の指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々の指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

医行為分類検討シート（案）

行為名：直腸内圧測定・肛門内圧測定の実施	行為番号：41										
1. 行為の概要											
排便機能の評価及び排便障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、圧力センサーを直腸・肛門内に挿入し、直腸肛門内圧（①安静時内圧、②随意収縮圧、③機能的肛門長）の測定を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 便失禁のある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査の他に、直腸内圧・肛門内圧測定を実施する。</p> <p>○ 外来患者又は手術予定で入院した患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査の他に手術前に必要な検査の一環として、直腸内圧・肛門内圧測定を実施する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.3% 看護師回答：3.5% 【日本医師会調査】医師回答：3.6% 看護師回答：3.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：51.8% 看護師回答：36.6% 【日本医師会調査】医師回答：35.5% 看護師回答：20.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：121、125～128</p> <p>新人看護職員研修：感染予防技術①②④</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：膀胱内圧測定のためのタイミングの判断	行為番号：42										
1. 行為の概要											
膀胱機能の評価及び排尿障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、膀胱内圧測定のためのタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 尿失禁のある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、膀胱内圧測定のためのタイミングを判断する。 ○ 前立腺肥大症で残尿が著明な患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、膀胱内圧測定のためのタイミングを判断する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.7% 看護師回答：1.3% 【日本医師会調査】医師回答：1.3% 看護師回答：1.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：37.7% 看護師回答：31.0% 【日本医師会調査】医師回答：16.5% 看護師回答：12.4% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血流評価検査（ABI/PWV/SPP）の実施のタイミング等の判断	行為番号：44					
1. 行為の概要						
<p>医師の指示の下、末梢動脈疾患の診断及び治療効果の評価、あるいはフットケア評価等の目的で実施する検査の一環として、プロトコールに基づき、血流評価検査（ABI/PWV/SPP）の項目・実施のタイミング等を判断する。</p> <p>※ABI：足関節上腕血圧比、PWV：脈波伝播速度、SPP：皮膚灌流圧測定（任意の部位で測定可）</p>						
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 閉塞性動脈硬化症（ASO）が強く疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴を聴取し身体所見や検査結果を確認して、血流評価検査（ABI/PWV）の項目・実施のタイミング等を判断する。 ○ 閉塞性動脈硬化症（ASO）の手術予定の患者に対して、医師の指示の下、手術前に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、血流評価検査（ABI/PWV）の項目・実施のタイミング等を判断する。 ○ 下肢に虚血性潰瘍形成があり、安静時に軽度の下肢痛を訴える糖尿病患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、血流評価検査（SPP）の項目・実施のタイミング等を判断する。 						
3. 現行法令における位置づけ						
特に位置づけはなされていない。						
4. 看護師の実施状況：調査結果より						
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：1.6% 看護師回答：1.5%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：1.2% 看護師回答：1.9%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：49.5% 看護師回答：30.0%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：18.8% 看護師回答：14.8%</p>						
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数						
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="margin-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】8 施設</p>						
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照						
<p>看護基礎教育：70、114～115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>						
7. 評価項目						
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル			
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）					

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血流評価検査（ABI/PWV）の実施	行為番号：45-1
1. 行為の概要	
全身の循環動態の評価及び末梢動脈疾患の診断等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、血流評価検査（ABI/PWV）を実施する。	
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載	
<p>○ 身体所見及び血液検査所見から閉塞性動脈硬化症（ASO）が強く疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、血流評価検査（ABI/PWV）を実施する。</p> <p>○ 閉塞性動脈硬化症（ASO）で手術を希望して外来受診した患者、又は手術予定で入院した患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査の他に、手術前に必要な検査の一環として血流評価検査（ABI/PWV）を実施する。</p>	
3. 現行法令における位置づけ	
<p>○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査よ、次に掲げる検査とする。 七 脈波検査 十四 毛細血管抵抗検査</p>	
4. 看護師の実施状況：調査結果より	
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：7.0% 看護師回答：2.2% 【日本医師会調査】医師回答：27.1% 看護師回答：25.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：68.3% 看護師回答：36.4% 【日本医師会調査】医師回答：48.9% 看護師回答：30.9%</p>	
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数	
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】5施設</p>	
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照	
看護基礎教育：70、111、121	
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①	
7. 評価項目	
行為の難易度	<p>看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</p> <p>看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</p> <p>シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</p> <p>医師のみが実施可能なレベル</p> <p>専門医が実施可能なレベル</p>
判断の難易度	<p>実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</p> <p>複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</p> <p>診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</p> <p>高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</p>
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血流評価検査（SPP）の実施	行為番号：45-2										
1. 行為の概要											
全身の循環動態の評価及び末梢動脈疾患の診断等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、血流評価検査（SPP）を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 下肢に虚血性潰瘍形成があり、安静時に軽度の下肢痛を訴える糖尿病患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、血流評価検査（SPP）を実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下、「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 七 脈波検査 十四 毛細血管抵抗検査											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：7.0% 看護師回答：2.2% 【日本医師会調査】医師回答：27.1% 看護師回答：25.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：68.3% 看護師回答：36.4% 【日本医師会調査】医師回答：48.9% 看護師回答：30.9%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】5施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、111、121 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血流評価検査（ABI/PWV/SPP）結果の評価の補助	行為番号：46										
1. 行為の概要											
末梢動脈疾患の診断及び治療効果の評価、あるいはフットケア評価等の目的で実施された血流評価検査（ABI/PWV/SPP）の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下肢に虚血性潰瘍形成があり、安静時に軽度の下肢痛を訴える糖尿病患者に対して実施された血流評価検査（SPP）結果の所見をまとめるとともに、治療の必要性について提案し、医師の診断を補助する。 ○ 身体所見及び血液検査所見から閉塞性動脈硬化症（ASO）が強く疑われる患者に対して実施された血流評価検査（ABI/PWV）結果の所見をまとめるとともに、治療の緊急性について提案し、医師の診断を補助する。 ○ 閉塞性動脈硬化症（ASO）で手術を希望して外来受診した患者、又は手術予定で入院した患者に対して実施された血流評価検査（ABI/PWV）結果の所見をまとめるとともに、治療の必要性について提案し、医師の診断を補助する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.6% 看護師回答：1.0% 【日本医師会調査】医師回答：0.8% 看護師回答：0.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：34.6% 看護師回答：17.9% 【日本医師会調査】医師回答：12.0% 看護師回答：8.4% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】8施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：骨密度検査（超音波測定法）の実施のタイミングの判断		行為番号：47			
1. 行為の概要					
骨の機能評価、又は薬物療法における副作用の評価・判断等の目的で、骨密度検査（超音波測定法）の実施のタイミングを判断する。 ※骨密度検査（超音波測定法）：測定部位（踵骨等）に超音波ゼリーを塗布後、測定器にのせてスタートボタンを押すのみで測定結果が数秒で提示される簡易なもの					
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 圧迫骨折が疑われる高齢患者に対して、診断に必要な検査の一環として、身体所見や検査結果等を確認して、骨密度測定検査（超音波測定法）の実施のタイミングを判断する。 ○ 関節リウマチで長期薬物療法中の患者に対して、副作用の有無を評価するために必要な検査の一環として、身体所見や治療内容等を確認して、骨密度測定検査（超音波測定法）の実施のタイミングを判断する。 ○ 集団健診において問診を行い、対象の年齢や既往歴、健診間隔等を把握し、骨密度検査（超音波測定法）対象者を選定する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.4% 看護師回答：1.3% 【日本医師会調査】医師回答：1.9% 看護師回答：2.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：55.3% 看護師回答：41.2% 【日本医師会調査】医師回答：26.8% 看護師回答：29.3%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】1施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：113～115					
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①					
7. 評価項目					
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
総合評価	E（医行為に該当しない）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：骨密度検査の結果の評価の補助	行為番号：48										
1. 行為の概要											
骨の機能評価、又は薬物療法における副作用の評価等の目的で実施された骨密度検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 圧迫骨折が疑われる高齢患者に対して実施された骨密度検査の所見をまとめるとともに、治療の必要性を提案し、医師の診断を補助する。 ○ 関節リウマチで長期薬物療法中の患者に対して実施された骨密度検査の所見をまとめるとともに、治療の必要性を提案し、医師の診断を補助する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：0.8% 【日本医師会調査】医師回答：1.4% 看護師回答：1.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：41.4% 看護師回答：27.7% 【日本医師会調査】医師回答：18.9% 看護師回答：18.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】1 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：嚥下造影の実施のタイミングの判断	行為番号：49										
1. 行為の概要											
嚥下機能の評価及び嚥下障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき嚥下造影の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 肺炎を繰り返し誤嚥が疑われる入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、摂食・飲水行動や身体機能（咀嚼・嚥下等）、検査結果等を確認して、嚥下造影の実施のタイミングを判断する。</p> <p>○ むせる、飲み込みに時間がかかる等の症状で受診した高齢者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、本人および家族等から摂食・飲水行動を聴取するとともに、身体機能（咀嚼・嚥下等）や検査結果等を確認して、嚥下造影の実施のタイミングを判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.6% 看護師回答：1.8% 【日本医師会調査】医師回答：1.2% 看護師回答：1.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：47.7% 看護師回答：44.3% 【日本医師会調査】医師回答：18.3% 看護師回答：21.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：114～115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等についての判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：嚥下内視鏡検査の実施のタイミングの判断	行為番号：50										
1. 行為の概要											
嚥下機能及び嚥下訓練の評価、嚥下関連器官の観察あるいは嚥下障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、嚥下内視鏡検査の実施のタイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 脳梗塞後、肺炎を繰り返し誤嚥が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、摂食・飲水行動や身体機能（咀嚼・嚥下等）、検査結果等を確認して、嚥下内視鏡検査の実施のタイミングを判断する。 ○ 嚥下訓練前、訓練中、訓練後において、医師の指示の下、訓練の評価に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、摂食・飲水行動や身体機能（咀嚼・嚥下等）、検査結果等を確認して、嚥下内視鏡検査の実施のタイミングを判断する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.1% 看護師回答：1.2% 【日本医師会調査】医師回答：0.9% 看護師回答：1.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：41.7% 看護師回答：37.1% 【日本医師会調査】医師回答：14.4% 看護師回答：16.6% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：嚥下内視鏡検査の実施	行為番号：51										
1. 行為の概要											
嚥下機能及び嚥下訓練の評価、嚥下関連器官の観察あるいは嚥下障害の診断目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、経鼻カメラを挿入し内視鏡検査を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 脳梗塞後、肺炎を繰り返し誤嚥が疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査の他に、嚥下内視鏡検査を実施する。 ○ 嚥下訓練前、訓練中、訓練後またはその後の経過観察中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、嚥下内視鏡検査を実施する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.4% 看護師回答：0.3% 【日本医師会調査】医師回答：0.2% 看護師回答：0.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：24.5% 看護師回答：18.3% 【日本医師会調査】医師回答：6.8% 看護師回答：6.5% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：113～115、121、125～128</p> <p>新人看護職員研修：感染予防技術①②④</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：眼底検査の実施のタイミング等の判断	行為番号：52										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として、眼底検査の実施のタイミング等を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 高血圧症や糖尿病等による末梢血管病変が疑われる患者に対して、医師の指示の下、合併症の有無を評価するために必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、眼底検査の実施のタイミング等を判断する。</p> <p>○ 緑内障が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、眼底検査の実施のタイミング等を判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.5% 看護師回答：1.3% 【日本医師会調査】医師回答：1.5% 看護師回答：1.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：46.5% 看護師回答：31.6% 【日本医師会調査】医師回答：19.2% 看護師回答：17.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】3施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の相違があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の相違があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の相違があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：眼底検査の実施	行為番号：53								
1. 行為の概要									
慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、眼底カメラにて瞳孔を通して眼底を照明・撮影する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 高血圧症や糖尿病の患者に対して、末梢血管病変を確認するため医師の指示の下、プロトコールに基づいて眼底検査を実施する。 ○ 緑内障が疑われる患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、プロトコールに基づいて眼底検査を実施する。									
3. 現行法令における位置づけ									
○ 診療放射線技師法施行令 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 一 磁気共鳴画像診断装置 二 超音波診断装置 三 眼底写真撮影装置（散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。） ○ 視能訓練士法施行規則 第十五条 法第十八条の厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査は次のとおりとする。 矯正訓練 抑制除去訓練法 異常対応矯正法 眩惑刺激法 残像法 検査 散瞳薬の使用 眼底写真撮影 網膜電図検査 眼球電図検査 眼振電図検査 視覚誘発図検査 ○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十三 眼底写真検査（散瞳薬を投与して行うものを除く。）									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.3% 看護師回答：3.7% 【日本医師会調査】医師回答：12.3% 看護師回答：14.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：42.5% 看護師回答：32.4% 【日本医師会調査】医師回答：35.8% 看護師回答：30.7%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：5課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】3施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：121、125～128 新人看護職員研修：感染予防技術①②④									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> -----⊕----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----⊕-----			
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----⊕-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 55%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="width: 55%; padding: 5px;"> ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----○-----	-----				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----○-----	-----								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：眼底検査結果の評価の補助	行為番号：54										
1. 行為の概要											
眼科疾患の診断・診察の他に、慢性内科疾患等の合併症の評価に関する検査の一環として実施された眼底検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 高血圧症や糖尿病等による末梢血管病変が疑われる患者に対して実施された眼底検査の所見をまとめるとともに、治療の必要性や緊急性等について提案し、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 緑内障が疑われる患者に対して実施された眼底検査の所見をまとめるとともに、状態の把握及び治療の必要性や緊急性等について提案し、医師の診断を補助する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：20.1% 看護師回答：12.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：5.8% 看護師回答：6.0%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】4 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断内容の立案等、治療方針の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断内容の立案等、治療方針の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断内容の立案等、治療方針の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
E（医行為に該当しない）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：ACT（活性化凝固時間）測定のアイミングの判断	行為番号：55										
1. 行為の概要											
血液凝固能の評価、又は投与している抗凝固薬が適量かどうかの判定等の目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、ACT（活性化凝固時間）測定のアイミングを判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 人工心肺装着中で抗凝固薬を投与中の患者に対して、医師の指示の下、血液凝固能の評価に必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、ACT（活性化凝固時間）測定のアイミングを判断する。</p> <p>○ 抗凝固剤を長期内服中の患者に対して、医師の指示の下、治療効果判定のために必要な検査の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や治療内容等を確認して、ACT（活性化凝固時間）測定のアイミングを判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：7.1% 看護師回答：5.0% 【日本医師会調査】医師回答：2.1% 看護師回答：2.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：62.1% 看護師回答：40.5% 【日本医師会調査】医師回答：20.3% 看護師回答：18.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：1課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】1施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：111～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：酸素投与の開始・中止・投与量の判断	行為番号：56										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。医師の指示の下、プロトコールに基づき、動脈血酸素飽和度等により患者の呼吸状態を把握し、酸素の投与方法の選択・開始・中止・投与量の判断を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 手術後の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見（動脈血酸素飽和度、血液ガス分析、胸部単純X線写真等）に応じて、酸素投与量の調整及び酸素投与中止の判断を行う。											
○ 急性呼吸困難を呈した救急患者等に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見（動脈血酸素飽和度、血液ガス分析、胸部単純X線写真等）に応じて、酸素投与の開始、投与方法の選択、投与量の調整、酸素投与の中止の判断を行う。											
○ 在宅において、身体診査所見等から呼吸状態の悪化を認めた患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づいて酸素投与量の調整の判断を行い、医師の診察へつなぐ。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：37.3% 看護師回答：48.5% 【日本医師会調査】医師回答：22.1% 看護師回答：33.8%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：76.9% 看護師回答：83.6% 【日本医師会調査】医師回答：41.8% 看護師回答：50.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成22年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：6 課程 臨地実習で実施：4 課程 【(平成23年度) 業務試行事業】6 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：56、60、65、67 新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術①、症状・生体機能管理技術①⑧											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：気管カニューレの選択・交換	行為番号：57										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、留置している気管カニューレを、気管の状態や用途に合わせてサイズや種類を選択し交換する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 入院、在宅において痰等の分泌物により気管カニューレの内腔が狭くなった場合に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、気管の状態や用途に合わせて、留置している気管カニューレの種類を選択し交換する。 ○ 入院、在宅において気道内の浮腫が改善したことにより気管カニューレ周囲より唾液や声が漏出する場合に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、留置している気管カニューレの適切なサイズを選択し交換する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：10.4% 看護師回答：12.3% 【日本医師会調査】医師回答：10.0% 看護師回答：11.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：66.0% 看護師回答：55.8% 【日本医師会調査】医師回答：46.5% 看護師回答：40.7%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：105、114、115 新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、救命救急処置技術②											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：経皮的気管穿刺針（トラヘルパー等）の挿入	行為番号：58										
1. 行為の概要											
緊急時の気管切開による気道の確保、気管内分泌物の吸引、気管内及び気管切開孔の狭窄防止や保持の何れかを目的として経皮的又は気管切開孔から気管内にテフロンチューブを挿管して一次的に留置する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 高齢の入院患者で人工呼吸器から離脱し気管チューブ抜管後に、痰の自力喀出が困難で口腔や鼻腔からの吸引では限界があり、身体所見や胸部X線画像、血液ガス分析結果等から無気肺による呼吸状態の悪化が予測されるが気道内浮腫により再挿管も困難な場合に実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：1.7% 看護師回答：0.9%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：0.6% 看護師回答：0.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：3.3% 看護師回答：24.8%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：14.5% 看護師回答：14.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度)養成調査試行事業】</p> <p style="margin-left: 20px;">演習で実施：0課程 臨地実習で実施：0課程</p> <p>【(平成23年度)業務試行事業】0施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、105、114、115											
新人看護職員研修：救命救急処置技術②											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：挿管チューブの位置調節	行為番号：59										
1. 行為の概要											
気道確保や人工呼吸管理の目的で気管挿管され、呼吸状態が安定している患者の挿管チューブを、医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の体格等に応じて適切な部位に位置するように、挿管チューブの深さの調節を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 気管挿管されて全身状態が安定している入院患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、胸部X線画像や呼吸音、胸郭の動き等を確認し、片肺挿管や抜管の危険性があると予測された場合に、挿管チューブの深さの調節を行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：24.1% 看護師回答：11.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：13.7% 看護師回答：12.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：76.6% 看護師回答：59.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：47.4% 看護師回答：37.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度)養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1課程 臨地実習で実施：0課程</p> <p>【(平成23年度)業務試行事業】0施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：68、114、115</p> <p>新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診察内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：経口・経鼻挿管の実施	行為番号：60								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、気道閉塞が認められ確実な気道確保が必要な患者や用手換気や人工呼吸管理が必要な患者に、経口・経鼻挿管を実施する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 呼吸状態の増悪により非侵襲的な呼吸管理が困難な患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、経口・経鼻挿管を実施する。</p> <p>○ 救命救急センターにおいて、重症者の処置を行うに当たり、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、気道確保の必要な患者に対して経口・経鼻挿管を実施する。</p>									
3. 現行法令等における位置づけ									
<p>○ 救急救命士法施行規則 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。）のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものであって、次に掲げるものとする。 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保</p> <p>○ 救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具（厚生労働省告示） 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブ</p>									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：6.1% 看護師回答：4.1% 【日本医師会調査】医師回答：10.2% 看護師回答：7.6%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：43.9% 看護師回答：39.7% 【日本医師会調査】医師回答：31.9% 看護師回答：32.8%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：1課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】5施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：68、70、105、106、114、115</p> <p>新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、救命救急処置技術②③⑤</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：経口・経鼻挿管チューブの抜管	行為番号：61								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、気管チューブのカフの空気を抜いて、経口または経鼻より気道内に留置している気管チューブを抜去する。抜管後に気道狭窄や呼吸状態が悪化した場合は、再挿管を実施する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 病棟や ICU（集中治療室）において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、気管挿管されている患者の身体診査所見及び検査所見、気道浮腫や呼吸状態の改善を確認し、経口・経鼻挿管チューブの抜管を実施する。									
3. 現行法令等における位置づけ									
○ 救急救命士法施行規則 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又その生命が危険な状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。）のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものであって、次に掲げるものとする。 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保 ○ 救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具（厚生労働省告示） 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブ									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：10.9% 看護師回答：6.0% 【日本医師会調査】医師回答：16.0% 看護師回答：12.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：59.0% 看護師回答：54.5% 【日本医師会調査】医師回答：51.6% 看護師回答：48.4%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：68、70、105、106、109、114、115 新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、救命救急処置技術②③⑤									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○----- ----- -----			
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○----- ----- -----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○----- ----- -----			
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
-----○----- ----- -----									
総合評価	B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 人工呼吸器モードの設定条件の判断	行為番号： 62										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見を把握し、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件の変更を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 手術後に人工呼吸器管理されている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、呼吸状態や血液ガス分析結果から人工呼吸器の呼吸回数等の設定条件の変更を判断する。 ○ 手術後に人工呼吸器管理されている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、麻酔の覚醒や自発呼吸の状態に応じて換気様式を強制換気のないモードに変更することを判断する。 ○ 人工呼吸器装着中の在宅患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、呼吸状態や身体診査結果から人工呼吸器の呼吸回数等の設定条件の変更を判断する。 											
3. 現行法令等における位置づけ											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床工学技士法 第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。 											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在看護師が実施している割合 【研究班調査】 医師回答：11.1% 看護師回答：10.2% 【日本医師会調査】 医師回答：10.0% 看護師回答：13.9% ◆ 今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】 医師回答：62.7% 看護師回答：57.4% 【日本医師会調査】 医師回答：30.6% 看護師回答：29.4% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】 1 施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：68、70、114、115											
新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：人工呼吸管理下の鎮静管理	行為番号：63										
1. 行為の概要											
<p>医師の指示の下、プロトコールに基づき、人工呼吸器管理下の患者の鎮静薬の投与量を意識レベル等の身体所見を観察しながら調整し、人工呼吸器と患者を同調させ、酸素消費量及び安静を保つ。また、人工呼吸器を装着した集中治療中の患者に対し、睡眠・覚醒のリズムを確保し、鎮静薬の投与を開始する。</p>											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 手術後の人工呼吸器管理中の患者に対して、気管チューブの自己（事故）抜管等を防ぐために、医師の指示の下、プロトコールに基づいて患者の鎮静レベルや血圧等の身体所見の評価を行い、鎮静薬の投与量を調整する。</p> <p>○ ICU（集中治療室）において人工呼吸管理を行っている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、日中は鎮静薬の投与量を減量して覚醒を促し、夜間は投与量を増量して入眠を促す。</p>											
3. 現行法令等における位置づけ											
<p>○平成19年12月28付内政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」</p> <p>2. 役割分担の具体例 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 1) 薬剤の投与量の調節</p> <p>患者に起こりうる病態の変化に応じた医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化に応じた適切な看護を行うことが可能な場合がある。例えば、在宅等で看護にあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調整することは、医師の指示の下で行う看護に含まれるものである。</p>											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：20.8% 看護師回答：23.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：20.4% 看護師回答：33.1%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：63.4% 看護師回答：53.6%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：30.7% 看護師回答：30.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：68、70、81、95、96、114、115</p> <p>新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、与薬の技術③、症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々の指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々の指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々の指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容で判断する必要があるレベル										
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル										
総合評価	<p>特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）</p>										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：人工呼吸器装着中の患者のウイニングスケジュール作成と実施	行為番号：64								
1. 行為の概要									
人工呼吸器装着中の患者の人工呼吸器からの離脱を目指し、身体診查所見及び検査所見を確認しながら徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減じる人工呼吸器の設定計画をプロトコールに基づいて作成し、医師の指示の下、実施する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 病棟や ICU（集中治療室）において人工呼吸器を装着され、その設定条件下での呼吸状態が安定している患者に対して、身体診查所見及び検査所見を確認しながら人工呼吸器が補助する度合いを減じる人工呼吸器の設定計画をプロトコールに基づいて作成し、医師の指示の下、実施する。									
3. 現行法令等における位置づけ									
○ 臨床工学技士法 第三十七条第一項 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：4.3% 看護師回答：6.9% 【日本医師会調査】医師回答：3.2% 看護師回答：8.2%									
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：57.4% 看護師回答：61.3% 【日本医師会調査】医師回答：24.1% 看護師回答：36.0%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】1 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：68、70、114、115 新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：小児の人工呼吸器の選択：HF0（高頻度振動換気法）対応か否か	行為番号：65				
1. 行為の概要					
医師の指示の下、従来の人工呼吸器では十分に換気ができない小児に対し、プロトコルに基づき、HF0（高頻度振動換気法）の適否を含めて人工呼吸器を選択する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 医師の指示の下、母胎内で横隔膜ヘルニアの出生前診断を受けている胎児が出生する場合に、肺の低形成が予測されることから、プロトコルに基づき、HF0の適否を含めて人工呼吸器を選択する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.4% 看護師回答：0.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.0% 看護師回答：0.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：31.9% 看護師回答：24.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：7.5% 看護師回答：5.8%</p>					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：なし					
新人看護職員研修：なし					
7. 評価項目					
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル				
総合評価	D（更に検討が必要）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：NPPV（非侵襲的陽圧換気療法）開始、中止、モード設定	行為番号：66								
1. 行為の概要									
通常酸素投与では酸素化が不十分で呼吸不全が解決できない場合、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、気管挿管を実施することなく密閉性の高いマスクを装着し非侵襲的に陽圧換気を開始し、呼吸状態に応じて設定モードの調整や中止の判断を行う。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ COPD（慢性閉塞性肺疾患）でNPPVを装着している入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体所見や血液ガス分析結果及び血液検査結果等から、患者の呼吸状態に応じた設定モードの調整を行う。 ○ ALS（筋萎縮性側索硬化症）や睡眠時無呼吸症候群等で在宅療養中の患者に睡眠時の酸素飽和度の低下が認められたため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、呼吸状態に応じたNPPVの設定モードの調整を行う。 									
3. 現行法令等における位置づけ									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床工学技士法 第二条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。 ○ 臨床工学技士法施行令 第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。 一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。） 									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：5.4% 看護師回答：6.8% 【日本医師会調査】医師回答：4.1% 看護師回答：12.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：51.6% 看護師回答：50.0% 【日本医師会調査】医師回答：14.4% 看護師回答：19.1% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設 									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：68、70、114、115									
新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----			-----						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1に対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1に対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----○-----	-----				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1に対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----○-----	-----								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：浣腸の実施のタイミング等の判断	行為番号：67						
1. 行為の概要							
排ガスや排便の促進等を目的に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、肛門からチューブ等を挿入し、微温湯あるいは薬液注入による浣腸の種類・実施のタイミング等を判断する。							
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全身麻酔による手術後で排ガス・排便困難を訴える患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、浣腸の種類・タイミング等を判断する。 ○ 在宅療養中で排便困難を訴える患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、浣腸の種類・タイミング等を判断する。 							
3. 現行法令等における位置づけ							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師助産師看護師法（特定行為の制限） 第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。 							
4. 看護師の実施状況：調査結果より							
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：49.1% 看護師回答：56.8% 【日本医師会調査】医師回答：25.6% 看護師回答：38.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：83.8% 看護師回答：87.9% 【日本医師会調査】医師回答：55.5% 看護師回答：65.1% 							
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数							
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：4 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設 							
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照							
看護基礎教育：23							
新人看護職員研修：排泄援助技術②							
7. 評価項目							
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> ----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> ----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	-----○-----	-----	-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル					
-----○-----	-----	-----					
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> ----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	-----○-----	-----	-----
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル					
-----○-----	-----	-----					
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）						

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：創部洗浄・消毒	行為番号：68										
1. 行為の概要											
感染防止等の目的で、医師の指示の下、プロトコルに基づいて、生理食塩水や水道水を用いて創傷部位を洗浄し、汚染物質・異物・体液等の除去、壊死組織の除去を行う。また留置ドレーンやカテーテル等の刺入部に対し消毒薬を用いて消毒後、ガーゼや貼付剤等で保護する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 外傷で来院した救急患者に対して、医師の指示の下、プロトコルに基づいて、創部の洗浄を行う。</p> <p>○ 入院中や在宅医療を受けている褥瘡患者に対し、医師の指示の下、プロトコルに基づき、患者の状態、褥瘡の状態に応じて、褥瘡処置の一環として実施の必要性、タイミングを判断して創部洗浄を実施する。</p> <p>○ ドレーンやカテーテル留置中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコルに基づいて、実施の必要性やタイミングを判断し、当該刺入部周囲の皮膚の消毒を実施する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 57.4% 看護師回答： 65.6%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 56.9% 看護師回答： 62.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 90.7% 看護師回答： 89.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 81.2% 看護師回答： 82.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：6 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】5 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：74、76、77、114、115</p> <p>新人看護職員研修：創傷管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：褥瘡の壊死組織のサージカルデブリードマン	行為番号： 【69・70】-1								
1. 行為の概要									
手術室において、再建手術を前提として、腐骨や、壊死周囲組織を含めた褥瘡部の壊死組織を電気メスや、ノミ、リユーエル鉗子等を使用して広範な切除を行う。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 褥瘡患者に対し、手術室において、広範な壊死組織の切除が必要なサージカルデブリードマンを、実施する。									
3. 現行法令等における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
行為名 69：褥瘡の壊死組織のデブリードマン / 70：電気凝固メスによる止血（褥瘡部）									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：7.3% / 1.1% 看護師回答：9.3% / 0.5% 【日本医師会調査】医師回答：7.5% / 0.2% 看護師回答：9.1% / 0.2%									
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：53.3% / 39.3% 看護師回答：62.0% / 31.5% 【日本医師会調査】医師回答：35.8% / 19.0% 看護師回答：43.0% / 18.1%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
行為名 69：褥瘡の壊死組織のデブリードマン / 70：電気凝固メスによる止血（褥瘡部）									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 / 2課程 臨地実習で実施：3課程 / 2課程									
【（平成23年度）業務試行事業】7施設 / 4施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：74、76、77、110、114、115、129									
新人看護職員研修：創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①、感染予防技術③									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⊕----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	----- ----- ----- -----			⊕-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
----- ----- ----- -----			⊕-----						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----								
総合評価	絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：褥瘡の壊死組織のシャープデブリードマン・止血	行為番号： 【69・70】-2										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、褥瘡部の壊死組織で遊離した、血流のない組織をハサミ、メス、ピンセット等で取り除き、創洗浄、排膿などを行う。出血があった場合は電気凝固メス等による止血処置を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 入院中や在宅医療を受けている褥瘡患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、患者の状態、褥瘡の状態に応じて、褥瘡処置の一環として実施の必要性、タイミングを判断してシャープデブリードマンを実施する。出血を認めた場合、電気凝固メスによる止血処置を行う。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
行為名 69：褥瘡の壊死組織のデブリードマン / 70：電気凝固メスによる止血（褥瘡部）											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：7.3% / 1.1% 看護師回答：9.3% / 0.5% 【日本医師会調査】医師回答：7.5% / 0.2% 看護師回答：9.1% / 0.2%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：53.3% / 39.3% 看護師回答：62.0% / 31.5% 【日本医師会調査】医師回答：35.8% / 19.0% 看護師回答：43.0% / 18.1%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
行為名：69：褥瘡の壊死組織のデブリードマン / 70：電気凝固メスによる止血（褥瘡部）											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 / 2課程 臨地実習で実施：3課程 / 2課程											
【（平成23年度）業務試行事業】7施設 / 4施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、110、114、115、129											
新人看護職員研修：創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：巻爪処置（ニッパーを用いた処置）	行為番号：71-1										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、爪の遊離部分を確認し、巻き爪部分をニッパーで切り、皮膚へのくい込みを取り除く。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 巻き爪のため足の痛みがある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、フットケアの一環としてニッパーを用いて巻き爪処置を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：23.8% 看護師回答：23.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：20.3% 看護師回答：23.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：67.0% 看護師回答：63.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：48.0% 看護師回答：47.7%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：4課程 臨地実習で実施：1課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】4施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74											
新人看護職員研修：創傷管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：巻爪処置（ワイヤーを用いた処置）	行為番号：71-2												
1. 行為の概要													
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、爪の巻き爪部分をニッパーで切ったあとに、爪の先端部分の両端に注射針等で穴を開け、（超弾性）ワイヤーを通して接着剤で固定し、巻き爪を矯正する。													
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載													
○ 巻き爪のため足の痛みがある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、フットケアの一環として、ワイヤーを用いて巻き爪処置を実施する。													
3. 現行法令等における位置づけ													
特に位置づけはなされていない。													
4. 看護師の実施状況：調査結果より													
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：23.8% 看護師回答：23.4% 【日本医師会調査】医師回答：20.3% 看護師回答：23.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：67.0% 看護師回答：63.5% 【日本医師会調査】医師回答：48.0% 看護師回答：47.7% 													
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数													
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設													
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照													
看護基礎教育：74													
新人看護職員研修：創傷管理技術①													
7. 評価項目													
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ----- -----○----- ----- </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	----- -----○----- -----							
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル										
----- -----○----- -----													
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- </td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----○----- ----- -----		診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル		----- ----- -----			
実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル												
-----○----- ----- -----													
診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル											
----- ----- -----													
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の侵襲性が高いもの）												

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：コーンカッターを用いた胼胝・鶏眼処置	行為番号：72										
1. 行為の概要											
足底や指等に発生した胼胝および鶏眼を除去するため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、コーンカッターを用いて硬化、肥厚、増殖した角質部分を切削する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 入院中や外来受診している患者、また在宅療養中の患者で、足底や指等に胼胝や鶏眼が発生し、局所的な圧痛等がある場合、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、フットケアの一環として、コーンカッターを用いた処置を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：15.7% 看護師回答：14.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：19.0% 看護師回答：20.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：67.0% 看護師回答：53.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：52.4% 看護師回答：45.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p> 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】4施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74											
新人看護職員研修：創傷管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：皮下膿瘍の切開・排膿：皮下組織まで	行為番号：73										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、表層（皮下組織まで）の切開を行い、皮下に貯留した膿等を排膿する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 膿瘍・膿疱を形成した患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創部の評価及び身体所見や検査所見等に応じて、化膿部位の切開・排膿を行う。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.1% 看護師回答：1.2% 【日本医師会調査】医師回答：0.5% 看護師回答：1.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：34.8% 看護師回答：32.7% 【日本医師会調査】医師回答：17.4% 看護師回答：18.4% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】2施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、129 新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 55%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・処方の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：創傷の陰圧閉鎖療法の実施	行為番号：74										
1. 行為の概要											
慢性、難治性の創傷に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード（連続、間欠吸引）選択を行い、創に陰圧をかけることにより、創の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治癒を促進させる。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 糖尿病性の脚部潰瘍、手術後の離開創、部分的熱傷、外傷性の創傷などの慢性創傷や難治性の潰瘍のある入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、看護師が創傷管理の一環として、患者の状態や創傷の状態に応じて実施の必要性、タイミングを判断して実施する。また創傷の状態に応じて適宜、陰圧の設定、モードの切り替えを行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 9.1% 看護師回答： 13.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 12.0% 看護師回答： 17.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 49.8% 看護師回答： 42.6%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 27.8% 看護師回答： 24.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：74、76、77、114、115</p> <p>新人看護職員研修：創傷管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：表創（非感染創）の縫合：皮下組織まで	行為番号：75										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、外傷（切創、裂創）等で、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創に対して縫合針を用いて縫合を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 筋層には達していない切創で来院した救急患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創部の評価の補助及び身体診査所見や検査所見（血液検査、患部の単純X線写真等）に応じて縫合を行う。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.0% 看護師回答：0.5% 【日本医師会調査】医師回答：0.3% 看護師回答：0.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：37.5% 看護師回答：27.1% 【日本医師会調査】医師回答：17.7% 看護師回答：14.0% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】3施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、110、129 新人看護職員研修：創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：非感染創の縫合：皮下組織から筋層まで	行為番号：76								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、外傷（切創、裂創）等で、筋層まで達する非感染創を、筋層から皮下組織の順に縫合針を用いて縫合する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 筋層に達した切創で来院した救急患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創部の評価の補助及び身体診査所見や検査所見（血液検査、患部の単純X線写真等）に応じて縫合を行う。									
3. 現行法令等における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.1% 看護師回答：0.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.1% 看護師回答：0.1%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：26.6% 看護師回答：14.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：11.3% 看護師回答：6.5%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1課程 臨地実習で実施：2課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】1施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：74、76、77、110、129									
新人看護職員研修：創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、感染予防技術③									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：医療用ホッチキスの使用	行為番号：77								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創の外傷（切創、裂創）等で、かつ切創面が複雑でない創部に対し医療用ホッチキスを用いて縫合する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 頭部の切創等で来院した救急患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創部の評価及び身体診査所見や検査所見（血液検査、患部の単純X線写真等）に応じて、医療ホッチキスを用いて切創の縫合を行う。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.4% 看護師回答：0.3% 【日本医師会調査】医師回答：0.8% 看護師回答：0.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：47.5% 看護師回答：30.7% 【日本医師会調査】医師回答：22.6% 看護師回答：17.4% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：74、77									
新人看護職員研修：創傷管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：体表面創の抜糸・抜鉤	行為番号：78										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、体表面創の観察をするとともに、医療用ハサミを用いて抜糸、又は抜鉤器を用いて医療用ホッチキスの抜鉤を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 開腹手術後の抜糸・抜鉤予定日の入院患者あるいは外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見（血液検査、腹部単純X線写真等）に応じて、医師の確認後に開腹創の抜糸・抜鉤を実施する。 ○ 胸腔ドレーン抜去後の抜去部抜糸予定日の入院患者あるいは外来患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見（血液検査、動脈血酸素飽和度、胸部単純X線写真、血液ガス分析等）に応じて、胸腔ドレーン抜去部の抜糸を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.8% 看護師回答：0.9% 【日本医師会調査】医師回答：1.7% 看護師回答：2.0%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：67.4% 看護師回答：53.0% 【日本医師会調査】医師回答：48.3% 看護師回答：39.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】5施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、77 新人看護職員研修：創傷管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：動脈ラインの確保	行為番号：79										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 救急やICU（集中治療室）等において集中的に患者の全身状態を管理するため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、血圧の持続的な監視や定期的な動脈血ガス分析検査の動脈ラインの確保を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：1.7% 看護師回答：0.7%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：3.1% 看護師回答：2.0%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：42.1% 看護師回答：28.7%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：17.1% 看護師回答：10.2%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="margin-left: 20px;">演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】3 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：110、114、115</p> <p>新人看護職員研修：救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">臨床研修医が研修中で習得できるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	臨床研修医が研修中で習得できるレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	臨床研修医が研修中で習得できるレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）挿入	行為番号：80										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）を挿入する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学療法の予定で入院した末梢血管静脈ルートの確保が困難な患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）を挿入する。 ○ 消化器系疾患の開腹手術予定で、中期的に経腸栄養が中断する入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）を挿入する。 ○ 周術期に中心静脈圧測定を予定とする術前患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波検査において穿刺静脈を選択し経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）を挿入する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：3.3% 看護師回答：0.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：2.1% 看護師回答：1.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：34.7% 看護師回答：15.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：12.0% 看護師回答：5.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：70、86、94、114、115、129</p> <p>新人看護職員研修：与薬の技術③、感染予防技術③</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル								
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診療計画の立案等	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：中心静脈カテーテル挿入	行為番号：81										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、体表より鎖骨下静脈又は内頸静脈、外頸静脈、大腿静脈、上腕尺側皮静脈等にカテーテルを挿入し、カテーテル先端を中心静脈内（上大静脈、下大静脈）に留置する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期的に経腸栄養が中断する消化管手術前の入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、中心静脈カテーテルを挿入する。 ○ 化学療法の予定で入院した末梢血管静脈ルートの確保が困難な患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、中心静脈カテーテルを挿入する。 ○ 周術期に中心静脈圧測定を予定している術前の入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、中心静脈カテーテルを挿入する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.9% 看護師回答：0.2% 【日本医師会調査】医師回答：0.1% 看護師回答：0.1% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：12.2% 看護師回答：6.1% 【日本医師会調査】医師回答：3.7% 看護師回答：2.7% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 <ul style="list-style-type: none"> 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、86、94、114、115、129											
新人看護職員研修：与薬の技術③、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：中心静脈カテーテル抜去	行為番号：82										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、中心静脈に挿入しているカテーテルの固定糸を抜糸しカテーテルを引き抜き、止血するとともに、全長が抜去されたことを確認する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 経口摂取が十分な患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や血液検査結果等から TPN からの離脱が可能であることを判断し、留置していた中心静脈カテーテルを抜去する。</p> <p>○ 中心静脈カテーテルを留置してから数日後、全身状態が安定していた患者に 38℃以上の急な発熱を認め、医師の指示の下、プロトコールに基づき、中心静脈カテーテル抜去及びカテーテルの先端培養を実施する。</p>											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：3.0% 看護師回答：2.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：8.0% 看護師回答：7.6%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：66.1% 看護師回答：42.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：45.4% 看護師回答：33.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：7、90											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：膵管・胆管チューブの管理：洗浄	行為番号：83										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、膵管・胆管チューブの閉塞予防等の目的で、少量の生理食塩水をゆっくりとチューブ内に注入、排出させて洗浄を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 挿入した膵管チューブからの排液量が減少傾向にある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに応じて、少量の生理食塩水をゆっくりとドレナージチューブ内に注入、排出させて洗浄を行う。</p> <p>○ 挿入した胆管チューブからの排液量が減少傾向にある患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに応じて、少量の生理食塩水をゆっくりとドレナージチューブ内に注入、排出させて洗浄を行う。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：9.1% 看護師回答：6.6% 【日本医師会調査】医師回答：9.6% 看護師回答：9.0%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：52.0% 看護師回答：32.7% 【日本医師会調査】医師回答：35.1% 看護師回答：26.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：74、76、77、114、129</p> <p>新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：膵管・胆管チューブの入れ替え	行為番号：84										
1. 行為の概要											
チューブの閉塞等の理由で、透視下において膵管・胆管チューブの入れ替えを行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<input type="radio"/> 膵管チューブが閉塞した患者に対して、透視下において膵管チューブの入れ替えを行う。 <input type="radio"/> 胆管チューブが閉塞した患者に対して、透視下において胆管チューブの入れ替えを行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.2% 看護師回答：0.3% 【日本医師会調査】医師回答：0% 看護師回答：0.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：18.6% 看護師回答：4.2% 【日本医師会調査】医師回答：8.4% 看護師回答：3.0%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、114、129 新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 腹腔穿刺（一時的なカテーテル挿入を含む）	行為番号： 85												
1. 行為の概要													
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波等で腹直筋の外側の安全な穿刺点を決定し、テフロン留置針を垂直に穿刺、留置針に輸液ルート等を連結し腹水を排液する。必要に応じてカテーテルを留置する。													
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載													
○ 外来・入院、在宅において、腹水貯留による腹部膨満が強く呼吸困難等の苦痛症状がある終末期の癌患者等の苦痛症状を緩和するため、病歴聴取や身体診査所見及び検査所見等を把握し、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、実施のタイミングや必要性を医師に相談しながら、腹腔穿刺を実施する。													
3. 現行法令等における位置づけ													
特に位置づけはなされていない。													
4. 看護師の実施状況：調査結果より													
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.0% 看護師回答：0.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.0% 看護師回答：0.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：13.8% 看護師回答：5.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：3.6% 看護師回答：1.7%</p>													
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数													
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>													
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照													
看護基礎教育：69、76、114、115 129													
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑧、感染予防技術③													
7. 評価項目													
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⊕</td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----			⊕	
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル										
----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----										
		⊕											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">⊕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="padding: 5px;"> ----- ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">⊕</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----		⊕	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----		⊕		
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル												
----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----												
	⊕												
----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----												
	⊕												
総合評価	D（更に検討が必要）												

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む）	行為番号：86										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて腹腔内に挿入・留置されたドレーン又は穿刺針を抜去する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 腹水の排液目的で腹腔内にドレーンが挿入・留置されている、あるいは穿刺針が挿入・留置されている外来及び入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見に応じて腹腔ドレーン抜去又は穿刺針の抜針を行う。</p> <p>○ 開腹手術後、腹腔内（横隔膜下、ダグラス窩等）にドレーンが挿入・留置されている入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査所見に応じて腹腔ドレーン抜去を行う。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.7% 看護師回答：2.6% 【日本医師会調査】医師回答：3.1% 看護師回答：4.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：50.1% 看護師回答：31.2% 【日本医師会調査】医師回答：32.4% 看護師回答：22.1%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114											
新人看護職員研修：症状・生体管理機能技術①⑧											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：胸腔穿刺	行為番号：87										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、超音波等で安全な穿刺点を決定し、経皮的にテフロン留置針等を肋骨上縁に挿入し、排液を行う。排液後、留置針を抜去し、消毒するとともに絆創膏を貼付する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 入院・外来で医療を受けている胸水が貯留した終末期がん患者等に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、医師と連携し実施の必要性やタイミングをよく検討した上で、呼吸困難等の苦痛緩和の症状管理の一環として、胸腔穿刺を実施し、貯留した胸水の排液を行う。排液後、呼吸状態の観察や撮影された胸部単純X線写真により、胸水量の変化や合併症の有無について所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：0.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.0% 看護師回答：0.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：10.8% 看護師回答：3.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：2.6% 看護師回答：1.0%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：69、76、114、115、129											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑧、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：胸腔ドレーン抜去	行為番号：88										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、胸腔内に挿入・留置されたドレーンを、患者の呼吸を誘導するとともに気胸を予防しながら抜去する。抜去部については、縫合するか閉塞性ドレッシング等で処置する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 胸腔ドレーンが挿入・留置されている入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見（胸部単純X線撮影等）を確認し、胸腔ドレーンの抜去及び抜去部縫合、糸の結紮を行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.7% 看護師回答：0.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：1.1% 看護師回答：1.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：41.9% 看護師回答：20.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：26.3% 看護師回答：14.8%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114											
新人看護職員研修：症状・生態機能管理技術①⑧											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更	行為番号：89								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、胸腔ドレーン低圧持続吸引中に、身体診査所見の他にドレーン排液量や性状、必要に応じて胸部単純X線撮影等の検査所見を確認し、吸引圧の設定・変更をする。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 胸腔鏡下手術後、胸腔ドレーン低圧持続吸引中の入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見の他にドレーン排液量や性状、必要に応じて胸部単純X線撮影等の検査所見を確認し、吸引圧の設定・変更をする。 ○ 胸水等の排液目的で胸腔ドレーン挿入、低圧持続吸引中の入院患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見の他にドレーン排液量や性状、必要に応じて胸部単純X線撮影等の検査所見を確認し、吸引圧の設定・変更をする。 									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：13.1% 看護師回答：21.1% 【日本医師会調査】医師回答：17.3% 看護師回答：31.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：59.6% 看護師回答：46.7% 【日本医師会調査】医師回答：26.5% 看護師回答：22.0% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：69、114</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑧</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル			診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：心嚢ドレーン抜去	行為番号：90										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、手術後の管理や治療のために心嚢部へ留置していたドレーンを抜去する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 集中治療室において開心術後の経過が良好で退出予定の患者に対して、心嚢液が漿液性になり流出量も減少したため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて心嚢ドレーンを抜去する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.0% 看護師回答：0.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.0% 看護師回答：0.6%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：35.9% 看護師回答：11.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：15.1% 看護師回答：5.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114、115、125～128											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑦											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">診断の立案等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断の立案等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断の立案等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：創部ドレーン抜去	行為番号：91									
1. 行為の概要										
医師の指示の下、プロトコールに基づき、創部の状態及び排液（浸出液）の量・性状等を観察するとともに、創部に挿入・留置されたドレーンを抜去する。ドレーンが縫合糸固定されている場合は抜糸を行い、抜去する。										
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 皮下膿瘍で切開・排膿後、ドレーンが挿入・留置されている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、身体診査所見を確認し、創部ドレーンを抜去する。 ○ 手術創の縫合部にドレーンが挿入・留置されている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体診査所見を確認し、創部ドレーンを抜去する。 										
3. 現行法令における位置づけ										
特に位置づけはなされていない。										
4. 看護師の実施状況：調査結果より										
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.3% 看護師回答：0.6% 【日本医師会調査】医師回答：2.0% 看護師回答：2.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：54.4% 看護師回答：33.9% 【日本医師会調査】医師回答：35.5% 看護師回答：25.8% 										
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数										
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>										
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照										
看護基礎教育：74、76、77、114、115、129										
新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③										
7. 評価項目										
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">⊕</td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	----- ----- -----	----- ----- -----	----- ----- -----		⊕	
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル								
----- ----- -----	----- ----- -----	----- ----- -----								
	⊕									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">診察歴の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察歴の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	----- ----- -----	----- ----- -----	----- ----- -----	○		
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察歴の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル								
----- ----- -----	----- ----- -----	----- ----- -----								
○										
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）									

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：創部ドレーン短切（カット）	行為番号：92								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、創部の状態及び浸出液の量・性状等を観察するとともに、創部に挿入・留置されたドレーンを短切（カット）し、ドレーン先端部の位置を調整する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 皮下膿瘍で切開・排膿後、挿入・留置された創部ドレーンからの浸出が減っている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき身体所見を確認して、創部ドレーンを短切（カット）しドレーン先端部の位置を調整する。</p> <p>○ 手術創の縫合部に挿入・留置された創部ドレーンからの浸出が減っている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき身体所見を確認して、創部ドレーンを短切（カット）しドレーン先端部の位置を調整する。</p>									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.1% 看護師回答：0.7% 【日本医師会調査】医師回答：1.9% 看護師回答：1.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：55.8% 看護師回答：35.7% 【日本医師会調査】医師回答：34.5% 看護師回答：25.5%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：74、76、114、129</p> <p>新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：「一時的ペースメーカー」の操作・管理	行為番号：93								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、緊急性を伴う徐脈患者に装着されたペースメーカーを、操作・管理する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 2度の房室ブロックでCCU（冠状動脈疾患管理室）において体外式ペースメーカー装着中の患者に対し、心電図モニターの波形からセンシング不全が考えられたため、医師の指示の下、プロトコールに基づきペースメーカーの操作を行う。									
3. 現行法令における位置づけ									
○ 臨床工学技士法施行規則 臨床工学技士法第九条、第十四条第二号及び第三号、第十七条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条並びに附則第四条の規定に基づき、臨床工学技士法施行規則を次のように定める。 第四章 業務(法第三十八条の厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作) 第三十二条 法第三十八条の厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作は、次のとおりとする。 一 身体への血液、気体又は薬剤の注入 二 身体からの血液又は気体の抜き取り(採血を含む。) 三 身体への電氣的刺激の負荷									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：6.2% 看護師回答：10.7% 【日本医師会調査】医師回答：3.9% 看護師回答：13.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：47.7% 看護師回答：36.4% 【日本医師会調査】医師回答：12.9% 看護師回答：14.1%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【(平成22年度)養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：1課程 【(平成23年度)業務試行事業】0施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：70、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：「一時的ペースメーカー」の抜去	行為番号：94										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、心臓の刺激伝導系が改善し、ペースメーカーの補助がなくても心機能が保たれる状態になった患者の、経静脈的に挿入され右心室内に留置されていたリード線又はバルーンカテーテルを抜去する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 心臓手術後に一過性の不整脈が認められ、血圧が低下しているため体外式ペースメーカーを装着した患者に対し、術後経過が良好で心機能検査や血液検査等から全身状態が安定したことを確認できたため、医師の指示の下プロトコールに基づきペースメーカーのリード線を抜去する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：0.7% 看護師回答：0.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.1% 看護師回答：0.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：39.5% 看護師回答：16.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：14.8% 看護師回答：6.5%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： PCPS（経皮的心肺補助装置）等補助循環の管理・操作	行為番号： 95					
1. 行為の概要						
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、重症心不全患者や手術後患者に装着された PCPS（経皮的心肺補助装置）の作動状況を確認するとともに身体所見を確認しながら、PCPS の操作を行う。						
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載						
○ 拡張型心筋症による重症心不全で集中治療室において PCPS 装着している患者の、収縮期圧、PCWP（ウェッジ圧）、CI（心係数）、CVP 等の臨床データや遠心ポンプの回転数に伴う血液流量の値から循環血液量減少が考えられたため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、血液ガス分析や血液検査結果を把握した上で遠心ポンプの回転数を調節する。						
3. 現行法令における位置づけ						
○ 臨床工学技士法 第二条 第二項 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下、同じ。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。 第三十七条第一項 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。						
4. 看護師の実施状況：調査結果より						
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.7% 看護師回答：4.0% 【日本医師会調査】医師回答：2.2% 看護師回答：5.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：37.6% 看護師回答：22.4% 【日本医師会調査】医師回答：9.7% 看護師回答：8.8%						
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数						
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設						
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照						
看護基礎教育：70 新人看護職員研修：なし						
7. 評価項目						
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル			
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）					

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：大動脈バルーンパンピングチューブの抜去	行為番号：96										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、大動脈バルーンパンピング法（IABP）駆動を止め、カテーテル内のヘリウムガスを放出してバルーンを収縮させた後に固定部の糸を切り、大腿動脈からカテーテルを引き抜きカテーテル挿入部分をヘモストップで圧迫止血する。抜去部の状態と足背動脈のフローを確認しながら圧迫調整を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ IABPにより血行動態が改善し心機能の改善が認められ、IABPを離脱した患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果（ACT値等）等を確認後、臨床工学技士と連携して実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.7% 看護師回答：0.3% 【日本医師会調査】医師回答：0.0% 看護師回答：0.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：21.9% 看護師回答：6.9% 【日本医師会調査】医師回答：7.7% 看護師回答：3.4% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：0課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：小児の CT・MRI 検査時の鎮静実施の提案	行為番号：97								
1. 行為の概要									
CT・MRI 検査時に安静が保てない小児（幼児、学童等）に対して、年齢・体重、既往（特に鎮静既往）、アレルギーの有無、普段の生活状況等を確認し、鎮静の実施を提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ CT・MRI 検査を予定している小児（幼児、学童等）の患者に対して、睡眠等の日常生活行動パターンの他に、病歴を聴取し身体所見や検査結果を確認して、医師に鎮静の実施を提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：2.1% 看護師回答：1.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：1.1% 看護師回答：1.9%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：32.6% 看護師回答：20.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：11.5% 看護師回答：6.9%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：104、114、115、</p> <p>新人看護職員研修：救命救急処置技術①、症状・生体機能管理技術①</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：小児の CT・MRI 検査時の鎮静の実施	行為番号：98				
1. 行為の概要					
CT・MRI 検査時に安静が保てない小児（幼児、学童等）に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、年齢・体重、既往（特に鎮静既往）、アレルギーの有無や普段の生活状況等を確認し、検査の進行状況や患者の状態を確認しながら、鎮静を実施する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ CT・MRI 検査を予定している小児（幼児、学童等）の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴、身体所見や検査結果等を確認して、検査の進行状況や患者の状態を確認しながら、鎮静を実施する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：11.6% 看護師回答：15.1%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：16.8% 看護師回答：25.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p style="margin-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：43.7% 看護師回答：29.6%</p> <p style="margin-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：25.0% 看護師回答：15.7%</p>					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p style="margin-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：104、114、115					
新人看護職員研修：救命救急処置技術①、症状・生体機能管理技術①					
7. 評価項目					
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が 1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が 1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が 1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル				
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：小児の臍カテ：臍動脈の輸液路確保	行為番号：99										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、出生直後あるいは出生当日の児に対して、臍帯切断部から臍動脈に臍カテーテルを挿入する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ NICU（新生児集中治療室）に入院となった、出生直後の早産児又は低出生体重児、あるいは先天性疾患等の重症新生児に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、児の臍帯切断部から臍動脈に臍カテーテルを挿入する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：1.1% 看護師回答：0.5% 【日本医師会調査】医師回答：0.0% 看護師回答：0.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：27.3% 看護師回答：8.0% 【日本医師会調査】医師回答：10.9% 看護師回答：3.9% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 34%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 34%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D(更に検討が必要)										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：幹細胞移植：接続と滴数の調整	行為番号：100								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、造血幹細胞移植治療の一環として、プロトコールに基づき、既に確保された中心静脈カテーテルに輸血用ラインを接続し、アレルギーや肺障害、心不全等に伴う自覚症状の有無やバイタルサインの変化を把握しながら滴数を調整し、幹細胞を輸注する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 白血病や悪性リンパ腫、再生不良性貧血等で、骨髄移植や末梢血幹細胞移植を受ける入院中の患者に対して、医師の指示の下、造血幹細胞移植治療の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、中心静脈カテーテルに輸血用ラインを接続し、アレルギーや肺障害、心不全等に伴う自覚症状の有無等を観察しながら滴数を調整し、幹細胞を輸注する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 4.3% 看護師回答： 5.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 2.0% 看護師回答： 6.9%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答： 39.6% 看護師回答： 21.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答： 10.7% 看護師回答： 6.6%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：81、94、96、102、114、115、129</p> <p>新人看護職員研修： 与薬の技術⑥、症状・生体機能管理技術①、感染予防技術③</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：関節穿刺	行為番号：101										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、触診等で安全な穿刺点を決定し、無菌操作で膝関節腔や肩峰下に注射針を刺入し、貯留液の吸引または薬液の注入を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 外来や老人保健施設等で、関節水症のため膝関節の腫脹があり繰り返し関節穿刺による貯留液の排泄を行っている患者に対して、医師の指示の下、プロトコール等に基づき、骨膜刺激や炎症を抑える目的で関節液を吸引する。</p> <p>○ 外来や老人保健施設等で、変形性関節症、慢性関節リウマチ、痛風性関節炎のため定期的に関節腔内への薬液注入治療を受けている患者に対して、医師の指示の下、プロトコール等に基づき、関節腔内に薬液（麻酔薬やステロイド、ヒアルロン酸等）を注入する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.0% 看護師回答：0.3% 【日本医師会調査】医師回答：0.2% 看護師回答：0.4%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：15.2% 看護師回答：6.4% 【日本医師会調査】医師回答：4.8% 看護師回答：2.1%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114、115、129											
新人看護職員研修：感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%;">診察内容の決定に高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 30%;">診察内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察内容の決定に高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	診察内容の決定に関わり医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期、ついで多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察内容の決定に高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	診察内容の決定に関わり医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：導尿・尿道カテーテル挿入及び抜去のタイミング等の判断	行為番号：102										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、患者の全身状態や排尿状態等に応じて、尿を排出するための尿道カテーテル挿入や、留置していたカテーテル抜去のタイミング・挿入するカテーテルの種類等を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 術後の早期離床に向け、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、安静・活動の範囲に合わせ留置していたカテーテル抜去のタイミングを判断する。 ○ 自力排尿が困難な終末期の患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、カテーテルの種類や挿入のタイミングを判断する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：28.3% 看護師回答：53.8% 【日本医師会調査】医師回答：21.6% 看護師回答：41.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：71.4% 看護師回答：83.5% 【日本医師会調査】医師回答：41.8% 看護師回答：56.5% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成22年度）養成調査試行事業】 <ul style="list-style-type: none"> 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：3 課程 【（平成23年度）業務試行事業】3 施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114、115											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 導尿・留置カテーテルの挿入の実施	行為番号： 103										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、病状に応じて一時的に挿入するか留置するかを判断してからカテーテルを選択し、滅菌カテーテルを外尿道口より挿入し、尿を体外に排出する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 予定された全身麻酔の手術において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、IN/OUT バランスを精密に測定するために実施する。</p> <p>○ 入院患者や在宅において、陰部周囲に創がある場合に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、排尿時に創部が汚染する可能性について判断し実施する。</p>											
3. 現行法令等における位置づけ											
<p>○ 平成16年10月20付け医政発第1020008号「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」 <small>医師又は看護職員の資格を有しない教員によるたんの吸引等の実施を許容するための条件</small> I たんの吸引、経管栄養及び導尿の標準的手順と、教員が行うことが許容される行為の標準的な範囲 3 導尿 (2) 教員が行うことが許容される標準的な範囲と看護師の役割 <small>本人又は看護師がカテーテルの挿入を行う場合には、尿器や姿勢の保持等の補助を行うことには危険性はなく、教員が行っても差し支えないものと考えられる。</small></p>											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 <small>【研究班調査】 医師回答：70.2% 看護師回答：86.5%</small> <small>【日本医師会調査】 医師回答：77.7% 看護師回答：88.1%</small></p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 <small>【研究班調査】 医師回答：92.0% 看護師回答：93.4%</small> <small>【日本医師会調査】 医師回答：76.5% 看護師回答：83.2%</small></p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p><small>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</small> 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 <small>【(平成23年度) 業務試行事業】 2 施設</small></p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：22</p> <p>新人看護職員研修：排泄援助技術③⑤</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における総論及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：飲水の開始・中止の判断	行為番号：104										
1. 行為の概要											
患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる飲水の開始・中止について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 手術後に飲水中止となっている患者に対して、身体所見や検査結果等を確認し、必要に応じて医師に確認・相談しながら、飲水の開始を判断する。 ○ 飲水を開始したが急な発熱がみられた患者に対して、身体所見や検査結果等を確認し、必要に応じて医師に確認・相談しながら、飲水の中止を判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：12.2% 看護師回答：18.2% 【日本医師会調査】医師回答：11.0% 看護師回答：17.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：62.6% 看護師回答：69.3% 【日本医師会調査】医師回答：36.8% 看護師回答：43.3%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】1施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：食事の開始・中止の判断	行為番号：105										
1. 行為の概要											
患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる食事の開始・中止について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 手術後に、食事中止となっている患者に対して、身体所見や検査結果等を確認し、必要に応じて医師に確認・相談しながら、食事の開始を判断する。</p> <p>○ 食事を開始したが急な発熱がみられる患者に対して、身体所見や検査結果等を確認し、必要に応じて医師に確認・相談しながら、食事の中止を判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：11.1% 看護師回答：17.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：9.6% 看護師回答：16.4%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：60.2% 看護師回答：66.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：35.4% 看護師回答：42.0%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：114、115</p> <p>新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：治療食（経腸栄養含む）内容の判断・変更の提案	行為番号：106										
1. 行為の概要											
患者の持つ合併症や、身体診査所見及び検査所見に基づき、治療食（経腸栄養含む）の内容の判断や変更の提案を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併症（糖尿病、高血圧、腎臓病等）があり、入退院を繰り返す患者に対して、身体所見や検査結果等を確認後、治療方針を踏まえ、必要に応じて医師に確認・相談しながら、食事内容を判断する。 ○ 在宅において、胃ろうから経腸栄養を実施している患者に対して、身体所見や検査結果等を確認後、栄養剤の種類の変更について医師に提案する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
<p>○ 栄養士法</p> <p>第一条第二項 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。</p>											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p style="padding-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：15.4% 看護師回答：16.2%</p> <p style="padding-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：9.7% 看護師回答：12.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p style="padding-left: 20px;">【研究班調査】医師回答：67.9% 看護師回答：68.6%</p> <p style="padding-left: 20px;">【日本医師会調査】医師回答：38.3% 看護師回答：40.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：4 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】2 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：5～9、12、13、114、115</p> <p>新人看護職員研修：食事援助技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：小児のミルクの種類・量・濃度の判断	行為番号：107								
1. 行為の概要									
患児の身体診査所見及び検査所見に基づき、治療方針を踏まえて必要時医師に相談・確認しながらミルクの種類・量・濃度を判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経口哺乳（ミルク哺乳）が開始となる GCU（継続保育室）入院中の低出生体重児に対して、身体所見や検査結果等を確認後、治療方針を踏まえ、必要に応じて医師に確認・相談しながら、ミルクの種類・量・濃度を判断する。 ○ 下痢嘔吐症で入院中の経口哺乳（ミルク哺乳）が許可された患児（乳児）に対して、日常の哺乳状況、身体所見や検査結果等を確認後、必要に応じて医師に確認・相談しながら、ミルクの量・濃度を判断し決定する。 									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：14.4% 看護師回答：11.8% 【日本医師会調査】医師回答：15.1% 看護師回答：18.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：66.0% 看護師回答：60.0% 【日本医師会調査】医師回答：41.3% 看護師回答：35.0% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：5～9、12、13、114、115									
新人看護職員研修：食事援助技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：小児の経口電解質液の開始と濃度、量の判断	行為番号：108										
1. 行為の概要											
患児の身体診査所見及び検査所見に応じて、経口電解質液の開始と濃度、量を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 下痢嘔吐症で入院中の飲水が許可された患児（乳幼児）に対して、身体所見や検査結果等を確認後、必要に応じて医師に確認・相談しながら、経口電解質液の開始と濃度、量を判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：7.0% 看護師回答：4.8% 【日本医師会調査】医師回答：5.4% 看護師回答：5.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：56.8% 看護師回答：46.1% 【日本医師会調査】医師回答：28.9% 看護師回答：21.3% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：5～9、12、13、114、115 新人看護職員研修：食事援助技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師養成課程を 修了後、新人研修経 て自律した実施が可 能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師の特定の領域こ おける経験及びOJT 等 による研修を経て実施 が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習 等を経て看護師による実施が 可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可 能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可 能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を 修了後、新人研修経 て自律した実施が可 能となるレベル	看護師の特定の領域こ おける経験及びOJT 等 による研修を経て実施 が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習 等を経て看護師による実施が 可能となるレベル	医師のみが実施可 能なレベル	専門医が実施可 能なレベル					
看護師養成課程を 修了後、新人研修経 て自律した実施が可 能となるレベル	看護師の特定の領域こ おける経験及びOJT 等 による研修を経て実施 が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習 等を経て看護師による実施が 可能となるレベル	医師のみが実施可 能なレベル	専門医が実施可 能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によ り多少の判 断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応する レベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内 容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">診療計画の立案等 診療内容の決定に 関わり医師が実施 するレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によ り多少の判 断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応する レベル	複合的な要素を勘案して指示内 容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等 診療内容の決定に 関わり医師が実施 するレベル	高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によ り多少の判 断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応する レベル	複合的な要素を勘案して指示内 容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等 診療内容の決定に 関わり医師が実施 するレベル	高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：胃ろう・腸ろうの管理	行為番号： 【109・110・112】-1								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、胃ろう・腸ろうチューブの閉塞及び、ろう孔周囲のスキントラブル等を予防する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 胃ろう・腸ろうチューブを挿入中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、チューブを適切に取り扱うとともに、ろう孔周囲の皮膚の状態を観察し、チューブの閉塞や、ろう孔周囲のスキントラブル等を予防する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
行為名 109：腸ろうの管理、チューブの入れ替え / 110：胃ろう、腸ろうのチューブ抜去 / 112：胃ろうチューブ・ボタンの交換									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.6% / 5.9% / 5.3% 看護師回答：2.0% / 2.9% / 2.7% 【日本医師会調査】医師回答：4.4% / 6.7% / 4.0% 看護師回答：3.3% / 5.4% / 2.8%									
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：46.7% / 62.2% / 57.1% 看護師回答：28.5% / 43.6% / 37.8% 【日本医師会調査】医師回答：28.2% / 44.2% / 35.3% 看護師回答：18.9% / 33.8% / 26.3%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
行為名 109：腸ろうの管理、チューブの入れ替え / 110：胃ろう、腸ろうのチューブ抜去 / 112：胃ろうチューブ・ボタンの交換									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 / 1 課程 / 2 課程 臨地実習で実施：0 課程 / 0 課程 / 3 課程									
【（平成23年度）業務試行事業】0 施設 / 0 施設 / 3 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：6、74、76、77、114、115、129									
新人看護職員研修：食事援助技術③、創傷管理技術①、感染予防技術③									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○-----			
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
-----○-----									
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換	行為番号： 【109・110・112】-2										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、胃ろうボタンの交換や、胃ろう・腸ろうチューブの入れ替えを実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 在宅において、胃ろうから経腸栄養を実施している患者の胃ろうチューブ・ボタンの自己抜去や自然抜去に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、ろう孔閉鎖予防等のために胃ろうのチューブ・ボタンを挿入する。</p> <p>○ 老人保健施設や特別養護老人施設等で、胃ろうから経腸栄養を実施している入所者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、胃ろうのチューブ・ボタンの定期交換を行う。</p>											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
行為名 109：腸ろうの管理、チューブの入れ替え / 110：胃ろう、腸ろうのチューブ抜去 / 112：胃ろうチューブ・ボタンの交換											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：3.6% / 5.9% / 5.3% 看護師回答：2.0% / 2.9% / 2.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：4.4% / 6.7% / 4.0% 看護師回答：3.3% / 5.4% / 2.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：46.7% / 62.2% / 57.1% 看護師回答：28.5% / 43.6% / 37.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：28.2% / 44.2% / 35.3% 看護師回答：18.9% / 33.8% / 26.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
行為名 109：腸ろうの管理、チューブの入れ替え / 110：胃ろう、腸ろうのチューブ抜去 / 112：胃ろうチューブ・ボタンの交換											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 / 1 課程 / 2 課程 臨地実習で実施：0 課程 / 0 課程 / 3 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設 / 0 施設 / 3 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：6、74、76、77、114、115、129											
新人看護職員研修：食事援助技術③、創傷管理技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：経管栄養用の胃管の挿入、入れ替え	行為番号：111										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、経管栄養の目的で、鼻腔から胃内へ胃管（経管栄養用チューブ）を挿入し、誤挿入がないことを確認の上固定する。胃管の入れ替え時には、挿入中の胃管を抜いた後、新しい胃管を挿入する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 経口摂取が不可能あるいは不十分なため経管栄養による栄養管理を実施している在宅療養患者や入院中の患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、胃管の挿入、入れ替えを行う。また胃管からの栄養剤の注入不良や胃管の閉塞時には、医師の指示の下、プロトコールに基づき、腹部等の身体所見や検査結果等を確認して、胃管交換の適否を判断する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：23.9% 看護師回答：35.3% 【日本医師会調査】医師回答：36.3% 看護師回答：52.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：71.2% 看護師回答：69.1% 【日本医師会調査】医師回答：46.8% 看護師回答：43.9%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】1施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、114、129 新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：膀胱ろうカテーテルの交換	行為番号：113										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、膀胱ろうカテーテルの定期交換を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 病棟及び外来、又は在宅等において、膀胱ろう造設後一定期間が経過し、ろう孔トラブルがなく全身状態が安定している患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、ろう孔部分等の身体所見や検査結果等を確認して、カテーテルの定期交換を行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：8.1% 看護師回答：4.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：8.3% 看護師回答：7.9%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：59.8% 看護師回答：33.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：40.5% 看護師回答：26.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：74、76、77、114、129</p> <p>新人看護職員研修：創傷管理技術①、感染予防技術③</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施期についで多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施期についで多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施期についで多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：安静度・活動や清潔の範囲の判断	行為番号：114										
1. 行為の概要											
患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる安静・活動の程度と、それに伴う清潔行動の範囲について、プロトコールに基づき、治療方針を踏まえて、必要時医師に確認・相談しながら判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 検査・治療目的で入院となった患者に対して、病歴を聴取し身体所見や検査結果等を確認して、安静の程度と清潔行動の自立範囲について、必要に応じて医師に確認・相談しながら判断する。 ○ 退院が決定した患者に対して、普段の生活行動・活動範囲を患者・家族等から聴取し、身体所見や検査結果等を確認した上で、退院後の安静・活動の程度とそれに伴う清潔行動の範囲について、必要に応じて医師に確認・相談しながら判断する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：23.4% 看護師回答：27.7% 【日本医師会調査】医師回答：25.3% 看護師回答：33.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：75.6% 看護師回答：77.4% 【日本医師会調査】医師回答：53.5% 看護師回答：59.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4課程 臨地実習で実施：6課程 【（平成23年度）業務試行事業】1施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：5、29、71、114 新人看護職員研修：食事援助技術①、活動・休息援助技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：隔離の開始と解除の判断・実施	行為番号：115
1. 行為の概要	
<p>感染防止のために、検査結果や身体所見、治療内容等から必要と判断された場合、必要に応じて医師に確認・相談し個室へ隔離する。</p> <p>検査結果や身体所見、治療経過等から隔離の必要性がなくなったと判断された場合、必要に応じて医師に確認・相談し隔離を解除する。</p>	
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載	
<p>○ 抗癌剤投与や放射線照射により、白血球数が減少した患者をクリーンルームへ移すことを、医師に確認・相談し、隔離を開始する。</p> <p>○ 喀痰の検査結果から結核の疑いがあり、胸部X線画像結果や身体所見、既往歴等から活動性の肺結核の可能性が強いと判断される患者に対して、医師に PCR 検査等の結果が判明する前に陰圧室への隔離を確認・相談し開始する。</p> <p>○ インフルエンザの流行時期に、著しい発熱や関節痛等を主訴として外来受診した患者に対して、インフルエンザ発症者との接触歴からインフルエンザを疑い、医師に確認・相談し、待合室から他の患者のいない別室へ案内し、隔離を開始する。</p>	
3. 現行法令等における位置づけ	
特に位置づけはなされていない。	
4. 看護師の実施状況：調査結果より	
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：22.7% 看護師回答：25.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：16.9% 看護師回答：23.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：71.7% 看護師回答：69.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：37.3% 看護師回答：43.3%</p>	
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数	
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設</p>	
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照	
<p>看護基礎教育：1、114、115、125、126</p> <p>新人看護職員研修：環境調整技術①、感染予防技術①②</p>	
7. 評価項目	
行為の難易度	<p>看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</p> <p>看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</p> <p>シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</p> <p>医師のみが実施可能なレベル</p> <p>専門医が実施可能なレベル</p>
判断の難易度	<p>実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</p> <p>複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</p> <p>診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</p> <p>高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</p>
総合評価	E（医行為に該当しない）

医行為分類検討シート（案）

行為名：抑制の開始と解除の判断・実施	行為番号：116						
1. 行為の概要							
<p>身体抑制等を行わないと、患者又は他の患者等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合に、一時的かつ最小限に行うことを条件に、治療方針を踏まえ必要に応じて医師に確認・相談し、抑制を開始する。また開始後、条件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。</p>							
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載							
<p>○ 不穏がみられ、挿入されているチューブ及びドレーン類の自己抜去の可能性が著しく高い手術後患者に対して、投与された鎮静薬の効果が確認できるまでの間、施設内基準に基づいて医師に確認・相談し、手指の機能を制限するミトン型手袋による抑制を開始する。また抑制が必要でなくなった場合は直ちに解除する。</p> <p>○ 身体及び精神的特性から、ベッドからの転落の可能性が著しく高い患者及び入所者に対して、施設内基準に基づいて医師に確認・相談し、ベッド柵挙上による抑制を開始する。また抑制が必要でなくなった場合は直ちに解除する。</p>							
3. 現行法令等における位置づけ							
<p>特に位置づけはなされていない。</p>							
4. 看護師の実施状況：調査結果より							
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：41.9% 看護師回答：59.5% 【日本医師会調査】医師回答：39.2% 看護師回答：53.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：81.7% 看護師回答：83.9% 【日本医師会調査】医師回答：46.2% 看護師回答：55.0%</p>							
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数							
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>							
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照							
<p>看護基礎教育：1、29、135</p> <p>新人看護職員研修：環境調整技術①、活動・休息援助技術③⑤、安全確保の技術③</p>							
7. 評価項目							
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	-----○-----	-----○-----	-----○-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル					
-----○-----	-----○-----	-----○-----					
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">診断書の出発等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の出発等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	-----○-----	-----○-----	-----○-----
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の出発等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル					
-----○-----	-----○-----	-----○-----					
総合評価	E（医行為に該当しない）						

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 全身麻酔の導入	行為番号： 117										
1. 行為の概要											
静脈麻酔薬や筋弛緩薬等を投与し、バグーマスクにより十分な換気を行いながら、経口挿管を実施する。 血圧、心拍数、体温の変動に留意しながら、麻酔薬（麻酔ガスや吸入麻酔）を吸入させ人工呼吸器による呼吸管理を開始する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 全身麻酔による手術において、手術予定時間や手術部位、手術の侵襲性、患者の合併症等の情報から適応を判断し、全身麻酔の導入を行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：1.2% 【日本医師会調査】医師回答：1.2% 看護師回答：2.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：15.1% 看護師回答：9.4% 【日本医師会調査】医師回答：5.4% 看護師回答：3.0%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、104、109、114、115 新人看護職員研修：救命救急処置技術①、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;"> 看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"> 看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"> シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"> 医師のみが実施可能なレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 2px;"> 専門医が実施可能なレベル </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;"> 実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル </td> <td style="width: 45%; padding: 2px;"> 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル </td> </tr> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;"> 診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル </td> <td style="width: 45%; padding: 2px;"> 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル										
総合評価	絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 術中の麻酔・呼吸・循環管理 （麻酔深度の調節、薬剤・酸素投与濃度、 輸液量等の調整）	行為番号：118								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、手術中に、手術の進行具合、バイタル（血圧、心拍数等）、麻酔深度測定モニタの値や波形、自発呼吸、体動、瞳孔径などから、総合的に判断、麻酔深度を把握し、麻酔薬の投与量を調節する。また酸素濃度や酸素飽和度、気道内圧の変動等を把握し、医師が実施する酸素濃度の調節や呼吸管理の補助を行う。その他、循環動態を把握し、昇圧剤の投与や輸液量などを医師に確認の後、調整する。大量出血時には、輸血のタイミングを医師に確認の後、決定する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○全身麻酔による手術において、医師の指示の下、プロトコール等に基づき、術中の麻酔・呼吸・循環管理を行う。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.1% 看護師回答：1.8% 【日本医師会調査】医師回答：3.9% 看護師回答：7.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：32.8% 看護師回答：14.5% 【日本医師会調査】医師回答：12.3% 看護師回答：6.6%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：68、70、81、95、96、104、109、114、115 新人看護職員研修：呼吸・循環を整える技術⑥、与薬の技術③、救命救急処置技術①、症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端な指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端な指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端な指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 麻酔の覚醒	行為番号： 119								
1. 行為の概要									
手術終了時、生体情報（血圧、心拍数、酸素飽和度、呼気二酸化炭素濃度、血液ガス分析等）および胸部 X 線写真による肺野の状態等を把握し、覚醒に向け麻酔の濃度、量を調整し、筋弛緩薬の投与のタイミングを判断、実施する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 全身麻酔による手術において、麻酔の覚醒を行う。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：1.0% 【日本医師会調査】医師回答：1.5% 看護師回答：3.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：22.5% 看護師回答：13.8% 【日本医師会調査】医師回答：11.3% 看護師回答：8.3% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p style="padding-left: 20px;">演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：70、104、109、114、115</p> <p>新人看護職員研修：救命救急処置技術①、症状・生体機能管理技術①</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：硬膜外・脊髄くも膜下麻酔	行為番号：120										
1. 行為の概要											
スパイナル針を経皮的に椎間から刺入し、硬膜外腔又は脊髄くも膜下腔へ針先を挿入し、麻酔薬を注入する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 局所麻酔により実施可能な手術において、手術予定時間や手術部位、手術の侵襲性、患者の合併症等の情報から適応を判断し、局所麻酔を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：0.8% 看護師回答：0.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：0.1% 看護師回答：0.1%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：14.3% 看護師回答：5.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：3.2% 看護師回答：1.3%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：76、104、109、114、115、129											
新人看護職員研修：救命救急処置技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 45%; font-size: small;">診断画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：麻酔の補足説明：“麻酔医による患者とのリスク共有も含む説明”を補足する時間をかけた説明		行為番号：121			
1. 行為の概要					
麻酔医に確認・相談しながら、麻酔医による麻酔の説明内容（麻酔の種類、麻酔時間、麻酔に伴うリスク等）に基づき、患者・家族の麻酔に対する不安の程度や内容に応じて、訴えを傾聴するとともに、時間をかけて麻酔の補足説明を行う。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 麻酔医による麻酔の説明（麻酔の種類、麻酔時間、麻酔に伴うリスク等）を受けた後に、麻酔に伴うリスク等について新たな不安を表出している患者・家族に対して、傾聴及び受容、共感的態度等を実践し、麻酔医に確認・相談しながら、理解度にあわせて、麻酔の補足説明を行う。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：11.8% 看護師回答：12.3% 【日本医師会調査】医師回答：13.6% 看護師回答：13.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：60.2% 看護師回答：37.3% 【日本医師会調査】医師回答：34.2% 看護師回答：29.0%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：0課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：なし 新人看護職員研修：なし					
7. 評価項目					
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
	-----○----- ----- -----				
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書等の立案等、治療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
	-----○----- ----- -----				
総合評価					
E（医行為に該当しない）					

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：神経ブロック		行為番号：122			
1. 行為の概要					
疼痛緩和等を目的に、神経線維の末梢神経や交感神経節あるいは神経周囲を穿刺し、局所麻酔薬を注入する。穿刺部位によっては穿刺に伴う疼痛を最小限にするために、事前に局所麻酔薬の皮下注射を実施する場合がある。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 帯状疱疹、頸椎椎間板ヘルニア等の患者に対して、星状神経節を穿刺し、局所麻酔薬を注入する。 ○ 腰部脊柱管狭窄症、腰椎圧迫骨折等の患者に対して、腰部硬膜外腔を穿刺し、局所麻酔薬を注入する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.6% 看護師回答：0.3% 【日本医師会調査】医師回答：0.1% 看護師回答：0.1%					
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：8.8% 看護師回答：4.5% 【日本医師会調査】医師回答：1.6% 看護師回答：1.0%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【(平成22年度)養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：1課程 【(平成23年度)業務試行事業】0施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：76、109、114、115、129 新人看護職員研修：救命救急処置①、症状・生体管理技術①					
7. 評価項目					
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・検査の立案等、治療方針の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
総合評価	絶対的医行為 A（行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：硬膜外チューブの抜去	行為番号：123								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、硬膜外チューブ挿入部からカテーテルを引き抜き、残存はないか、カテーテルの全長を確認する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 術後経過が良好な患者について ADL の改善を促すために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果、治療内容等を確認して、カテーテルを抜去する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.7% 看護師回答：2.1%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：5.0% 看護師回答：5.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：54.4% 看護師回答：33.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：33.6% 看護師回答：22.7%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の難易度が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：皮膚表面の麻酔（注射）	行為番号：124										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、皮膚・皮下組織等の切開、縫合時に、当該部位を含む周囲組織の皮内または皮下に局所麻酔薬を注入し、末梢神経をブロックする。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 救急患者に対して、医師が創部を確認し筋層には達していないことを判断した上で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、創部を含む身体所見や検査結果を確認して、縫合前に実施する。 ○ 皮下膿瘍がある患者等に対して、医師の指示の下、慢性創傷管理の一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果を確認して、切開・排膿前に実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：0.6% 看護師回答：0.6% 【日本医師会調査】医師回答：0.4% 看護師回答：0.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：37.1% 看護師回答：24.4% 【日本医師会調査】医師回答：15.6% 看護師回答：11.8%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：3課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】4施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：84、92、113～115 新人看護職員研修：与薬の技術②、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：手術執刀までの準備（体位、消毒）	行為番号：125								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、手術執刀までの準備の一環として、プロトコールに基づき、十分な手術野の確保かつ安全・安楽な手術体位の調整及び固定を行い、手術野等の消毒を実施する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 手術室入室後、手術執刀まで待機及び準備中である患者に対して、医師の指示の下、体位の固定が生体（神経系、循環系等）に及ぼす影響を考慮しつつ、プロトコールに基づき、十分な手術野の確保かつ安全・安楽な手術体位の調整及び固定を行い、手術野等の消毒を実施する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：25.6% 看護師回答：26.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：38.0% 看護師回答：40.4%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：72.1% 看護師回答：58.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：57.3% 看護師回答：52.6%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：3 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】2 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：29、35、36、77、129、136、140、</p> <p>新人看護職員研修：活動・休息援助技術②、苦痛の緩和・安楽確保の技術①、感染予防技術③、安全確保の技術③</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度とともに看護師一般が実施可能）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：手術時の臓器や手術器械の把持及び保持 （手術の第一・第二助手）	行為番号：126										
1. 行為の概要											
手術中、医師の指示の下、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 手術時に、術者である医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら臓器や器械の把持および保持を行う。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：10.8% 看護師回答：8.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：42.3% 看護師回答：40.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：64.1% 看護師回答：36.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：52.3% 看護師回答：39.5%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】1 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、129											
新人看護職員研修：感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：手術時の臓器や手術器械の把持及び保持 （気管切開等の小手術助手）	行為番号：127										
1. 行為の概要											
気管切開等の小手術において、医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 手術室又は病室等で、術者である医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら、皮下組織や臓器、器械の把持および保持を行う。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：16.1% 看護師回答：13.6% 【日本医師会調査】医師回答：51.8% 看護師回答：48.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：74.9% 看護師回答：42.9% 【日本医師会調査】医師回答：58.3% 看護師回答：45.1%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：74、129</p> <p>新人看護職員研修：感染予防技術③</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：手術の補足説明：“術者による患者とのリスク共有も含む説明”を補足する時間をかけた説明	行為番号：128								
1. 行為の概要									
担当医（術者）に確認・相談しながら、担当医（術者）による手術の説明内容（手術の方法及び内容、手術時間、手術に伴うリスク等）に基づき、患者・家族の手術に対する不安の程度や内容に応じて、訴えを傾聴するとともに時間をかけて手術の補足説明を行う。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 担当医（術者）による麻酔の説明（手術の方法及び内容、手術時間、手術に伴うリスク等）を受けた後に、手術に伴うリスク等について新たな不安を表出している患者・家族に対して、傾聴及び受容、共感的態度等を実践し、担当医（術者）に確認・相談しながら、理解度にあわせて、術中、術後の安静度の変化、術後合併症等の補足説明を行う。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：11.3% 看護師回答：12.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：18.3% 看護師回答：20.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：64.8% 看護師回答：39.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：41.5% 看護師回答：39.1%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：なし									
新人看護職員研修：なし									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 術前サマリーの作成	行為番号： 129										
1. 行為の概要											
医師に確認・相談しながら、病歴や病態、検査結果、麻酔前評価、治療方針等をまとめ、術前サマリーを作成する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 医師に確認・相談しながら、病院等で定められた術前サマリーの書式に則り、病歴や病態、検査結果、麻酔前評価、治療方針等を把握しまとめる。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：18.7% 看護師回答：14.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：22.2% 看護師回答：21.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：63.6% 看護師回答：28.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：38.1% 看護師回答：35.1%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：115											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：手術サマリーの作成	行為番号：130										
1. 行為の概要											
医師に確認・相談しながら、術式、出血量、手術時間、麻酔時間等の経過をまとめ、手術サマリーを作成する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 医師に確認・相談しながら、病院等で定められた手術サマリーの書式に則り、術式、出血量、手術時間、麻酔時間等の経過をまとめ、手術サマリーを作成する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：12.4% 看護師回答：8.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：12.5% 看護師回答：12.7%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：48.6% 看護師回答：20.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：25.5% 看護師回答：25.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：115											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル	-----○-----				
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
-----○-----											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○-----					
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端さが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
-----○-----											
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血糖値に応じたインスリン投与量の判断	行為番号：131								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、患者の血糖値を確認し、プロトコールに基づいて、食事摂取量やインスリン・経口剤の服用量、血糖値の変動等に応じて、インスリンの投与量を判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 糖尿病患者に対して、感染症を合併し血糖値が不安定な場合に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、血糖値の測定結果に応じてインスリンの投与量を判断する。</p> <p>○ インスリン治療を行っている糖尿病患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、日常生活や自己血糖測定による血糖値の変動や検査所見等に応じて、インスリンの投与量を判断する。</p>									
3. 現行法令等における位置づけ									
<p>○ 平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」</p> <p>2. 役割分担の具体例 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 1) 薬剤の投与量の調節</p> <p>患者の起こりうる病態の変化に応じた医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化に応じた適切な看護を行うことが可能な場合がある。例えば、在宅等で看護にあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調整することは医師の指示の下で行う看護に含まれるものである。</p>									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆ 現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】 医師回答： 17.2% 看護師回答： 22.2%</p> <p>【日本医師会調査】 医師回答： 10.8% 看護師回答： 17.8%</p> <p>◆ 今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】 医師回答： 64.7% 看護師回答： 61.9%</p> <p>【日本医師会調査】 医師回答： 29.4% 看護師回答： 27.8%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：3 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】 8 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
<p>看護基礎教育：5、7～9、13、78、92、98、99、114、115、117</p> <p>新人看護職員研修：食事援助技術①、与薬の技術①②⑧、症状・生体機能管理技術⑥</p>									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：低血糖時のブドウ糖投与	行為番号：132										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、血糖測定結果と身体診査所見より低血糖であることを判断し、ブドウ糖を経口投与または静脈内注射を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 患者に皮膚温低下や冷汗等の低血糖症状を認めた場合、医師の指示の下、血糖測定を実施し、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果（血糖値等）等を確認して、ブドウ糖を経口投与または静脈内注射する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
○ 平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等で役割分担の推進について」 2 役割分担の具体例 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 2) 静脈注射 医師又は歯科医師の素地の下に行う看護職員が行う静脈注射及び、留置針によるルート確保については、診療の補助の範疇に属するものとして取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護職員の積極的な活用を図り、医師を専門性の高い業務に集中させ、患者中心の効率的な運用に努められたい。なお、薬剤の血管注入による身体への影響は大きいことから、「看護師等による静脈注射の実施について」（平成14年9月30付け医政発第0930002号）において示しているとおり、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護職員が安全にできるよう、各医療機関においては、看護職員を対象とした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護職員の能力を踏まえた適切な業務分担を行うことが重要である。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答： 66.1% 看護師回答： 81.2% 【日本医師会調査】医師回答： 58.1% 看護師回答： 72.0%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答： 94.2% 看護師回答： 94.9% 【日本医師会調査】医師回答： 75.0% 看護師回答： 79.3%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：3課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】9施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：104、109、113、114、115、117 新人看護職員研修：与薬の技術①③⑧、救急救命処置技術①、症状・生体機能管理技術①⑥											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要のあるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要のあるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要のあるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度とともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：脱水の程度の判断と輸液による補正	行為番号：133										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、病歴聴取、身体診査所見及び検査所見から脱水の程度を判断し、輸液により補正を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 手術後等の集中管理が必要な患者に対して、身体診査所見、検査所見、水分出納のバランス等から脱水の程度を把握し、医師の指示の下、プロトコールに基づいて点滴の投与量を判断し調整する。 ○ 在宅医療を受けている患者に対して、嚥下障害等により経口摂取が十分でない場合や、嘔吐や下痢により大量の消化液喪失が疑われる場合等に、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、点滴の投与量及び開始の判断をする。											
3. 現行法令等における位置づけ											
○ 医師及び医療関係職と事務職員等との間で役割分担の推進について（平成19年12月28日付け 医政発第1228001号） 2 役割分担の具体例 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 1) 薬剤の投与量の調整 患者の起こりうる病態の変化に対応した医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化に対応した適切な看護を行うことが可能な場合がある。例えば、在宅等で看護にあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調整することは医師の指示の下で行う看護に含まれるものである。 2) 静脈注射 医師又は歯科医師の素地の下に行う看護職員が行う静脈注射及び、留置針によるルート確保については、診療の補助の範疇に属するものとして取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護職員の積極的な活用を図り、医師を専門性の高い業務に集中させ、患者中心の効率的な運用に努められたい。なお、薬剤の血管注入による身体への影響は大きいことから、「看護等による静脈注射の実施について」（平成14年9月30日付け医政発第0930002号）において示しているとおり、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護職員が安全にできるように、各医療機関においては、看護職員を対象とした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護職員の能力を踏まえた適切な業務分担を行うことが重要である。）											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：5.5% 看護師回答：11.0% 【日本医師会調査】医師回答：5.8% 看護師回答：14.8%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：56.4% 看護師回答：59.7% 【日本医師会調査】医師回答：32.5% 看護師回答：42.0%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：5課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】3施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：5、7、12、70、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護等による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護等による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護等による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：末梢静脈ルート確保と輸液剤の投与	行為番号：134										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、主に上肢、下肢等から経皮的に静脈を穿刺し、留置針を留置、点滴ラインを接続後、あらかじめ選択された輸液剤を投与する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 在宅医療を受けている患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、末梢静脈ルートを確認し輸液剤を投与する。 ○ 救急患者や急変患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、末梢静脈ルートを確認し輸液剤の投与を開始する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
○ 平成19年12月28日付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等で役割分担の推進について」 2 役割分担の具体例 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 2) 静脈注射 医師又は歯科医師の素地の下に行う看護師が行う静脈注射及び、留置針によるルート確保については、診療の補助の範疇に属するものとして取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護師の積極的な活用を図り、医師を専門性の高い業務に集中させ、患者中心の効率的な運用に努められたい。なお、薬剤の血管注入による身体への影響は大きいことから、「看護師等による静脈注射の実施について」（平成14年9月30日付け医政発第0930002号）において示しているとおり、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護師が安全にできるよう、各医療機関においては、看護師を対象とした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護師の能力を踏まえた適切な業務分担を行うことが重要である。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答： 63.8% 看護師回答： 77.1% 【日本医師会調査】医師回答： 76.6% 看護師回答： 86.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答： 92.6% 看護師回答： 93.1% 【日本医師会調査】医師回答： 73.9% 看護師回答： 79.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】1 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：81、86、94～96 新人看護職員研修：与薬の技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における総論及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断は半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：心肺停止患者への気道確保、マスク換気	行為番号：135										
1. 行為の概要											
心肺停止患者に対し、プロトコールに基づき、頭部後屈顎先挙上法や下顎挙上法、または口咽頭エアウェイを挿入して気道を確保し、胸骨圧迫を行うとともにバッグバルブマスク、蘇生バッグ等を用いて手動的換気を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 急激な状態の悪化により心肺停止患者に対して、プロトコールに基づき、必要に応じて口咽頭エアウェイ等を活用しながら確実に気道の確保を行い、マンパワー等を考慮して胸骨圧迫の是非を判断するとともにマスクによる人工呼吸を行う。											
3. 現行法令等における位置づけ											
○ 救急救命士法施行規則 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者(その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。)のうち心肺機能停止状態の患者に対するものであって、次に掲げるものとする。 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保 ○ 救急救命士法施行規則 第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具（厚生労働省告示） 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブ											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：40.5% 看護師回答：66.0% 【日本医師会調査】医師回答：32.0% 看護師回答：54.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：84.4% 看護師回答：86.5% 【日本医師会調査】医師回答：58.6% 看護師回答：62.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成23年度）業務試行事業】 0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：105、106、114、115 新人看護職員研修：救命救急処置技術①②③、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要のあるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要のあるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要のあるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：心肺停止患者への電氣的除細動の実施	行為番号：136										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、電極パドルにペーストを塗布後除細動器のエネルギーレベルを選択し、電極パドルを胸壁にあてて適切なタイミングで放電することにより、心筋に直流電気を通電して正常調律に復帰させる。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 外来や入院等の場面において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、急激な状態の悪化により心電図上致命的な不整脈を認め頸動脈の拍動を触知できない患者に対し、電氣的除細動を実施する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
○ 平成16年7月1日付け医政発第0701001号「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」非医療従事者によるAEDの使用について救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師に違反とならないものとするための4つの条件、すなわち、①使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていることについては、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること											
○ 平成16年3月23日付け医政指第0323027号「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に向けた「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について」 救急救命処置の範囲(1) 自動体外式除細動器による除細動：心臓機能停止の状態(別紙2「共通事項」②参照)の患者に対してのみ行うことが認められる。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：18.9% 看護師回答：20.9% 【日本医師会調査】医師回答：13.0% 看護師回答：16.5%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：81.0% 看護師回答：70.4% 【日本医師会調査】医師回答：56.6% 看護師回答：50.2%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成22年度)養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：1課程 【(平成23年度)業務試行事業】0施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：108、114、115 新人看護職員研修：救命救急処置技術①②③、症状・生体管理技術①⑦											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血液透析・CHDF（持続的血液濾過透析）の操作、管理	行為番号：137				
1. 行為の概要					
医師の指示の下、プロトコールに基づき、血液検査の結果や身体診察所見、循環動態等を評価し、透析条件や流量の設定変更等を実施する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 術後の急性腎不全でCHDFを装着中の、血圧が低下してきた患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、血液ポンプの流量を下げた経過を観察する。 ○ 維持透析中の患者に対して医師の指示の下、プロトコールに基づき、透析装置を操作するとともに、透析装置及び患者の状態に問題がないことを確認する。 					
3. 現行法令等における位置づけ					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床工学技士法 第二条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。 第三十七条第一項 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。 					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：12.1% 看護師回答：17.9% 【日本医師会調査】医師回答：25.3% 看護師回答：37.4% ◆ 今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：62.9% 看護師回答：54.1% 【日本医師会調査】医師回答：31.8% 看護師回答：37.5% 					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：70、114、115					
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①					
7. 評価項目					
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		
実施する医行為の内容、実施期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル				
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：救急時の輸液路確保目的の骨髄穿刺（小児）	行為番号：138										
1. 行為の概要											
小児救急の場面において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、脛骨前面の骨髄内に、専用の穿刺針あるいはスパイナル針等を用いて穿刺を行い、輸液路を確保する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 5歳以下、又は末梢静脈を2回穿刺したが輸液路が確保できなかった等の小児救急の場面において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、患児の脛骨前面の骨髄内に、専用の穿刺針あるいはスパイナル針等を用いて穿刺を行い、輸液路を確保する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：1.3% 看護師回答：1.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：1.6% 看護師回答：2.0%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：39.8% 看護師回答：17.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：10.4% 看護師回答：2.9%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：104、109、114、115、129</p> <p>新人看護職員研修：救命救急処置①、感染予防技術③</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⊕</td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル	----- ----- ----- -----			⊕	-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
----- ----- ----- -----			⊕	-----							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- ----- </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○----- -----		-----	-----		
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
-----○----- -----		-----	-----								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 予防接種の実施の判断	行為番号： 139										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて、予防接種の対象者に対して、予防接種の実施の可否を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 介護老人保健施設において、インフルエンザの流行前に入所者にインフルエンザの集団接種を実施するため、医師の指示の下、プロトコールに基づいて、問診票に従い問診を実施し、身体所見から問題ないと判断したため予防接種の実施を判断する。</p> <p>○ B型肝炎の抗体価が低く、血液による職業感染の予防が必要と判断された職員に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて問診を実施したところ、身体所見から微熱であることを確認したため、医師と相談し予防接種の実施を判断する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：4.1% 看護師回答：5.0% 【日本医師会調査】医師回答：2.3% 看護師回答：3.4%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：54.9% 看護師回答：39.1% 【日本医師会調査】医師回答：27.0% 看護師回答：19.4%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成 23 年度）業務試行事業】5 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 予防接種の実施	行為番号： 140										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、注射やワクチンの経口投与により予防接種を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザの流行前に介護老人保健施設において、医師の指示の下、プロトコールに基づき、入所者を対象にインフルエンザの集団接種を実施するために、問診で接種可能と判断された対象者に、予防接種を実施する。 ○ 医療施設において医師の指示の下、プロトコールに基づき、B型肝炎の抗体価が低く血液による職業感染の予防が必要と判断された職員に対して、B型肝炎の予防接種を実施する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：40.3% 看護師回答：49.0% 【日本医師会調査】医師回答：43.7% 看護師回答：50.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：87.2% 看護師回答：75.9% 【日本医師会調査】医師回答：71.5% 看護師回答：64.2% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】2 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
<p>看護基礎教育：84、92、</p> <p>新人看護職員研修：与薬の技術②、症状・生体機能管理技術①</p>											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：特定健診などの健康診査の実施 （診断に係るものを除く）	行為番号：141										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、健康診査の一連として、質問紙等を用いた情報収集及び身体所見の把握や身体計測を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 健診の場面において、生活習慣病の早期発見・予防を目的に、質問紙等を用いた情報収集（年齢や既往歴、生活・行動習慣）や身体所見（血圧測定等）を確認して、身体計測（身長、体重、腹囲、肥満度、BMI）を実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：19.2% 看護師回答：14.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：25.8% 看護師回答：37.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：65.6% 看護師回答：47.7%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：53.4% 看護師回答：50.5%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①②											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：子宮頸がん検診の一次スクリーニングの実施 （診断に係るものを除く）：細胞診検査対象者の 選定、検体採取	行為番号：142								
1. 行為の概要									
医師の指示の下、プロトコールに基づき、年齢や妊娠分娩歴、月経周期等の情報から、子宮頸部細胞診の対象者を選定後に、陰鏡を挿入し子宮頸部の細胞をブラシ等でこすって採取する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 在宅及び介護老人保健施設等で不正出血等の症状で婦人科診察依頼のあった女性患者に対して、医師の指示の下、カルテ等から情報を収集し、プロトコールに基づき、子宮頸部細胞診の対象者であるかを選定する。検体採取は陰鏡を挿入し、子宮頸部を十分に観察した上で、子宮頸部の細胞をブラシ等でこすって採取する。 ○ 検診目的で受診した産婦人科の外来患者に対して、医師の指示の下、質問紙等を用いて情報収集し、プロトコールに基づき、子宮頸部細胞診の対象者であるかを選定する。検体採取は陰鏡を挿入し、子宮頸部を充分観察した上で、子宮頸部の細胞をブラシ等でこすって採取する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.9% 看護師回答：0.8% 【日本医師会調査】医師回答：2.1% 看護師回答：2.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：64.7% 看護師回答：38.0% 【日本医師会調査】医師回答：32.1% 看護師回答：17.9%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：0課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114～115、 新人看護職員研修：なし									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師の養成課程を 修了後、新人研修を 経て自律した実施が 可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域 における経験及びQIT 等による研修を経て 実施が可能となるレ ベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を 経て看護師による実施が可能とな るレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施 可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----⊕----- </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	看護師の養成課程を 修了後、新人研修を 経て自律した実施が 可能となるレベル	看護師が特定の領域 における経験及びQIT 等による研修を経て 実施が可能となるレ ベル	シミュレーション教育や実習等を 経て看護師による実施が可能とな るレベル	医師のみが実施 可能なレベル	-----⊕-----			
看護師の養成課程を 修了後、新人研修を 経て自律した実施が 可能となるレベル	看護師が特定の領域 における経験及びQIT 等による研修を経て 実施が可能となるレ ベル	シミュレーション教育や実習等を 経て看護師による実施が可能とな るレベル	医師のみが実施 可能なレベル						
-----⊕-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の 判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応 するレベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示 内容を判断する必要がある レベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診 療内容の決定に関わ り医師が実施するレ ベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----⊕----- </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の 判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応 するレベル	複合的な要素を勘案して指示 内容を判断する必要がある レベル	診療計画の立案等、診 療内容の決定に関わ り医師が実施するレ ベル	高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル	-----⊕-----			
実施する医行為の内容、実施時期について多少の 判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応 するレベル	複合的な要素を勘案して指示 内容を判断する必要がある レベル	診療計画の立案等、診 療内容の決定に関わ り医師が実施するレ ベル	高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル						
-----⊕-----									
総合評価	D（更に検討が必要）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：前立腺がん検診の一次スクリーニングの実施 （診断に係るものを除く）：触診・PSA 検査対象者の選定	行為番号：143										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、問診を行い、年齢や既往歴等の情報から、直腸診、PSA 検査の対象者を選定する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 人間ドックなど個人の任意での検診等において、医師の指示の下、質問紙等を用いて情報収集し、プロトコールに基づき、前立腺の直腸触診や PSA 検査の対象者であるかを選定する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.6% 看護師回答：0.7% 【日本医師会調査】医師回答：1.2% 看護師回答：2.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：52.5% 看護師回答：33.2% 【日本医師会調査】医師回答：23.1% 看護師回答：14.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114、115 新人看護職員研修：排泄援助技術④											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及び QJIT 等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が 1対1 で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が 1対1 で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が 1対1 で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：大腸がん検診の一次スクリーニングの実施 (診断に係るものを除く)：便潜血検査対象者の選定		行為番号：144			
1. 行為の概要					
医師の指示の下、プロトコールに基づき、年齢や既往歴等の情報から、便潜血検査の対象者を選定する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 集団検診の受診者から最近排便時に出血するとの訴えがあったため、医師の指示の下、プロトコールに基づき、質問紙等を用いて情報収集し、便潜血検査の対象者であるかを選定する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：9.0% 看護師回答：4.3% 【日本医師会調査】医師回答：7.6% 看護師回答：9.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：71.8% 看護師回答：50.4% 【日本医師会調査】医師回答：45.1% 看護師回答：31.5%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】2 施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：114～115 新人看護職員研修：なし					
7. 評価項目					
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
総合評価	一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：乳がん検診の一次スクリーニングの実施 （診断に係るものを除く）：視診・触診の実施	行為番号：145										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、問診をしながら乳房の視診、触診を実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 集団検診において医師の指示の下、質問紙等を用いて情報収集し、乳房の視診、触診を実施する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.0% 看護師回答：1.1% 【日本医師会調査】医師回答：0.7% 看護師回答：0.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：52.7% 看護師回答：40.4% 【日本医師会調査】医師回答：23.6% 看護師回答：17.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114～115											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D(更に検討が必要)										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：投与中薬剤（高脂血症用剤）の病態に応じた変更の提案	行為番号：146
1. 行為の概要	
内服中の高脂血症用剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載	
○ 高LDL（悪玉）コレステロール血症で内服治療中の患者について、LDL コレステロール値が改善しないため、食事内容及び運動内容を確認するとともに、生活環境の変化の有無も把握した上で、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	
3. 現行法令における位置づけ	
特に位置づけはなされていない。	
4. 看護師の実施状況：調査結果より	
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：6.2% 看護師回答：27.0% 【日本医師会調査】医師回答：5.1% 看護師回答：16.1% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：30.9% 看護師回答：44.5% 【日本医師会調査】医師回答：18.2% 看護師回答：27.5%	
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数	
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】5 施設	
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照	
看護基礎教育：5、8、9、13、78、114、115	
新人看護職員研修：食事援助技術①、与薬の技術①	
7. 評価項目	
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル 看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル 医師のみが実施可能なレベル 専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル 診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
総合評価	E（医行為に該当しない）

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた変更の提案	行為番号： 147										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中の降圧剤について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。 ②投与中の降圧剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 血圧の上昇が認められた術後患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、意識レベルや身体所見や検査結果等から血圧上昇の要因を確認し、持続点滴中の降圧剤の投与量を調整する。 ○ 外来や在宅で高血圧症を治療中の患者に対して、めまいやふらつき等の症状を訴えに加え、血圧の自己測定記録や実測値から血圧が低下傾向であることを認めたため、患者の生活状況、身体所見や検査結果、処方された薬剤等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：10.4% 看護師回答：34.3% 【日本医師会調査】医師回答：8.3% 看護師回答：23.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：32.0% 看護師回答：46.9% 【日本医師会調査】医師回答：17.5% 看護師回答：30.1%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】6施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、78、81、114、115 新人看護職員研修：与薬の技術①③、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">診察個々の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察個々の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診察個々の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル										
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（糖尿病治療薬）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（糖尿病治療薬）の病態に応じた変更の提案		行為番号：148			
1. 行為の概要					
①医師の指示の下、投与中の糖尿病治療薬について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。 ②投与中の糖尿病治療薬について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 糖尿病治療薬を内服中の患者に対して、次第に血糖値の上昇がみられる場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、食事療法及び運動療法の内容を確認するとともに生活環境の変化の有無も把握した上で、投与量を調整する。 ○ 糖尿病治療薬を内服中の患者に対して、次第に血糖値の上昇がみられる場合、食事療法及び運動療法の内容を確認するとともに生活環境の変化の有無も把握した上で、薬剤の種類の変更について医師に提案する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：8.5% 看護師回答：32.4% 【日本医師会調査】医師回答：7.1% 看護師回答：21.1% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：28.9% 看護師回答：47.1% 【日本医師会調査】医師回答：15.8% 看護師回答：28.6%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】7施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：5、8、9、13、78、92、98、99、114、115、117 新人看護職員研修：食事援助技術①、与薬の技術①②⑧					
7. 評価項目					
行為の難易度	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ② E（医行為に該当しない）				

医行為分類検討シート（案）

行為名：投与中薬剤（排尿障害治療薬）の病態に応じた変更の提案	行為番号：149												
1. 行為の概要													
内服中の排尿障害治療薬について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。													
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載													
○ 前立腺肥大症に伴う排尿障害で内服中の患者が、立ちくらみや眩暈を訴え、薬効に含まれる血圧低下作用が疑われる場合、患者の生活状況、身体所見や検査所見（膀胱内圧検査等）等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。													
3. 現行法令における位置づけ													
特に位置づけはなされていない。													
4. 看護師の実施状況：調査結果より													
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：6.1% 看護師回答：27.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：5.4% 看護師回答：17.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：29.8% 看護師回答：42.4%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：16.8% 看護師回答：26.4%</p>													
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数													
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】1 施設</p>													
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照													
看護基礎教育：・78、88、114、115													
新人看護職員研修：与薬の技術①⑩													
7. 評価項目													
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル		複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル		診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）												

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（子宮収縮抑制剤）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（子宮収縮抑制剤）の病態に応じた変更の提案	行為番号：150										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中の子宮収縮抑制剤について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の子宮収縮抑制剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 頻回に腹部緊満を訴える子宮収縮抑制剤を持続点滴中の妊婦に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認後、子宮収縮抑制剤の投与量を調整する。 ○ 頻回に腹部緊満を訴える子宮収縮抑制剤を内服中の妊婦に対して、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：5.8% 看護師回答：22.7% 【日本医師会調査】医師回答：6.6% 看護師回答：19.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：26.6% 看護師回答：35.3% 【日本医師会調査】医師回答：12.8% 看護師回答：21.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、88、95、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の詳うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の詳うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断の詳うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（K、Cl、Na）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（K、Cl、Na）の病態に応じた変更 の提案	行為番号：151										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中のK、Cl、Naについて、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中のK、Cl、Naについて、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 術後患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認し、持続点滴中の電解質製剤（輸液内容）の投与量を調整する。 ○ 降圧利尿剤を内服中で、カリウム補給を目的に塩化カリウム剤を経口併用している患者に対して、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：8.0% 看護師回答：28.5% 【日本医師会調査】医師回答：5.6% 看護師回答：17.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：31.5% 看護師回答：40.8% 【日本医師会調査】医師回答：15.4% 看護師回答：24.8%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】1施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：12、70、78、88、95、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた変更の提案	行為番号：152										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中のカテコラミンについて、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中のカテコラミンについて、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ ICU（集中治療室）において全身状態が安定している術後患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認し、持続点滴中のカテコラミン製剤の投与量を調整する。 ○ 外来において、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：11.0% 看護師回答：29.2% 【日本医師会調査】医師回答：8.0% 看護師回答：19.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：29.4% 看護師回答：39.0% 【日本医師会調査】医師回答：14.2% 看護師回答：23.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、81、114、115 新人看護職員研修：与薬の技術③、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（利尿剤）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（利尿剤）の病態に応じた変更の提案	行為番号：153										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中の利尿剤について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の利尿剤について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 心臓の術後患者に対し、尿量が減少したため、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認し、利尿剤の投与量を調整する。 ○ 外来において、患者の生活状況、身体所見や検査結果を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：12.4% 看護師回答：33.9% 【日本医師会調査】医師回答 8.8% 看護師回答：23.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：35.5% 看護師回答：46.1% 【日本医師会調査】医師回答：19.0% 看護師回答：29.1%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、78、81、114、115 新人看護職員研修：与薬の技術①③、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（高カロリー輸液）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（高カロリー輸液）の病態に応じた変更の提案	行為番号：154										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中の高カロリー輸液について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の高カロリー輸液について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 在宅において高カロリー輸液療法中の患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づき、食事の摂取状況、身体所見や検査結果（血糖値等）等を確認して、高カロリー輸液の投与量を調整する。 ○ 術後経過が良好で経口摂取を開始した患者に対し、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：9.1% 看護師回答：31.7% 【日本医師会調査】医師回答：9.2% 看護師回答：25.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：42.2% 看護師回答：53.7% 【日本医師会調査】医師回答：21.6% 看護師回答：34.0%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】2施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：5～7、12、70、90、117 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑥											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：指示された期間内に薬がなくなった継続薬剤（全般）の病態に応じた継続投与の提案	行為番号：155										
1. 行為の概要											
投与中の薬剤について指示された期間内に薬がなくなった場合、病状及び薬効の程度、副作用の有無等を確認するとともに検査所見に応じて、薬剤投与の継続について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 慢性疾患で薬剤を内服中の患者に対して、指示された期間内に薬がなくなった場合、食事内容及び運動内容、身体所見（薬効の程度、副作用の有無等を含む）や検査結果等を確認し、生活環境の変化の有無も把握した上で、薬剤投与の継続について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について(平成22年4月30日 医政発0430 第1号 各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知) 2. 各医療スタッフが実施することができる業務の具体例 (1)薬剤師1)薬剤師を積極的に活用することが可能な業務 以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。⑤ 薬物療法の経過等を確認した上で、医師に対し、前回の処方内容と同一の内容の処方を提案すること。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：19.2% 看護師回答：30.0% 【日本医師会調査】医師回答：18.8% 看護師回答：25.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：68.1% 看護師回答：63.6% 【日本医師会調査】医師回答：45.3% 看護師回答：47.2%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成22年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【(平成23年度) 業務試行事業】4 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- ----- ----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル	-----○----- ----- ----- ----- -----				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
-----○----- ----- ----- ----- -----											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 34%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 34%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- ----- ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○----- ----- ----- ----- -----					
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断基準が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
-----○----- ----- ----- ----- -----											
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①臨時薬剤（下剤（座薬も含む））の選択・使用 ②臨時薬剤（下剤（座薬も含む））の変更の提案	行為番号： 156										
1. 行為の概要											
①下剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②下剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 在宅においてオピオイド投与中の癌患者に対し、便秘による食欲不振に対して、プロトコールに基づき、腹部症状等の身体所見を確認し、事前に指示のある下剤を使用する。 ○ 老人保健施設において、事前に指示のある下剤を使用するが排便がなく、腹部膨満感を訴える利用者に対し、排泄ケアの一環として食事の工夫や水分補給等の腸内環境を整えつつ、腹部症状等の身体所見を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：42.4% 看護師回答：63.1% 【日本医師会調査】医師回答：50.4% 看護師回答：63.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：77.9% 看護師回答：85.1% 【日本医師会調査】医師回答：61.9% 看護師回答：68.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：6課程 臨地実習で実施：6課程 【（平成23年度）業務試行事業】6施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 34%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 34%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ① 臨時薬剤（制酸剤）の選択・使用 ② 臨時薬剤（制酸剤）の変更の提案	行為番号： 157										
1. 行為の概要											
①制酸剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②制酸剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 老人保健施設において夜間に胃痛を訴える利用者に対して、プロトコールに基づき、触診等で身体所見を確認し、事前に指示のある制酸剤を使用する。 ○ 老人保健施設において夜間に胃痛を訴える利用者に対し、事前に指示のある制酸剤を使用するが症状が改善しない場合に、触診等で身体所見を確認し、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：19.7% 看護師回答：44.7% 【日本医師会調査】医師回答：31.0% 看護師回答：42.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：62.9% 看護師回答：73.7% 【日本医師会調査】医師回答：53.7% 看護師回答：59.9%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：4課程 【（平成23年度）業務試行事業】5施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 医師のみが実施可能なレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 専門医が実施可能なレベル </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px; font-size: small;"> 実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;"> 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①臨時薬剤（胃粘膜保護剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（胃粘膜保護剤）の変更の提案	行為番号： 158								
1. 行為の概要									
①胃粘膜保護剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②胃粘膜保護剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 老人保健施設において夜間に胃痛を訴える利用者に対し、プロトコールに基づき、触診等で身体所見を確認し、事前に指示のある胃粘膜保護剤を使用する。 ○ 老健施設において夜間に胃痛を訴える利用者に対し、事前に指示のある胃粘膜保護剤を使用するが症状が改善しない場合に、触診等で身体所見を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：20.7% 看護師回答：44.4% 【日本医師会調査】医師回答：30.5% 看護師回答：46.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：66.6% 看護師回答：73.9% 【日本医師会調査】医師回答：54.2% 看護師回答：59.9%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】6施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> -----○----- </td> <td style="padding: 2px;"> ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----○-----	-----				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半端だが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----○-----	-----								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（整腸剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（整腸剤）の変更の提案	行為番号：159										
1. 行為の概要											
①整腸剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②整腸剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 在宅において寝たきりの患者に対し、食事内容の調整後も排便コントロールが不良であるため、プロトコールに基づき、腹部所見等の身体所見を確認し、事前に指示のある整腸剤を使用する。 ○ 在宅において寝たきりの患者に対し、食事内容の調整や事前に指示のある整腸剤を使用しても排便コントロールが不良であるため、腹部所見等の身体所見を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：23.5% 看護師回答：48.7% 【日本医師会調査】医師回答：32.2% 看護師回答：48.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：71.2% 看護師回答：79.0% 【日本医師会調査】医師回答：56.3% 看護師回答：62.2%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】4施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ① 臨時薬剤（制吐剤）の選択・使用 ② 臨時薬剤（制吐剤）の変更の提案	行為番号： 160										
1. 行為の概要											
①制吐剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②制吐剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 化学療法中で副作用に伴う嘔気症状が強い患者に対し、冷罨法の実施や安楽な体位を工夫しながら、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある制吐剤を使用する。 ○ 嘔気症状で救急外来を受診した患者に対し、安楽な体位を工夫しながら、身体所見や検査結果等を確認後、制吐剤の使用について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：30.6% 看護師回答：53.9% 【日本医師会調査】医師回答：35.7% 看護師回答：50.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：69.5% 看護師回答：78.3% 【日本医師会調査】医師回答：54.6% 看護師回答：61.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：3 課程 臨地実習で実施：4 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】3 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（止痢剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（止痢剤）の変更の提案	行為番号：161										
1. 行為の概要											
①止痢剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②止痢剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 副作用による下痢症状が続いている化学療法中の患者に対して、温罨法等を施行しても苦痛症状が改善しないため、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある止痢剤を使用する。 ○ 副作用による下痢症状が続いている化学療法中の患者に対して、温罨法等を施行し事前に指示のある止痢剤を使用しても症状が改善しない場合、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：26.2% 看護師回答：51.4% 【日本医師会調査】医師回答：33.4% 看護師回答：49.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：66.7% 看護師回答：77.9% 【日本医師会調査】医師回答：54.1% 看護師回答：61.3%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：3課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】1施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①臨時薬剤（鎮痛剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（鎮痛剤）の変更の提案	行為番号： 162										
1. 行為の概要											
①鎮痛剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②鎮痛剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 術後患者の創部痛に対し、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある鎮痛剤を使用する。 ○ 尿路結石の患者に対し、事前に指示のある鎮痛剤を使用しても苦痛症状が緩和されないため、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：34.9% 看護師回答：57.2% 【日本医師会調査】医師回答：40.0% 看護師回答：55.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：66.3% 看護師回答：77.5% 【日本医師会調査】医師回答：52.7% 看護師回答：61.7%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：4課程 【（平成23年度）業務試行事業】6施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ① 臨時薬剤（解熱剤）の選択・使用 ② 臨時薬剤（解熱剤）の変更の提案	行為番号： 163								
1. 行為の概要									
①解熱剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②解熱剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 肺炎の患者に対して、発熱による酸素消費量を抑えるために、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある解熱剤を使用する。 ○ 術後に発熱した患者に対し、身体所見や検査結果等を確認後、血圧の低下が予測されたため、薬剤の種類の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：37.1% 看護師回答：58.0% 【日本医師会調査】医師回答：42.6% 看護師回答：56.1% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：69.1% 看護師回答：77.8% 【日本医師会調査】医師回答：55.2% 看護師回答：62.7%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			-----
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----			-----						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> <td style="text-align: center;"> ----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○-----		-----	-----
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
-----○-----		-----	-----						
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①臨時薬剤（去痰剤（小児））の選択・使用 ②臨時薬剤（去痰剤（小児））の変更の提案	行為番号： 164								
1. 行為の概要									
①患児の去痰剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②患児の去痰剤について、患児の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 人工呼吸器装着中の患児に対して、喀痰があるが喀出が不十分で困難な場合に、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある去痰剤を使用する。 ○ 肺炎又は上気道炎等の呼吸器疾患で入院中の患児に対して、事前に指示のある去痰剤を使用するが症状が改善しない場合に、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：16.4% 看護師回答：38.5% 【日本医師会調査】医師回答：21.6% 看護師回答：32.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：55.3% 看護師回答：57.4% 【日本医師会調査】医師回答：41.8% 看護師回答：40.3%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：0課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 看護師の特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 医師のみが実施可能なレベル </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（抗けいれん剤（小児））の選択・使用 ②臨時薬剤（抗けいれん剤（小児））の変更の提案	行為番号：165								
1. 行為の概要									
①患児の抗けいれん剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②患児の抗けいれん剤について、患児の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 熱性けいれんの既往がある入院中の患児（乳幼児）が急に発熱した場合に、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある抗けいれん剤を使用する。 ○ 発熱に伴うけいれんで搬送されてきた熱性けいれんの既往がある再来患児（乳幼児）に対して、事前に指示のある抗けいれん剤を使用しても、症状の改善がなかったことを家族から聴取した場合に、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：15.5% 看護師回答：36.7% 【日本医師会調査】医師回答：22.0% 看護師回答：34.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：42.5% 看護師回答：50.1% 【日本医師会調査】医師回答：30.4% 看護師回答：34.6%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：78、114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">診療個々の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療個々の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
診療個々の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①臨時薬剤（インフルエンザ薬）の選択・使用 ②臨時薬剤（インフルエンザ薬）の変更の提案	行為番号： 166								
1. 行為の概要									
①インフルエンザ薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②インフルエンザ薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 老人保健施設においてインフルエンザを発症した入所者と同室の入所者に対し、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のあるインフルエンザ薬を使用する。 ○ 老人保健施設においてインフルエンザを発症した入所者に対し、嚥下機能等の身体所見を確認後、事前に指示のあるインフルエンザ薬の種類の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：10.3% 看護師回答：30.2% 【日本医師会調査】医師回答：19.1% 看護師回答：34.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：45.7% 看護師回答：51.6% 【日本医師会調査】医師回答：32.8% 看護師回答：40.9%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】2施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル			診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル		
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ① 臨時薬剤（外用薬）の選択・使用 ② 臨時薬剤（外用薬）の変更の提案	行為番号： 167										
1. 行為の概要											
①外用薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②外用薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 褥瘡及び慢性創傷処置の一環として、プロトコールに基づき、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果等を確認し、事前に指示のある外用薬を使用する。 ○ 皮膚の発赤に加え、びらんのある患者に対して、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果等を確認後、事前に指示のある外用薬の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：37.0% 看護師回答：57.8% 【日本医師会調査】医師回答：43.7% 看護師回答：58.1% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：75.0% 看護師回答：82.3% 【日本医師会調査】医師回答：59.9% 看護師回答：67.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4課程 臨地実習で実施：4課程 【（平成23年度）業務試行事業】11施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：79、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（創傷被覆材：ドレッシング材）の選択・使用 ②臨時薬剤（創傷被覆材：ドレッシング材）の変更の提案	行為番号：168				
1. 行為の概要					
①創傷被覆材について、プロトコールに基づき、事前に指示のある被覆材を選択し、実施のタイミングを判断して使用する。 ②創傷被覆材について、患者の状態や被覆材の効果を把握し、種類の変更について医師に提案する。					
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載					
○ 縫合処置に関連する創傷管理の一環として、プロトコールに基づき、身体所見（創傷の状態等）や検査結果等を確認し、事前に指示のある創傷被覆材（ドレッシング材）の特性を把握した上で使用する。 ○ 褥瘡、下腿潰瘍等の慢性創傷を有する患者の創傷処置の一環として、身体所見（創傷の状態等）や検査結果等を確認し、事前に指示のある創傷被覆材（ドレッシング材）の特性を把握した上で、医師に創傷被覆材（ドレッシング材）の種類の変更を提案する。					
3. 現行法令における位置づけ					
特に位置づけはなされていない。					
4. 看護師の実施状況：調査結果より					
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：44.4% 看護師回答：73.4% 【日本医師会調査】医師回答：47.5% 看護師回答：63.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：80.4% 看護師回答：90.7% 【日本医師会調査】医師回答：61.9% 看護師回答：69.8%					
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数					
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4課程 臨地実習で実施：4課程 【（平成23年度）業務試行事業】9施設					
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照					
看護基礎教育：79、114、115					
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①					
7. 評価項目					
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル		
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の差があるが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル		
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）				

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ① 臨時薬剤（睡眠剤）の選択・使用 ② 臨時薬剤（睡眠剤）の変更の提案	行為番号： 169										
1. 行為の概要											
①睡眠剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②睡眠剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 病院や施設において不眠を訴える患者や利用者に対し、プロトコールに基づき、身体所見や心理状態等を確認して事前に指示のある睡眠剤を使用する。 ○ 病院や施設において不眠を訴える患者や利用者に対し、事前に指示のある睡眠剤を使用しても症状の改善がない場合に、身体所見や心理状態等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：31.8% 看護師回答：52.7% 【日本医師会調査】医師回答：37.4% 看護師回答：51.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：58.8% 看護師回答：69.2% 【日本医師会調査】医師回答：42.7% 看護師回答：51.9%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】6 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（抗精神病薬）の選択・使用 ②臨時薬剤（抗精神病薬）の変更の提案	行為番号：170								
1. 行為の概要									
①抗精神病薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②抗精神病薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 極度の興奮状態及び多動を生じた老人保健施設等の入所者に対して、プロトコールに基づき、身体所見等を確認して、事前に指示のある抗精神病薬を使用する。 ○ 極度の興奮状態及び多動を生じた術後患者に対して、事前に指示のある抗精神病薬を使用しても症状の改善がない場合に、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：15.3% 看護師回答：39.4% 【日本医師会調査】医師回答：24.3% 看護師回答：40.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：34.8% 看護師回答：50.0% 【日本医師会調査】医師回答：26.1% 看護師回答：36.8%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】1 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：78、114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----○----- </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	-----○-----			
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
-----○-----									
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> -----⊕----- </td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	-----⊕-----		診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
-----⊕-----									
診療計画の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル							
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） 又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（抗不安薬）の選択・使用 ②臨時薬剤（抗不安薬）の変更の提案	行為番号：171										
1. 行為の概要											
①抗不安薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②抗不安薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 極度の不安及び緊張がみられる老人保健施設等の入所者に対して、プロトコールに基づき、病歴・既往歴、身体所見や心理状態、検査結果等を確認して事前に指示のある抗不安薬を使用する。 ○ 極度の不安及び緊張がみられるがん終末期の患者に対して、事前に指示のある抗不安薬を使用するが症状の改善がない場合に、身体所見や心理状態、検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：19.4% 看護師回答：41.2% 【日本医師会調査】医師回答：28.2% 看護師回答：42.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：41.9% 看護師回答：52.8% 【日本医師会調査】医師回答：32.0% 看護師回答：40.1%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：4課程 【（平成23年度）業務試行事業】4施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） 又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（ネブライザーで使用する薬剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（ネブライザーで使用する薬剤）の変更の提案	行為番号：172								
1. 行為の概要									
①ネブライザーで使用する薬剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断してネブライザーを実施する。 ②ネブライザーで使用する薬剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 高齢の術後の患者に対し、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果（胸部 X 線画像等）等を確認して、事前に指示のある薬剤を使用しネブライザーを実施する。 ○ 救急外来において、喘息発作の患児に対して、事前に指示のあるネブライザーを使用しても、症状の改善がなかったことを家族から聴取した場合に、身体所見や検査結果（胸部 X 線画像等）等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：26.8% 看護師回答：36.0% 【日本医師会調査】医師回答：24.9% 看護師回答：36.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：70.2% 看護師回答：74.0% 【日本医師会調査】医師回答：44.2% 看護師回答：50.7%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：4 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"></td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル			診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル		
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（感染徴候時の薬物（抗菌薬等））の 選択・使用 ②臨時薬剤（感染徴候時の薬物（抗菌薬等））の 変更の提案	行為番号：173										
1. 行為の概要											
①感染徴候時の薬物について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②感染徴候時の薬物について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 老人保健施設において入所者に微熱や尿混濁をみとめ、過去にも尿路感染症を発症していることから、プロトコールに基づき、身体所見等を観察して、事前に指示のある抗菌薬を使用する。 ○ 在宅において誤嚥性肺炎の既往がある高齢者に対し、身体所見を確認後、感染徴候の他に喘鳴も認めため、薬剤の併用について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：4.8% 看護師回答：13.1% 【日本医師会調査】医師回答：6.7% 看護師回答：11.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：27.2% 看護師回答：32.2% 【日本医師会調査】医師回答：12.8% 看護師回答：15.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】7施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期において多くの判断に伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期において多くの判断に伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期において多くの判断に伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル										
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） 又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（抗菌薬）の開始時期の決定 ②臨時薬剤（抗菌薬）の変更時期の提案	行為番号：174										
1. 行為の概要											
①抗菌薬について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②抗菌薬について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 化学療法中で好中球減少が認められた患者が 38℃台に発熱したため、プロトコールに基づき、培養検査を実施し、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示がある抗菌薬を使用する。 ○ 感染徴候の改善がない場合、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更と時期を提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.4% 看護師回答：7.1% 【日本医師会調査】医師回答：3.5% 看護師回答：5.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：23.8% 看護師回答：28.9% 【日本医師会調査】医師回答：9.4% 看護師回答：11.7%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：3 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】4 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：95、97、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①、与薬の技術⑦											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が示され、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が示され、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が示され、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） 又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の病態に応じた調整 ②投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の変更の提案	行為番号：175										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、投与中の糖質輸液、電解質輸液について、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ②投与中の糖質輸液、電解質輸液について、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 在宅において感冒により経口摂取量が少ない患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づき、食事の摂取状況、身体所見や検査結果（血糖値等）等を確認して、輸液の投与量を変更する。 ○ 術後に尿量が少なく血圧が低い患者に対して、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
○ 医師及び医療関係者と事務職員等との間で役割分担の推進について （平成19.12.28 医政発1228001 各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知） 薬剤投与量の調整／静脈注射及び留置針によるルート確保 一診療の補助として看護師の実施を認める											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：9.9% 看護師回答：27.7% 【日本医師会調査】医師回答：20.5% 看護師回答：39.0% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：52.6% 看護師回答：59.8% 【日本医師会調査】医師回答：35.7% 看護師回答：45.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】3施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：5、7、12、70、95 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） 又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①血中濃度モニタリングに対応した抗不整脈剤の使用 ②血中濃度モニタリングに対応した抗不整脈剤の提案	行為番号：176										
1. 行為の概要											
① 医師の指示の下、投与中の抗不整脈剤について、薬剤血中濃度検査（TDM）結果から、プロトコールに基づき、投与量の調整の程度・タイミングを判断し、実施する。 ② 投与中の抗不整脈剤について、薬剤血中濃度検査（TDM）結果から、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 抗不整脈剤を持続点滴中の術後患者に対し、医師の指示の下、投与中の抗不整脈剤について、薬剤血中濃度検査（TDM）結果をもとに、プロトコールに基づき、抗不整脈剤の投与量を調整する。 ○ 外来において不整脈で治療中の患者に対し投与中の抗不整脈剤について、実施した薬剤血中濃度検査（TDM）結果をもとに、患者の生活状況や身体所見等を確認後、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.2% 看護師回答：18.5% 【日本医師会調査】医師回答：6.6% 看護師回答：18.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：22.0% 看護師回答：30.6% 【日本医師会調査】医師回答：9.4% 看護師回答：14.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、78、81、95、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①⑦											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①化学療法副作用出現時の症状緩和の薬剤選択、処置 ②化学療法副作用出現時の症状緩和の薬剤の変更の提案	行為番号：177										
1. 行為の概要											
①化学療法による副作用出現時に、症状緩和のために、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用し、処置を実施する。 ②化学療法による副作用出現時に、症状緩和のために、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 化学療法の副作用として悪心・嘔吐がみられる患者に対して、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある制吐剤を使用する。 ○ 化学療法の副作用として口腔粘膜の潰瘍、それに伴う疼痛等の口腔粘膜炎症状がみられる患者に対して、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、事前に指示のある鎮痛剤に薬剤を併用することを医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：8.7% 看護師回答：27.9% 【日本医師会調査】医師回答：10.1% 看護師回答：23.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：42.5% 看護師回答：57.5% 【日本医師会調査】医師回答：18.1% 看護師回答：23.3%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：95、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

医行為分類検討シート（案）

行為名：①抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施 ②抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の変更の提案	行為番号：178										
1. 行為の概要											
①医師の指示の下、抗癌剤等の皮膚漏出時に、プロトコールに基づき、解毒に適した副腎皮質ステロイド薬の投与量の調整の程度・タイミングを判断し、局所注射を実施する。 ②抗癌剤等の皮膚漏出時に、患者の状態や薬剤の効果を把握し、解毒に適した副腎皮質ステロイド薬の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 化学療法中に抗癌剤が皮膚漏出した患者に対して、医師の指示の下、漏出時直後の対処の一環として、プロトコールに基づき、身体所見及び漏出した薬剤の種類、漏出量や範囲を確認し、副腎皮質ステロイド薬の局所注射（皮下注射）を実施する。 ○ 化学療法中に抗癌剤が皮膚漏出し、副腎皮質ステロイド薬を投与中の患者に対して、身体所見（漏出量や範囲等）を確認後、皮膚や皮下組織に対する組織障害を予測し、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.7% 看護師回答：8.2% 【日本医師会調査】医師回答：4.8% 看護師回答：8.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：42.3% 看護師回答：43.7% 【日本医師会調査】医師回答：14.4% 看護師回答：15.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、81、84、92、95、96、113、114 新人看護職員研修：創傷管理技術①、与薬の技術②③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断・画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断・画像の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①放射線治療による副作用出現時の外用薬の選択・使用 ②放射線治療による副作用出現時の外用薬の変更の提案	行為番号： 179										
1. 行為の概要											
①放射線療法による副作用出現時に、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②放射線療法による副作用出現時に、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 放射線療法の副作用として、照射部位の発赤及び掻痒感等の皮膚炎症状がみられる患者に対して、プロトコールに基づき、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果等を確認して、事前に指示のある外用薬（軟膏等）を使用する。 ○ 放射線療法の副作用として、照射部位の発赤及び掻痒感等の皮膚炎症状がみられる患者に対して事前に指示のある外用薬（軟膏等）を使用するが症状が変わらない場合に、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：5.0% 看護師回答：13.0% 【日本医師会調査】医師回答：5.6% 看護師回答：11.1% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：50.4% 看護師回答：58.1% 【日本医師会調査】医師回答：23.1% 看護師回答：25.7%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、114、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） 又は一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①副作用症状による薬剤の投与量の調整 ②副作用症状の確認による薬剤の変更の提案	行為番号： 180										
1. 行為の概要											
① 投与中または新たに投与を開始された薬剤について、副作用症状を認めた場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、症状に応じて、投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。 ② 投与中または新たに投与を開始された薬剤について、副作用症状を認めた場合、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ プロポフォールの持続点滴により鎮静を実施している患者に対し、血圧の低下を認めた場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、プロポフォールの投与量を減量する。 ○ β遮断薬を使用している患者が目眩やふらつき、徐脈を認めた場合、患者の生活状況、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
○ 医師及び医療関係者と事務職員等との間等での役割分担の推進について（平成19年12月28日）（医政発第1228001号） 1) 薬剤の投与量の調節 患者に起こりうる病態の変化に応じた医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化に応じた適切な看護を行うことが可能な場合がある。例えば、在宅等で看護にあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調整することは、医師の指示の下で行う看護に含まれるものである。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：3.3% 看護師回答：8.0% 【日本医師会調査】医師回答：4.1% 看護師回答：6.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：30.4% 看護師回答：36.9% 【日本医師会調査】医師回答：12.8% 看護師回答：13.9%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：4課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】 3施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：70、78～81、90～93、95、97、99～100、114、115 新人看護職員研修：与薬の技術⑦～⑨、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護職による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">専門家が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護職による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門家が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護職による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門家が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"></td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル				診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル			
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が要するが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル									
総合評価	①一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：家族計画（避妊）における低用量ピルの提案	行為番号：181										
1. 行為の概要											
家族計画（避妊）目的で、患者の生活状況や身体所見、検査結果等に基づき、低用量ピル投与の適応について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 低用量ピルの使用を希望して産婦人科に受診した患者に対して、家族計画の内容や病歴を聴取し、身体所見や検査結果等を確認後、低用量ピル投与の適応について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：1.9% 看護師回答：4.4% 【日本医師会調査】医師回答：6.3% 看護師回答：7.9% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：46.8% 看護師回答：46.8% 【日本医師会調査】医師回答：28.1% 看護師回答：26.8%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整	行為番号：182										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与量の調整の程度・タイミングを判断し実施する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 術中・術後の鎮痛管理のために、安楽な体位変換等を工夫しつつ、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体症状や検査結果を確認して、硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与量を調整する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：9.0% 看護師回答：18.8%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：22.4% 看護師回答：36.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：49.2% 看護師回答：43.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：27.8% 看護師回答：27.6%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：104、114、115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 自己血糖測定開始の判断	行為番号： 183										
1. 行為の概要											
血糖測定が必要な糖尿病患者に対して、測定回数等とともに、簡易血糖機器を用いた自己血糖測定を開始する時期を判断する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 糖尿病の教育入院中で退院が近づいた患者に対し、退院後も血糖値の定期的な検査が必要な場合に、治療方針を踏まえ、必要に応じて医師に確認・相談しながら、患者の自己管理能力等を系統的に確認し、患者の生活様式に合わせて、測定回数等や自己血糖測定の開始時期を決定する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：8.7% 看護師回答：28.2% 【日本医師会調査】医師回答：7.5% 看護師回答：20.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：58.1% 看護師回答：75.0% 【日本医師会調査】医師回答：30.5% 看護師回答：47.0%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：2 課程 臨地実習で実施：3 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】5 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：98、99、114、117、 新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師の特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- ----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル	-----○----- ----- ----- -----				
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
-----○----- ----- ----- -----											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> -----○----- ----- ----- ----- </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル	-----○----- ----- ----- -----					
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
-----○----- ----- ----- -----											
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①WHO 方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドの投与量調整 ②WHO 方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドローテーションの実施時期の提案	行為番号： 184										
1. 行為の概要											
① がん疼痛治療において、医師の指示の下、WHO 方式がん疼痛治療法に準拠したプロトコールに基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、オピオイドの投与量を調整する。 ② がん疼痛治療において、WHO 方式がん疼痛治療法等に基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、オピオイドローテーション（他のオピオイドへの変更）の実施について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ がん疼痛治療でオピオイド投与中の患者に対して、医師の指示の下、WHO 方式がん疼痛治療法に準拠したプロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、オピオイドの投与量を調整する。 ○ がん疼痛治療でオピオイド投与中の患者に対して、WHO 方式がん疼痛治療法等に基づき、鎮痛効果が不十分であることが確認された場合、身体所見や検査結果等を確認後、オピオイドローテーション（他のオピオイドへの変更）の実施について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：5.0% 看護師回答：11.1% 【日本医師会調査】医師回答：5.1% 看護師回答：10.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：50.7% 看護師回答：62.4% 【日本医師会調査】医師回答：21.9% 看護師回答：26.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78～81、92、93、95、96、100、114～115 新人看護職員研修：与薬の技術⑨、症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①WHO 方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の選択と投与量調整 ②WHO 方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の変更の提案	行為番号： 185
1. 行為の概要	
①がん疼痛治療において、医師の指示の下、WHO 方式がん疼痛治療法に準拠したプロトコールに基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、非オピオイドあるいは鎮痛補助薬を選択し、投与量を調整する。 ②がん疼痛治療において、WHO 方式がん疼痛治療法等に基づき、がん疼痛の強さや副作用症状に応じて、非オピオイドあるいは鎮痛補助薬の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載	
○ がん疼痛治療で非オピオイド投与中の患者に対して、医師の指示の下、WHO 方式がん疼痛治療法に準拠したプロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認し、非オピオイドの投与量を調整する。 ○ がん疼痛治療でオピオイド投与中の患者に対して、WHO 方式がん疼痛治療法等に基づき、鎮痛効果が不十分であることが確認された場合、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。	
3. 現行法令における位置づけ	
特に位置づけはなされていない。	
4. 看護師の実施状況：調査結果より	
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：6.0% 看護師回答：12.9% 【日本医師会調査】医師回答：5.8% 看護師回答：11.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：53.9% 看護師回答：64.5% 【日本医師会調査】医師回答：24.7% 看護師回答：28.9%	
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数	
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：3 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】2 施設	
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照	
看護基礎教育：78～81、92、93、95、96、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①	
7. 評価項目	
行為の難易度	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル 看護師が特定の領域における経験及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル 医師のみが実施可能なレベル 専門医が実施可能なレベル
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル 診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル 高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： ①がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の選択と評価の補助 ②がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の変更の提案	行為番号： 186										
1. 行為の概要											
①がんの転移、浸潤を伴う苦痛症状に対し、患者の痛みや副作用に応じて、事前に指示のある薬剤を選択し、使用後に医師の診断に必要な効果判定を行う。 ②がんの転移、浸潤を伴う苦痛症状に対し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ がんの転移、浸潤を伴う苦痛症状があるがん患者に対し、患者の痛みや副作用に応じた身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示がある薬剤を選択し、使用後に医師の診断に必要な効果判定を行う。 ○ がんの転移、浸潤を伴う苦痛症状があるがん患者に対し、事前に指示のある薬剤を使用するが症状の改善がない場合に、患者の痛みや副作用に応じて身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の種類について医師に提案する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：4.6% 看護師回答：10.4% 【日本医師会調査】医師回答：3.5% 看護師回答：8.2% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：47.9% 看護師回答：60.5% 【日本医師会調査】医師回答：17.4% 看護師回答：24.5%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：0課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78～81、92、93、95、96、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における総論及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断を伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：訪問看護の導入の提案	行為番号：187										
1. 行為の概要											
呼吸機能や運動機能が低下したまま、または、それらの機能が低下するリスクが高い状態で在宅療養に移行する場合等に、患者の病状やQOLに応じて、医師やケアマネジャーに訪問看護の導入を提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 在宅療養を希望した患者に対し、患者の病状や患者及び家族の希望等に応じてQOLをアセスメントするとともに適切なケアの必要性を判断し、医師やケアマネジャーに訪問看護の導入を提案する。</p> <p>○ 在宅において人工呼吸器が必要になったALS患者に対し、患者の呼吸機能や運動機能等の低下に伴う看護ケアの内容や患者の生活環境に適した目標等について判断し、医師やケアマネジャーに訪問看護の導入を提案する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：4.6% 看護師回答：10.4% 【日本医師会調査】医師回答：3.5% 看護師回答：8.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：47.9% 看護師回答：60.5% 【日本医師会調査】医師回答：17.4% 看護師回答：24.5%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度)養成調査試行事業】 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：0課程</p> <p>【(平成23年度)業務試行事業】0施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：5、29、71											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を 修了後、新人研修を経 て自律した実施が可 能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師の特定の領域こ おける経験及びQJIT等 による研修を経て実施 が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習 等を経て看護師による実施が 可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可 能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可 能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;"> -----⊕----- </td> </tr> </table>	看護師養成課程を 修了後、新人研修を経 て自律した実施が可 能となるレベル	看護師の特定の領域こ おける経験及びQJIT等 による研修を経て実施 が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習 等を経て看護師による実施が 可能となるレベル	医師のみが実施可 能なレベル	専門医が実施可 能なレベル	-----⊕-----				
看護師養成課程を 修了後、新人研修を経 て自律した実施が可 能となるレベル	看護師の特定の領域こ おける経験及びQJIT等 による研修を経て実施 が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習 等を経て看護師による実施が 可能となるレベル	医師のみが実施可 能なレベル	専門医が実施可 能なレベル							
-----⊕-----											
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判 断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応する レベル</td> <td style="width: 55%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示 内容を判断する必要がある レベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">診療計画の立案等 診療内容の決定に 関わり医師が実施 するレベル</td> <td style="width: 55%; padding: 2px;">高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> -----○----- </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判 断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応する レベル	複合的な要素を勘案して指示 内容を判断する必要がある レベル	診療計画の立案等 診療内容の決定に 関わり医師が実施 するレベル	高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル	-----○-----					
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判 断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応する レベル	複合的な要素を勘案して指示 内容を判断する必要がある レベル	診療計画の立案等 診療内容の決定に 関わり医師が実施 するレベル	高度な判断を要 する治療方針の決 定等、医師が実施 するレベル								
-----○-----											
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：日々の病状、経過の時間をかけた補足説明	行為番号：188										
1. 行為の概要											
現在の症状や実施されている治療・処置の概要、今後予想される経過や主要な問題点、患者に見込まれる回復の程度やそれまでの期間等について、医師が説明後、病歴や病態、検査結果、治療方針等に基づき、治療や検査、療養生活等における疑問や不安を解決できるよう、十分な時間をかけて補足的に説明する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 病状や経過に対して、不安や疑問を持っていると判断した患者や家族に対し、傾聴及び受容、共感的態度等を実践しながら、医師による説明や記録等に則り、理解度にあわせて補足的に説明を行う。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：43.5% 看護師回答：59.0%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：44.8% 看護師回答：48.2%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：83.0% 看護師回答：81.9%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：70.6% 看護師回答：68.1%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成22年度)養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：5課程 臨地実習で実施：9課程</p> <p>【(平成23年度)業務試行事業】0施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：なし											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診察問書の立案等</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;"></td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル			診察問書の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル			
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル										
診察問書の立案等	診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル									
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：リハビリテーション （嚥下、呼吸、運動機能向上等）の提案	行為番号：189										
1. 行為の概要											
器質的障害や機能的障害により、嚥下機能、呼吸機能や運動機能が低下している場合、またはそれらの機能が低下するリスクがある場合、患者に適切なリハビリテーション内容や開始のタイミング等について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療等により安静が必要な高齢患者に対し、日常生活動作時の状態等から呼吸機能や運動機能の低下のリスクを認めた場合、患者の安静度等を考慮した上で、退院後の患者の生活環境に適した目標及び患者に必要なリハビリテーション内容、開始のタイミングについて医師に提案する。 ○ 治療等により長期にわたって経口摂取が不可能であった患者に対し、食事介助等を通して、器質的障害や機能的障害による嚥下機能の低下を認めた場合、嚥下訓練の開始のタイミングについて医師に提案する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：16.5% 看護師回答：33.1% 【日本医師会調査】医師回答：15.4% 看護師回答：25.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：78.1% 看護師回答：84.6% 【日本医師会調査】医師回答：51.2% 看護師回答：59.2% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成22年度）養成調査試行事業】 <ul style="list-style-type: none"> 演習で実施：1課程 臨地実習で実施：3課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：29、40											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：整形外科領域の補助具の提案	行為番号：190										
1. 行為の概要											
整形外科領域の補助具（杖、松葉杖、歩行器、車椅子等の日常生活用具）について、移動距離及び範囲、又は移動後に行う排泄行為、整容行為等の日常生活動作の一連を考慮した上で、病状及び残存する身体能力、又は住居環境に応じて、自立の援助に必要なかつ適切な補助具を提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃用性の筋力低下がみられる在宅高齢者に対して、移動距離及び範囲、又は移動後に行う日常生活動作の一連を考慮した上で、住居環境や身体能力を確認して、適切な補助具を医師に提案する。 ○ 疼痛又は筋力低下等で下肢に十分な荷重がかけられない術後患者に対して、移動距離及び範囲、又は移動後に行う日常生活動作の一連を考慮した上で、住居環境や身体能力を確認して、適切な補助具を医師に提案する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：6.8% 看護師回答：7.4% 【日本医師会調査】医師回答：7.6% 看護師回答：10.4% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：57.5% 看護師回答：54.7% 【日本医師会調査】医師回答：28.3% 看護師回答：32.6% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 <ul style="list-style-type: none"> 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：29											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診察個室の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察個室の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診察個室の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：運動指導の提案	行為番号：191										
1. 行為の概要											
身体能力の維持及び回復、又は生活・保健指導の一環として、理学療法士・健康運動指導士による指導の必要性を判断し、医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃用性の筋力低下がみられる在宅高齢者等に対して、生活行動や住居環境、身体能力を確認後、理学療法士による指導の必要性について医師に提案する。 ○ 生活習慣病予防の保健指導の一環として、身体所見や検査結果、生活行動や生活環境等を確認後、健康運動指導士による指導の必要性について医師に提案する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：9.3% 看護師回答：15.1% 【日本医師会調査】医師回答：7.8% 看護師回答：11.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：76.5% 看護師回答：74.7% 【日本医師会調査】医師回答：38.3% 看護師回答：41.0% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成 22 年度）養成調査試行事業】 <ul style="list-style-type: none"> 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：29											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：他科への診療依頼	行為番号：192										
1. 行為の概要											
病状に応じて、他科の診療の必要性について、医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 手術後、抗がん剤治療による嘔気のため食事が摂取できず、体重減少が見られる患者に対して、口腔ケア実施時に義歯が合わなくなっていることに気づき、歯科診療の必要性について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：3.7% 看護師回答：10.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：5.0% 看護師回答：10.8%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：35.6% 看護師回答：43.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：21.4% 看護師回答：25.0%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：2課程 臨地実習で実施：4課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：111～115											
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①②											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：他科・他院への診療情報提供書作成 （紹介および返信）	行為番号：193										
1. 行為の概要											
医師に確認・相談しながら、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的で診療情報提供書を作成する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 外来において、糖尿病患者の合併症を評価する眼底検査を依頼するため、医師に確認・相談しながら、診療の内容をまとめ診療情報提供書を作成する。											
3. 現行法令における位置づけ											
○ 医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推定について [医師法]（平成19年12月28日）（医政発第1228001号）（各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）(1) 医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担 1) 書類作成等 書類作成に係る事務については、例えば、診断書や診療録のように医師の診察等を経た上で作成される書類は、基本的に医師が記載することが想定されている。しかしながら、①から③に示すとおり、一定の条件の下で、医師が代わって事務職員が記載等を代行することも可能である。ただし、医師や看護師等の医療関係職については、法律において、守秘義務が規定されていることを踏まえ、書類作成における記載等を代行する事務職員については、雇用契約において同趣旨の規定を設けるなど個人情報の取り扱いについては十分留意するとともに、医療の質の低下を招かないためにも、関係する業務について一定の知識を有した者が行うことが望ましい。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.0% 看護師回答：4.5% 【日本医師会調査】医師回答：1.9% 看護師回答：2.6%											
◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：32.7% 看護師回答：26.7% 【日本医師会調査】医師回答：21.1% 看護師回答：15.6%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：3 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：該当なし 新人看護職員研修：該当なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師の特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師の特定の領域における経験及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半々が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

医行為分類検討シート（案）

行為名：在宅で終末期ケアを実施してきた患者の死亡確認	行為番号：194										
1. 行為の概要											
訪問看護等で在宅での療養を支援していた終末期患者に対し、医師の指示の下、予測された終末期の過程を経た後に自発呼吸の停止、聴診による心拍の停止、瞳孔の対光反射消失を確認し、かつ、異状所見を認めない場合、プロトコールに基づき患者の死亡を確認して、医師に報告する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 終末期を在宅での療養を選択した患者やその家族に対し、医師の指示の下、事前に予測される患者の死までの過程について説明し、予測された経過を経た後に、自発呼吸の停止、聴診による心拍の停止、瞳孔の対光反射消失の死の三徴候を一定時間確認できた場合、プロトコールに基づき患者の死亡を確認する。											
3. 現行法令における位置づけ											
○ 医師法 第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。 ○ 保健師助産師看護師法 第四十条 助産師は、自ら分娩の介助又は死胎の検案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：2.2% 看護師回答：4.0% 【日本医師会調査】医師回答：2.3% 看護師回答：1.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：39.6% 看護師回答：31.1% 【日本医師会調査】医師回答：23.2% 看護師回答：14.4%											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における総論及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における総論及びQJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 34%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 34%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 退院の全体サマリーの作成	行為番号： 195								
1. 行為の概要									
医師に確認・相談しながら、入院時の症状や所見、入院後の経過、治療内容や治療により生じた日常生活への影響、療養生活上の注意点等の要約を記載した退院サマリーを作成する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 医師に確認・相談しながら、病院等で定められた退院サマリーの書式に則り、病歴や病態、検査結果や治療内容、療養上の注意点等を把握しまとめる。									
3. 現行法令における位置づけ									
○ 医師及び医療関係者と事務職員等との間等での役割分担の推進について〔医師法〕（平成19年12月28日）（医政発第1228001号）（各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知） (1) 医師、看護師等の医療関係者と事務職員等との役割分担 1) 書類作成等 ① 診断書、診療録及び処方せん等の作成 診断書、診療録及び処方せんは、診察した医師が作成する書類であり、作成責任は医師が負うこととされているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することも可能である。また、電磁的記録により作成する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をもって当該署名に代えることができるが、作成者の識別や認証が確実にできるよう、その運用においては「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守されたい。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：8.2% 看護師回答：30.2% 【日本医師会調査】医師回答：22.0% 看護師回答：33.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：44.0% 看護師回答：45.1% 【日本医師会調査】医師回答：39.0% 看護師回答：40.2%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：0課程 臨地実習で実施：1課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114、115 新人看護職員研修：なし									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びPJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半端だが指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名： 患者・家族・医療従事者教育	行為番号： 196										
1. 行為の概要											
医師に確認・相談しながら、患者の病歴、病態、検査結果、治療方針等から、患者・家族に対して療養生活における注意点等について指導を行う。また、医療従事者に対し、患者の指導方法や、より質の高い医療ケアを提供するための教育を行う。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の病態、検査結果や治療方針、家族構成等の療養生活に関する情報等を踏まえて、医師に確認・相談しながら、最も適した指導方法を選択し、療養生活における注意点等の指導を行う。 ○ スタンダードプリコーションの考え方やスタンダードプリコーションに基づく適切な行動等について、研修等の機会に医療従事者に対して教育を行う。 ○ 退院後に介護施設等に入所する場合、医師に確認・相談しながら、患者に有効な行政サービス等に関する情報提供とともに、入所先のクラークや事務職員等に対して、療養生活における注意点等の指導を行う。 											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：44.3% 看護師回答：78.8% 【日本医師会調査】医師回答：39.7% 看護師回答：57.7% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：85.0% 看護師回答：92.1% 【日本医師会調査】医師回答：65.3% 看護師回答：68.3% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：8課程 臨地実習で実施：9課程 【（平成23年度）業務試行事業】 1施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：8、13、26、29、73、88、114、118、125、126、130 新人看護職員研修：食事援助技術①、創傷管理技術②、感染予防技術①②⑤											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：食事指導の提案	行為番号：197								
1. 行為の概要									
治療または生活・保健指導の一環として、医師の指示を効果的に実施するため、食生活行動について栄養士による指導の必要性を判断し、医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病予備軍と診断され、食事指導が必要な患者に対して、食生活等の日常生活行動、身体所見や検査結果等を確認後、栄養士による指導の必要性について医師に提案する。 ○ 生活・保健指導の一環として、高血圧に対する減塩が必要な患者に対して、食生活等の日常生活行動、身体所見や検査結果を確認後、栄養士による指導の必要性について医師に提案する。 									
3. 現行法令における位置づけ									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養士法 第一条第二項 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。 									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：22.7% 看護師回答：35.4% 【日本医師会調査】医師回答：25.5% 看護師回答：36.6% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：86.0% 看護師回答：86.8% 【日本医師会調査】医師回答：62.7% 看護師回答：64.3% 									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：4課程 【（平成23年度）業務試行事業】0施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：5、7～9、12、13、114、115 新人看護職員研修：食事援助技術①、身体計測②									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血圧・体温等の身体所見に基づく介護サービス（入浴、リハビリ等）の実施可否の判断	行為番号：198								
1. 行為の概要									
血圧・体温等の身体所見及び検査所見等に応じて、入浴サービスやリハビリテーション等の介護サービスの実施可否について判断する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
<p>○ 在宅療養中の患者が、高体温から平熱になり状態が安定したため、身体所見及び検査所見等に応じて、入浴サービスの実施可否を必要時医師に確認、相談しながら判断する。</p> <p>○ 血圧の変動がみられる在宅療養中の患者に対して、身体所見及び検査所見等に応じて、デイケアにおけるリハビリの実施可否について、必要時医師に相談、確認しながら判断する。</p>									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：20.5% 看護師回答：45.2%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：20.1% 看護師回答：32.5%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：75.7% 看護師回答：86.3%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：53.8% 看護師回答：61.9%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：114、115									
新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師特定の領域における経験及びOJ等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

医行為分類検討シート（案）

行為名：家族療法・カウンセリングの依頼	行為番号：199								
1. 行為の概要									
病状に応じて、家族療法・カウンセリングの適応と実施について判断し、医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 摂食障害及び不登校がみられる児童とその家族に対して、傾聴及び受容、共感的態度等を実践し心理的援助を行うとともに、病状に応じて、生育歴を含む病歴や家族背景を聴取し、身体所見や検査結果等を確認後、家族療法・カウンセリングの実施の必要性について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
<p>◆現在看護師が実施している割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：22.5% 看護師回答：31.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：22.3% 看護師回答：21.9%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合</p> <p>【研究班調査】医師回答：83.8% 看護師回答：81.5%</p> <p>【日本医師会調査】医師回答：55.4% 看護師回答：55.7%</p>									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
<p>【(平成22年度) 養成調査試行事業】</p> <p>演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成23年度) 業務試行事業】0 施設</p>									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：113～115									
新人看護職員研修：なし									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：認知・行動療法の提案	行為番号：200								
1. 行為の概要									
病状に応じて、認知・行動療法の適応と実施について判断し、医師に提案する。									
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載									
○ 薬物治療を実施しているうつ病患者に対して、傾聴及び受容、共感的態度等を実践し心理的援助を行うとともに、病状に応じて、身体所見や検査結果等を確認後、認知・行動療法の実施について医師に提案する。									
3. 現行法令における位置づけ									
特に位置づけはなされていない。									
4. 看護師の実施状況：調査結果より									
◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：6.1% 看護師回答：13.7% 【日本医師会調査】医師回答：9.9% 看護師回答：11.8% ◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：68.6% 看護師回答：70.1% 【日本医師会調査】医師回答：44.8% 看護師回答：46.8%									
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数									
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：1 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】0 施設									
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照									
看護基礎教育：113～115									
新人看護職員研修：なし									
7. 評価項目									
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">臨床研修医が研修中にて習得できるレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	臨床研修医が研修中にて習得できるレベル				
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	臨床研修医が研修中にて習得できるレベル						
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル				
実施する医行為の内容、実施時期によって多少の判断の半端が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
総合評価	E（医行為に該当しない）								

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：認知・行動療法の実施・評価の補助	行為番号：201										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づいて認知・行動療法を実施するとともに、効果について所見をまとめ、医師の診断を補助する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<p>○ 薬物治療を実施しているうつ病患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて身体所見及び検査所見を確認した上で、認知・行動療法を実施するとともに、効果について所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p> <p>○ 抑うつ感情及び行動意欲の低下がみられるうつ病患者に対して、医師の指示の下、プロトコールに基づいて身体所見及び検査所見を確認した上で認知療法を実施するとともに、不安、怒り等のマイナス感情の変化等について所見をまとめ、医師の診断を補助する。</p>											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<p>◆現在看護師が実施している割合 【研究班調査】医師回答：7.7% 看護師回答：10.5% 【日本医師会調査】医師回答：11.4% 看護師回答：12.3%</p> <p>◆今後看護師が実施可能とした割合 【研究班調査】医師回答：61.9% 看護師回答：62.5% 【日本医師会調査】医師回答：37.6% 看護師回答：41.5%</p>											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：2課程 臨地実習で実施：3課程</p> <p>【（平成23年度）業務試行事業】0施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～114											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半角が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	D（更に検討が必要）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：支持的精神療法の実施の提案	行為番号：202										
1. 行為の概要											
病状に応じて、支持的精神療法の適応と実施について判断し、医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不安性障害の神経症で、症状、苦痛、悩み等の訴えが増している患者に対して、傾聴及び受容、共感的態度等を実践し心理的援助を行うとともに、病状に応じて、身体所見や検査結果等を確認後、支持的精神療法の実施について医師に提案する。 ○ 進行性のがんであることを告知された患者に対して、治療的な関わりを通して傾聴及び受容、共感的態度等を実践するとともに、病状に応じて、身体所見や検査結果等を確認後、支持的精神療法の実施について医師に提案する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：14.6% 看護師回答：14.7% 【日本医師会調査】医師回答：5.9% 看護師回答：5.5% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：69.2% 看護師回答：62.1% 【日本医師会調査】医師回答：31.1% 看護師回答：30.3% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<ul style="list-style-type: none"> 【（平成22年度）養成調査試行事業】 <ul style="list-style-type: none"> 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成23年度）業務試行事業】0 施設 											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：113～115											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：患者の入院と退院の判断	行為番号：203										
1. 行為の概要											
患者の病状が増悪する可能性があり、観察を要する場合や加療が必要である場合等に、家族構成や居住環境等の療養環境を勘案し、患者の入院時期を判断し、医師に提案する。また、患者の病状が改善し、自宅療養が可能である場合、自宅の療養環境を勘案した上で退院のタイミングについての判断を行い、医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 独居の高齢者が熱中症を疑われて来院した場合、加療の必要性を判断するとともに自宅での療養環境をアセスメントし、入院の必要性を医師に提案する。 ○ 手術後の経過が順調でADLも向上しており、患者に合わせた自宅の改修等、療養環境が整った患者に対し、退院のタイミングを判断し医師に提案する。 											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
<ul style="list-style-type: none"> ◆現在看護師が実施している割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：3.1% 看護師回答：4.7% 【日本医師会調査】医師回答：3.7% 看護師回答：6.3% ◆今後看護師が実施可能とした割合 <ul style="list-style-type: none"> 【研究班調査】医師回答：22.0% 看護師回答：31.6% 【日本医師会調査】医師回答：13.5% 看護師回答：14.7% 											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成22年度）養成調査試行事業】 演習で実施：3課程 臨地実習で実施：2課程 【（平成23年度）業務試行事業】 2施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：なし											
新人看護職員研修：なし											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">複眼的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複眼的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複眼的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：熱傷の壊死組織のデブリードマン	行為番号：1001										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、熱傷の程度や熱傷部位の変化を確認し、壊死組織もしくは壊死に陥りそうな組織を除去する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外来において、熱傷の患者に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果等を確認して、熱傷部位の異物や壊死組織を除去する。 ○ 深達性Ⅱ度熱傷までの創面に対して、医師の指示の下、創傷管理の一環として、プロトコールに基づき、身体所見（皮膚の状態等）や検査結果等を確認して、壊死組織もしくは壊死に陥りそうな組織を除去する。 											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【（平成 23 年度）養成調査試行事業】演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】0 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、114、115、125、129											
新人看護職員研修：創傷管理技術①、症状・生体機能管理技術①、感染予防技術①③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価											
特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）											

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：腐骨除去	行為番号：1002										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、壊死を起こし周囲の組織から遊離している骨について、電気メス等を使用して除去する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ 下腿潰瘍の入院患者に対して、医師の指示の下、デブリードマンの一環として、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、壊死して遊離している骨を除去する。											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）養成調査試行事業】演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】1 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、110、114、115、129 新人看護職員研修：創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①、感染予防技術③											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：エスマルヒ、タニケットによる止血処置の実施		行為番号：1003	
1. 行為の概要			
四肢からの出血に対し、医師の指示の下、プロトコールに基づき、出血部の中枢側を駆血帯を用いて緊縛し、止血を行う。			
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載			
○ 救急外来において四肢からの出血を認めた場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、エスマルヒ又はタニケットを用いて止血処置を行う。			
3. 現行法令等における位置づけ			
特に位置づけはなされていない。			
4. 看護師の実施状況：調査結果より			
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数			
【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【(平成 23 年度) 養成調査試行事業】演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：0 課程 【(平成 23 年度) 業務試行事業】6 施設			
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照			
看護基礎教育：110、115 新人看護職員研修：救命救急処置技術⑥			
7. 評価項目			
行為の難易度	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル
	-----○----- ----- -----		
判断の難易度	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル
	-----○----- ----- -----		
総合評価			
一般の医行為 C（行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能）			

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：血管結紮による止血	行為番号：1004										
1. 行為の概要											
医師の指示の下、プロトコールに基づき、出血部位の血管を同定し、血管を結紮し止血する。組織からの出血の場合は、出血点の周囲組織を結紮する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面 ※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 褥創からの出血の圧迫止血が困難な場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、出血している部分の組織を結紮する。 ○ 救急外来で、外傷患者の創面からの出血が持続している場合、医師の指示の下、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認後、出血部位の血管を結紮して止血する。 											
3. 現行法令等における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
<p>【(平成 22 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 養成調査試行事業】 演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：1 課程</p> <p>【(平成 23 年度) 業務試行事業】 0 施設</p>											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：74、76、77、110、114、115、129、130、131 新人看護職員研修：創傷管理技術①、救急救命処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①、感染予防技術③⑤											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師の養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; font-size: small;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 10%; font-size: small;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 25%; font-size: small;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断が半量が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診断書の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	特定行為 B1（行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの）又は B2（行為を実施するタイミング等についての判断の難易度が高いもの）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

医行為分類検討シート（案）

行為名：①臨時薬剤（抗けいれん剤（成人））の選択・使用 ②臨時薬剤（抗けいれん剤（成人））の変更の提案	行為番号：1005										
1. 行為の概要											
①成人患者の抗けいれん剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②成人患者の抗けいれん剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。											
2. 行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示（判断の難易度）との関係等も記載											
○ けいれん発作の既往がある入院患者が急にけいれん発作を起こした場合に、プロトコールに基づき、身体所見や検査結果等を確認して、事前に指示のある抗けいれん剤を使用する。 ○ けいれん発作で救急搬送された再来患者に対して、事前に指示のある抗けいれん剤を使用しても、症状の改善がなかったことを家族から聴取した場合に、身体所見や検査結果等を確認後、薬剤の変更について医師に提案する。											
3. 現行法令における位置づけ											
特に位置づけはなされていない。											
4. 看護師の実施状況：調査結果より											
（この欄は調査結果が記入されていないため、空白のままです）											
5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数											
【（平成 22 年度）養成調査試行事業】演習で実施：0 課程 臨地実習で実施：1 課程 【（平成 23 年度）養成調査試行事業】演習で実施：1 課程 臨地実習で実施：2 課程 【（平成 23 年度）業務試行事業】3 施設											
6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照											
看護基礎教育：78、114、115 新人看護職員研修：症状・生体機能管理技術①											
7. 評価項目											
行為の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">医師のみが実施可能なレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">専門医が実施可能なレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル					
看護師養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル	看護師が特定の領域における経験及びQJIT等による研修を経て実施が可能となるレベル	シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル	医師のみが実施可能なレベル	専門医が実施可能なレベル							
判断の難易度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル						
実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断、半々が指示内容と医行為が1対1で対応するレベル	複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル	診療計画の立案等、診療内容の決定に関わり医師が実施するレベル	高度な判断を要する治療方針の決定等、医師が実施するレベル								
総合評価	①特定行為 B2（行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの） ②E（医行為に該当しない）										

※医行為は医師の指示の下に実施することを前提とする。

分野(領域)の設定と修業期間について

(修業期間)

- 医療現場の各活動領域において実施される特定行為の範囲を踏まえ、
 - ・特定の分野(領域)に限定した特定行為を実施するための修業期間は8ヶ月以上
 - ・特定の分野(領域)を限定せず、幅広い特定行為を実施するための修業期間は2年以上と設定してはどうか。

※必要とする教育内容・単位数等は最小限のものを「教育内容等の基準」として規定する。各教育・研修機関では、「教育内容等の基準」を含めた独自のカリキュラムを策定する。

(分野(領域))

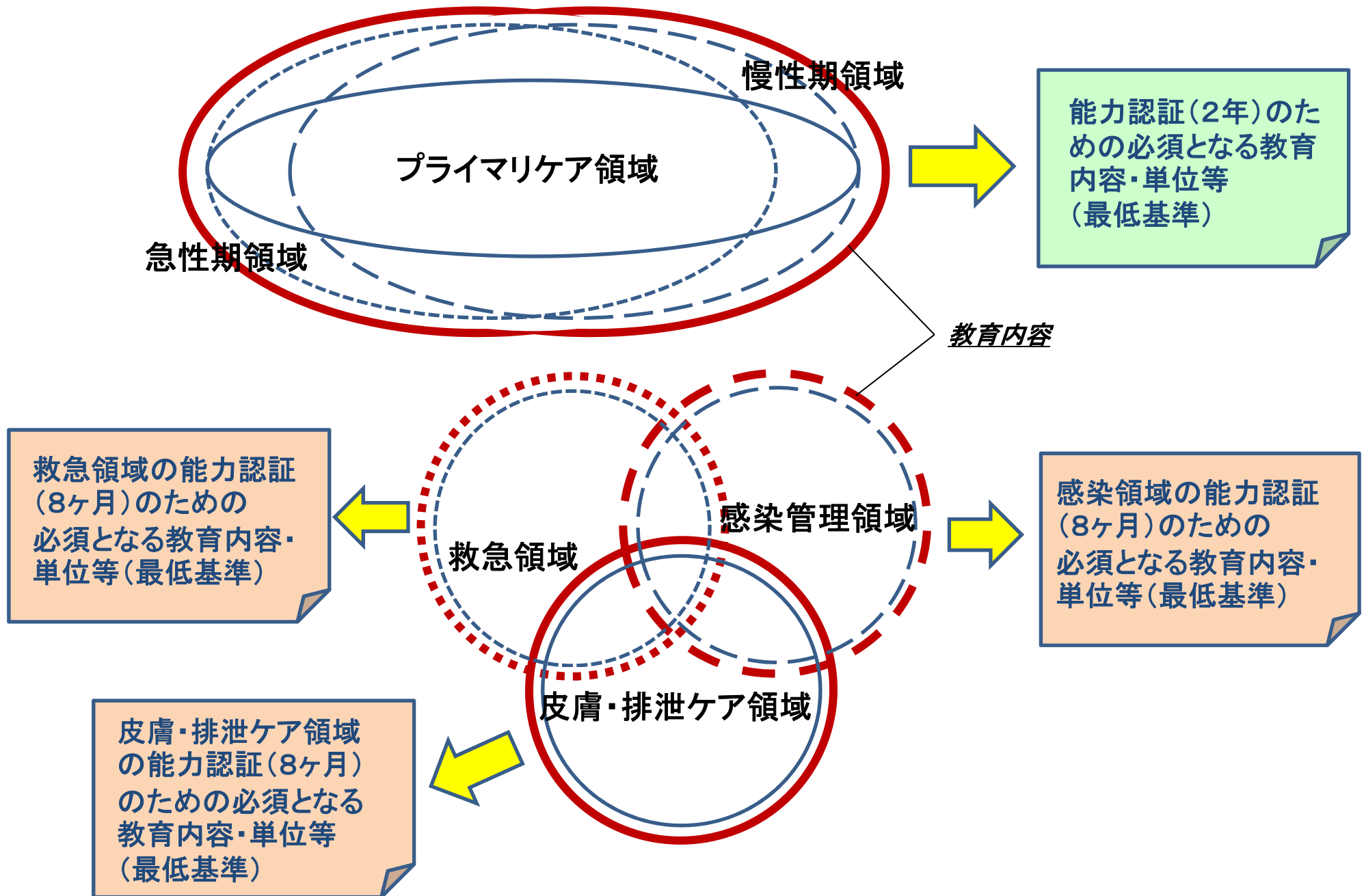
- 特定の分野(領域)に限定した修業期間8ヶ月以上の課程については、養成調査試行事業を踏まえ、「救急」「皮膚・排泄ケア」「感染管理」の分野(領域)を設定してはどうか。

※今後、必要に応じて分野(領域)を追加する。

(教育内容)

- 「看護師の業務における行為の類型に関する整理」(資料1-1 別紙4)を踏まえ、医行為ではないが医行為に付随する行為や治療内容に関わる専門的教育が必要な行為についても、教育内容・単位数等に反映させることとしてはどうか。

特定行為の範囲とそれに対応した教育内容等の設定(イメージ)



2年相当の教育内容等と修了者の活動イメージ

大学院修士課程

※各大学院の自由裁量によりカリキュラムを策定

能力認証のための必須となる教育内容・単位等
【教育内容等の基準】

幅広い特定行為(B1,B2)の実施に必要な知識・技術等

3P科目(フィジカルアセスメント/病態生理学/臨床薬理学)及び十分な指導体制の下での実習等を含む教育内容

医行為ではないが専門的教育が必要な行為(E)の実施に必要な知識・技術等

各大学院の自由裁量で追加可能

各大学院が独自に強化する教育内容

(例)
・慢性期
・プライマリケア
・急性期 等

課程修了 ↓ 能力認証(2年間)

修了者の
主な活動イメージ

多様な分野で幅広い特定行為を含めた実践を行う。

※各大学院が独自に強化した分野の患者を中心としつつ、患者の状態変化等に応じて対象を拡大して活動

8ヶ月相当の教育内容等と修了者の活動イメージ

研修課程

各領域における特定行為(B1,B2)の実施に必要な知識・技術等

3P科目(フィジカルアセスメント/病態生理学/臨床薬理学)及び十分な指導体制の下での実習等を含む教育内容

医行為ではないが専門的教育が必要な行為(E)の実施に必要な知識・技術等

各研修課程の自由裁量で追加可能

救急看護認定看護師養成のための教育内容等

皮膚・排泄ケア認定看護師養成のための教育内容等

感染管理認定看護師養成のための教育内容等

課程修了

8ヶ月間
能力認証
救急領域

課程修了

8ヶ月間
能力認証
・排泄ケア領域
皮膚

課程修了

8ヶ月間
能力認証
感染管理領域

大学院修士課程

※各大学院の自由裁量によりカリキュラムを策定

各領域における特定行為(B1,B2)の実施に必要な知識・技術等

3P科目(フィジカルアセスメント/病態生理学/臨床薬理学)及び十分な指導体制の下での実習等を含む教育内容

医行為ではないが専門的教育が必要な行為(E)の実施に必要な知識・技術等

各大学院の自由裁量で追加可能

専門看護師養成のための教育内容等

課程修了

8ヶ月間
能力認証
〇〇領域

能力認証(8ヶ月)のための
必須となる教育内容・単位等
【教育内容等の基準】

(修了者の主な活動イメージ)
各領域の患者に対して、特定行為を含めた実践を行う。

到達目標・到達度、評価について

(到達目標・到達度)

- 養成課程修了時に特定行為を全て自律して実施できることを到達目標とするのではなく、養成課程では特定行為の実施に必要な基礎的事項を学び、特定行為の実施に必要な基礎的な知識の理解や思考過程及び基礎的な実践能力の習得を目標としてはどうか。

(評価)

- 養成課程における到達度の評価について、実施時期や実施方法など、養成課程で統一的に実施する仕組みが必要ではないか。

(養成課程修了後の研鑽)

- 養成課程修了後、特定行為を含む業務を行うのに必要な知識及び技能に関する研修についてどのように考えるか。

講義や実習における教員・指導者の要件

- 講義や実習を担当・指導する教員の要件について、どのように考えるか。
- 養成調査試行事業の実績を踏まえ、「基礎となる知識」や「技術・能力」等の講義や実習における教員・指導者には、医師や薬剤師など、教育内容に応じた要件を求めることとしてはどうか。
- 特に、特定行為の習得を目指した臨床実習における担当教員・指導者は、医師を中心とすることを規定してはどうか。

能力認証を受けるために必要な教育内容・単位等(2年)イメージ

	到達目標	教育内容	単位数	
基盤理論等となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の社会的背景や心理的状况を把握・評価するために必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 疾病管理に必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 高い臨床実践に伴って生じ得る倫理的諸問題の対処方法を理解する。 	看護実践論、病態理論及び看護・医療倫理を含む内容	(◇)○単位 (時間)	●単位 (■時間) 以上
基礎知識となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高い臨床実践において、患者の訴える症状や身体所見等から正確な症状の評価や臨床推論を実践し、正確かつ適切に一次的鑑別診断を行うための知識を習得する。 ○ 診断に基づく薬物療法の基本を理解し、高い臨床実践において個々の患者の状態に合わせて包括的指示を受けて、薬剤を適切に使用するための知識を習得する。 	解剖生理学、病態生理学、診察・診断・治療学、栄養学及び臨床薬理学を含む内容	(◇)○単位 (時間)	
能力・技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の身体的状態を正確に把握・評価できる。 ○ 臨床推論を行い、包括的指示を受けて疾病の検査・治療を適切に行い、また、薬物療法を安全かつ効果的に実施できる。 ○ 患者の急激な病態変化に対して適切に対応できる。 	フィジカルアセスメント及び診察・診断・治療技術論を含む内容	(◇)○単位 (時間)	
総合的知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病管理を行う上で、多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮できる。 ○ 高い臨床実践に必要とされる医療安全について理解し、率先して実践できる。 	医療管理学、保健医療福祉システム論及び医療安全学を含む内容	(◇)○単位 (時間)	
臨床実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病の治療と療養生活の質の向上の双方の視点を持ち、疾病管理を実践できるよう、高い臨床実践能力に統合する。 	臨床実習	(◇)○単位 (時間)	

能力認証を受けるために必要な教育内容・単位等(8ヶ月:救急領域)イメージ

	到達目標	教育内容	単位数
基盤論と等なる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急患者の社会的背景や心理的状況を把握・評価するために必要な知識及び応用方法を理解できる。 ○ 救急患者の病態管理に必要な知識及び応用方法を理解するとともに、救急現場に特有な倫理的問題や高い臨床実践に伴って生じ得る倫理的諸問題の対処方法を理解できる。 	救急看護実践論、急性期病態理論、看護倫理・医療倫理を含む内容	◇○単位 (時間)
基礎知識となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急領域での高い臨床実践において、患者の訴える症状や身体所見等から正確な症状の評価や臨床推論を実践し、正確かつ適切に一次的鑑別診断を行うための知識を習得する。 ○ 診断に基づく薬物療法の基本を理解し、救急領域での高い臨床実践において個々の患者の状態に合わせて、医師の包括的指示の下、薬剤を適切に使用するための知識を習得する。 	解剖生理学、病態生理学、診察・診断・治療学(救急)、栄養学、救急臨床薬理学を含む内容	◇○単位 (時間)
能力・技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急患者の身体的状態を正確に把握・評価できる。 ○ 救急領域における臨床推論を行い、包括的指示を受けて疾病の検査・治療を適切に行い、また、薬物療法を安全かつ効果的に実施できる。 ○ 救急領域における患者の急激な病態変化に対して適切に対応できる。 	フィジカルアセスメント(救急)、診察・診断・治療技術論(救急)を含む内容	◇○単位 (時間)
総合的知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急領域における疾病管理を行う上で、多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮できる。 ○ 高い臨床実践に必要とされる医療安全について理解し、率先して実践できる。 	救急医療管理学、保健医療福祉システム論、医療安全学を含む内容	◇○単位 (時間)
臨床実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急領域における迅速な治療の開始とその後の療養生活の質の向上についての双方の視点を持ち、疾病管理を実践できるよう、高い臨床実践能力に統合する。 	救急領域における臨床実習	◇○単位 (時間)

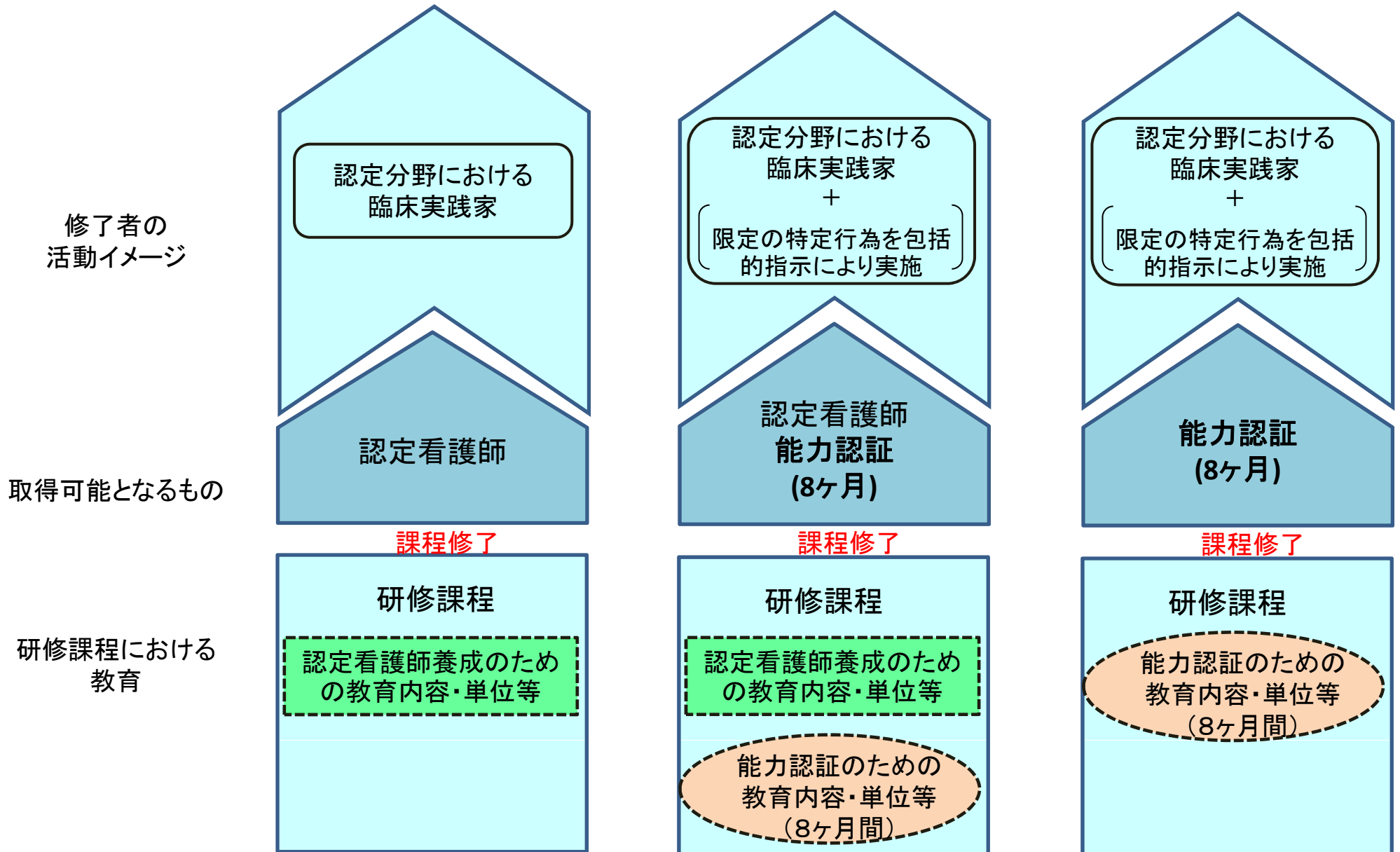
●単位 (■時間) 以上

(参考1) 養成課程と修了者のキャリアパス(イメージ)
 ~大学院修士課程において養成する場合~



※大学院修士課程では、多様な認定・認証等の基準教育課程を盛り込みカリキュラムを策定している

(参考2) 養成課程と修了者のキャリアパス(イメージ)
 ~研修課程等において養成する場合~



カリキュラムについて

<論点(案)>

1. カリキュラム修了時にどの程度の水準の能力の獲得を目標とするのか。
例) 医師の指示を受けて特定行為をすぐに自律して実施することが可能
医師の指示及び指導を受けて特定行為を実施することが可能
2. 必要な能力を獲得するために必須とすべき科目や実習はどうあるべきか。
3. 講義や実習における指導者(教員)の要件についてどう考えるか。
4. カリキュラムに必要な単位数(時間数)、修業期間、分野についてどう考えるか。
5. 既存の高度・専門的な看護師を養成する課程との関係についてどう考えるか。

<特定行為について>

- 難易度が高い行為については、医師が行うべきである。
- 歯科医の歯科診療において、看護師に指示を出す実態があり得るので、口腔外科領域や歯科診療の範囲においては、「歯科医師の指示の下」「歯科診療行為」という文言を入れてもらいたい。
- 薬剤の整理について、用法・用量の変更は処方の一部なので、処方提案にしかない。
- 特定行為の基本的なイメージの概念は、分類を進めながら整理していくものであるが、各ゾーンの境界は明確でなく、グラデーションのイメージである。
- E行為の「判断」についての行為は、専門職が行えるのであれば専門職が行うべきでないか。

<カリキュラムについて>

- 専門領域を想定せずに特定行為を全て行えるオールマイティの人の養成を目指すというのは、専門領域に基づく看護学の大学院教育には馴染まない。
- 大学院教育のあり方は、時代や患者・国民のニーズに合わせて修正されていくべきである。
- 看護系大学院が馴染まないのは、医学教育を行うための実習現場、指導者、教育体制がないので当然である。医学教育課程における修士課程の方が適当なのではないか。
- 在宅分野における地域包括ケアシステムを踏まえた活躍の場を想定してほしい。
- 特定行為は実際に存在し、それらを行うためには専門領域に基づく教育が必要である。

<認証のあり方について>

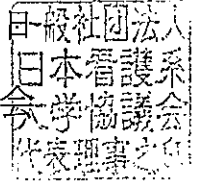
- 看護師の能力認証にかかる仕組みは、国によらず、関係学会や関係団体によるものにすべき。
- 「責任が重くなる」という具体的な内容がわからない。
- ライセンスを持って実施した人の方がライセンスのない人が実施した場合よりも責任を重く問われるとも捉えられ得るので、「責任が重くなる」という表現を安易にすべきでない。
- 能力を認証されることで、行為の実施について担保されるということでもある。特定行為を行うことについては、道義的責任及び法的責任は現在と同じ。
- 現在でも看護師は責任を負っているので、その能力について公的に認証してほしい。
- 法令上位置付けた方が、現場の看護師も安心して業務ができるし、患者も安心できる。
- 専門性の認証をするための認証機関には専門家の存在が必要だが、行為の侵襲性が高いのであればなおさらに国民の安心という点で国の関与も必要。

厚生労働省「チーム医療推進会議」

座 長 永井 良三 殿

平成 24 年 6 月 18 日

一般社団法人日本看護系大学協議会



声 明

平成 24 年 6 月 13 日に開催された厚生労働省「チーム医療推進会議」における看護師特定能力認証制度（案）では、「2 年間のカリキュラム修了者が担うことが期待される特定行為は、専門領域にかかわらず共通とし、教育内容においても共通とする（資料 5-1 より）」と提示されている。

これについて日本看護系大学協議会は、総会において以下の見解を決議した。

看護の高度専門職業人の育成は看護系大学院の使命であり、修士課程ではそれぞれの専門領域において、実践に必要な知識・技術の統合を図った教育をしている。したがって、特定行為として抽出されたすべての項目を、専門領域にかかわらず共通して大学院で教育し修得させるという考え方は、看護系大学院教育には馴染まない。

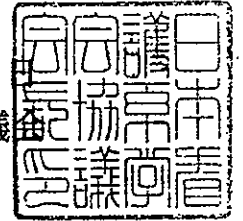
本協議会は、特定能力認証制度の枠組みが定かでない現時点においては、専門領域に基づいた看護系大学院教育とするよう強く要望する。

厚生労働省「チーム医療推進会議」

座 長 永井 良三 殿

平成 24 年 6 月 24

日本看護系学会協議



日本看護系学会協議会に属する38の看護系学会は、それぞれの専門領域における、看護学研究の成果を社会に還元する看護学学術団体として人々の健康と生活の質の向上にむけて取り組んできた。看護の活動領域の専門性に基づいて、看護ケアと医行為を統合し、国民一人一人の最善のケアに寄与できるよう看護師の役割拡大の推進に努めている。

要 望

平成 24 年 6 月 13 日に開催された厚生労働省「チーム医療推進会議」において看護師特定能力認証にかかわるカリキュラムの考え方(案)が提示された。日本看護系学会協議会は以下の理由により、修正を求める。

チーム医療推進会議資料 5-1 において「2年間のカリキュラム修了者の各活動領域において必要とされる能力は概ね共通している」とされているが、医療現場においてそれぞれの患者特性によって必要な行為は異なる。日本看護系学会協議会に所属する学会は、それぞれ専門とする活動領域をもち患者ケアの質向上に寄与する活動をしている観点から、チーム医療推進会議の示された「必要な知識・技術の枠組みは、領域に関わらず共通のものとする」とは認められない。

2年間のカリキュラムにおいても8か月間のカリキュラムにおいても看護の活動領域の専門性に基づいた教育が必須である。

チーム医療を担う看護職が、看護としての役割を果たすことが真のチーム医療を推進するという考えかたから始まった「チーム医療推進会議」であるので、看護の活動領域にねざした特定行為の実践能力の育成を重視したカリキュラムを要望する。

以上

平成 24 年度 看護師特定能力養成 調査試行事業 申請課程一覧

(五十音順)

(平成 24 年 6 月 30 日現在)

(A) 2 年課程 調査試行事業

7 大学院 11 課程

1. 継続養成課程

1	大分県立看護科学大学大学院 看護学研究科 (老年)
2	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 (慢性期)
3	聖路加看護大学大学院 看護学研究科 (老年)
4	聖路加看護大学大学院 看護学研究科 (小児)
5	聖路加看護大学大学院 看護学研究科 (精神)
6	聖路加看護大学大学院 看護学研究科 (周麻酔期)
7	東京医療保健大学大学院 看護学研究科 (クリティカル)
8	東北文化学園大学大学院 健康社会システム研究科 (周術期)
9	北海道医療大学大学院 看護福祉学研究科 (プライマリ・ケア)

2. 新規養成課程

1	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 (急性期)
2	藤田保健衛生大学大学院 (急性期・周術期)

(B) 8 ヶ月課程 調査試行事業

2 研修機関 4 課程

1. 継続養成課程

1	日本看護協会 看護研修学校 (感染管理)
2	日本看護協会 看護研修学校 (救急)
3	日本看護協会 看護研修学校 (皮膚・排泄ケア)

2. 新規養成課程

1	岩手医科大学附属病院 高度研修センター (皮膚・排泄ケア)
---	-------------------------------